

東京都子供・若者計画答申

～社会に参加し、社会を形成する若い力を育む～

平成 27 年 8 月 20 日

東京都青少年問題協議会

目 次

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画の対象.....	2
4 計画期間.....	2

第2章 計画の「理念」・「基本方針」

1 計画の理念.....	3
2 基本方針.....	3
3 施策推進の視点.....	4
4 発達段階に応じた支援の重要性.....	6
5 子供・若者の成長に関わる家庭・学校・地域・社会の役割と連携.....	7

第3章 子供・若者支援施策の具体的な展開

基本方針Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援.....	11
1 社会的自立に向けた「基礎」の形成.....	11
2 社会形成、社会参加できる力の育成.....	19
3 社会的・職業的自立を支援.....	26
4 学びの機会の確保.....	32
基本方針Ⅱ 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援.....	35
1 困難な状況ごとの取組.....	36
2 被害防止と保護.....	78
基本方針Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備.....	89
1 家庭の養育力・教育力の向上.....	89
2 家庭・地域と一体となった学校の活性化.....	96
3 子供・若者の育成環境の整備.....	100

第4章 推進体制等の整備

1 都における計画の推進体制.....	105
2 区市町村の役割.....	106
3 子供・若者支援地域協議会の仕組.....	107
4 関係機関との連携の強化、人材の養成.....	109

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

東京都は、子供たちが健やかに育ち、全ての人が希望をもって活躍できる社会の実現を目指しています。子供・若者は次代の社会の担い手であり、その健やかな成長は将来の東京の発展の礎をなすものです。

これまでも、子供・若者が社会の一員として敬愛され、かつ、良好な環境の中で、心身ともに健やかに成長できるよう、福祉、教育、雇用、男女平等、青少年健全育成等の各分野の施策において、様々な取組を行ってきました。

しかしながら、子供・若者を取り巻く環境は時代の急速な変動とともにめまぐるしく変化し、その結果生じてきた様々な困難や新たな課題に対応できずにいる子供・若者が増え、若年無業者（ニート）やひきこもりなど若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫など、子供・若者に関わる諸問題が深刻化しています。

こうした状況を踏まえ、全ての子供・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、東京都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、「東京都子供・若者計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

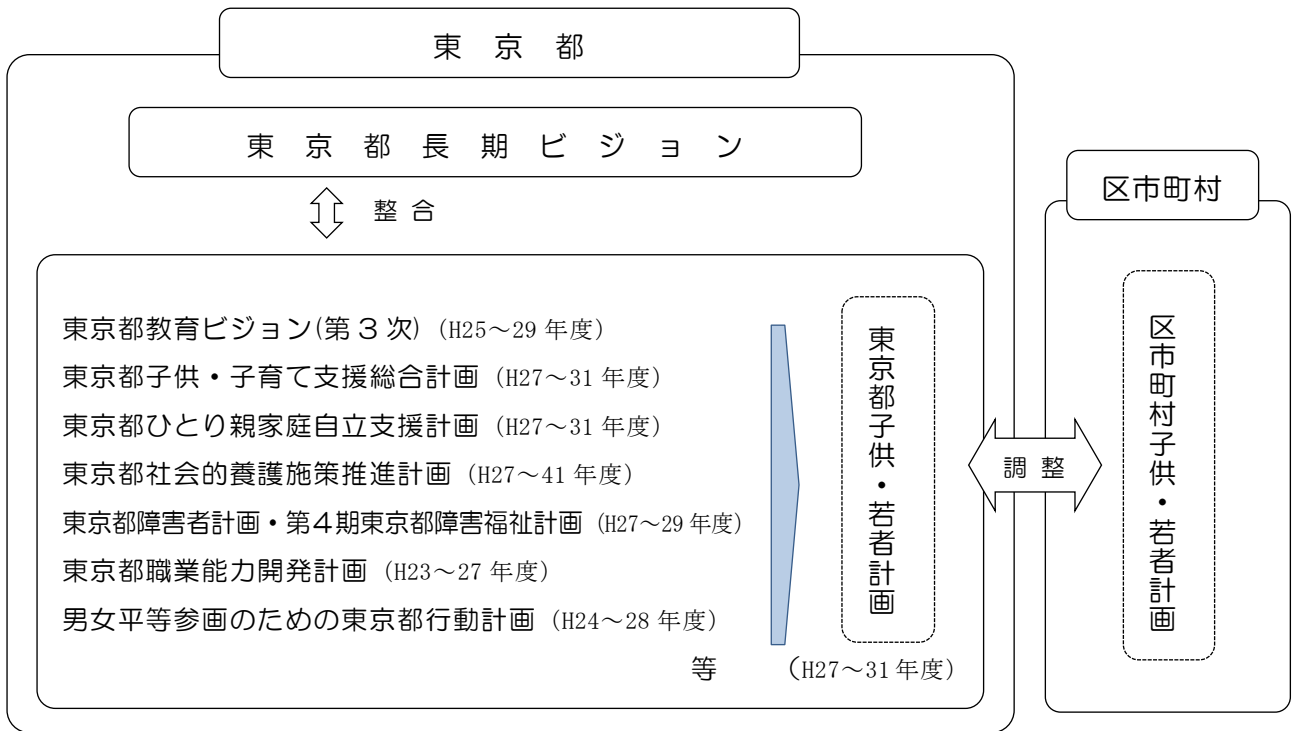
本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく都道府県子ども・若者計画として策定します。

子供・若者への支援は、福祉、教育、雇用など、関連分野における施策を総合的に行うことが必要となりますが、都では、これまでに子供・若者分野の施策を含む計画として、「東京都教育ビジョン（第3次）」、「東京都子供・子育て支援総合計画」、「東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画」、「東京都職業能力開発計画」等を策定しています。

本計画は、「東京都長期ビジョン」と整合を図りながら、これまでに策定されてきた様々な分野の計画等の中から子供・若者の育成支援に関わる施策等を集めて一覧化することで、都における取組の現状を示すとともに、今後の施策の枠組みづくりを推進します。

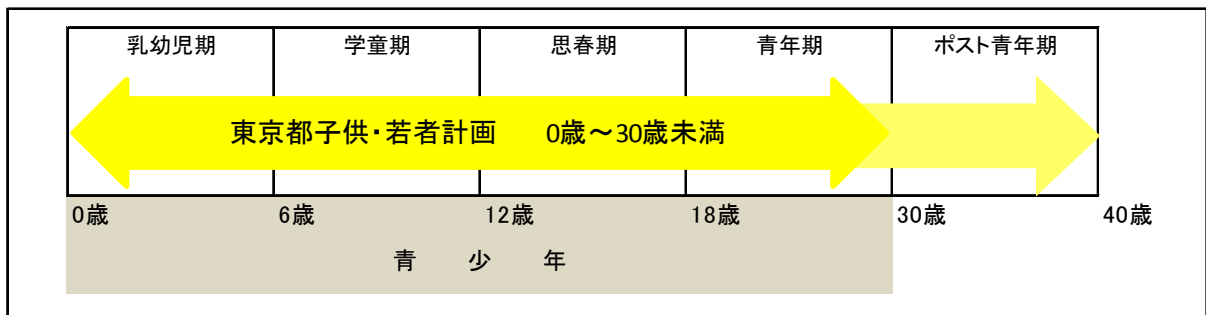
その上で、乳幼児期からポスト青年期までの切れ目ない支援の構築を目指し、社会生活を円滑に営む上で様々な困難を有する子供・若者を支援するため、都や区市町村だけでなく、国や民間の関係機関等との連携を含む地域における子供・若者育成支援のネットワークづくりを推進していきます。

その際、既存の支援の仕組だけで対応できる課題は、既存の施策等で対応することとし、本計画に基づく子供・若者育成支援ネットワークでは、現時点において、支援体制が十分ではない課題を対象として、支援の仕組を構築していくこととします。



3 計画の対象

本計画の対象となる子供・若者の範囲は、国が定めた「子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者ビジョン）」を勘案し、乳幼児期から青年期までの青少年としますが、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期も対象とします。



4 計画期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

第2章 計画の「理念」・「基本方針」

1 計画の理念

本計画は、子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子供・若者計画であり、国が定めた「子ども・若者ビジョン」を踏まえ、全ての子供・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援することを計画の理念として設定します。

「社会的自立」については、多様な解釈が可能ですが、本計画では、国の「子ども・若者ビジョン」の理念等を踏まえ、社会的自立を果たした青年の姿を、社会との関わりの中で自立した個人としての自己を確立し、社会に適応するのみならず、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けた青年と位置付けます。

2 基本方針（基本理念の実現に向けて取り組むべき方向性）

基本方針Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援

- 1 社会的自立に向けた「基礎」の形成
- 2 社会形成、社会参加できる力の育成
- 3 社会的・職業的自立を支援
- 4 学びの機会の確保

基本方針Ⅱ 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援

- 1 困難な状況ごとの取組
- 2 被害防止と保護

基本方針Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

- 1 家庭の養育力・教育力の向上
- 2 家庭・地域と一体となった学校の活性化
- 3 子供・若者の育成環境の整備

3 施策推進の視点

視点1 一人一人の子供・若者の最善の利益を尊重する視点

- ・多くの人やモノ、情報が集積する東京には、多様な生活習慣・文化・価値観などを持つ多様な人々が暮らしています。これからの時代を生きる子供・若者には、自身が社会の一員であるとの自覚を持ち、互いの価値観を認め合い、共に生きていく社会を自らの力で切り拓いていく力を身に付けることが求められます。
- ・一人一人の子供・若者が自己を確立し、円滑に社会生活を営み、社会の能動的形成者となるためには、全ての子供・若者の成長・発達を応援するとともに、困難を抱えている子供・若者がその置かれている状況を自身の力で克服していくことを支援していく必要があります。
- ・その際、子供・若者を育成の対象として捉えるのではなく、社会を構成する重要な主体として位置付け、大人と共に生きるパートナーとして子供・若者自身の意見や選択を最大限尊重していくことが重要です。

視点2 子供・若者の社会的自立を発達段階に応じて支援する視点

- ・子供・若者は、家庭、学校・職場、地域社会との関わりの中で成長・発達していきます。
- ・子供・若者の支援に当たっては、青年期における社会的自立をゴールとし、乳幼児期から学童期、思春期、青年期まで、子供・若者のライフサイクルを見通し、発達段階ごとに必要となる支援を継続的に行うことが求められます。
- ・また、子供・若者の成長や発達には個人差があるため、一人一人の心身の成長に配慮しながら、「将来」をより良く生きることができるよう、子供・若者の「今」を支援する必要があります。

視点3 子供・若者の状況に応じた支援に社会全体で重層的に取り組む視点

- ・子供・若者は、生まれ育つ環境を自ら選ぶことはできません。子供・若者が様々な困難や課題を抱えこまないためには、子供・若者やその家族を社会全体で受け入れ、支えていく必要があります。
- ・それぞれの困難や課題には、複合的な原因や背景があることを十分に理解した上で、福祉、教育、雇用等のあらゆる分野がネットワークを作り、相互に連携して支援していくことが求められます。
- ・次代の子供・若者を育てていくのは、親や大人の責任です。大人一人一人が社会の一員としての役割と責任を自覚し、自らの行動で子供に示していかなければなりません。

<参考>

(国)「子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者ビジョン）」

策定の考え方

- ・子ども・若者を「育成」の対象ではなく、社会を構成する重要な「主体」として尊重
- ・子ども・若者を中心に据え、地域ネットワークの中で成長を支援
- ・「すべて」の子ども・若者と「困難を抱えている」子ども・若者の両方を支援
- ・「今」を生きる子ども・若者を支えるとともに、「将来」をよりよく生きるための成長も支援
- ・大人がその役割の重要性を認識し、積極的によりよい社会づくりを推進

5つの理念

- 1 子ども・若者の最善の利益を尊重
- 2 子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー
- 3 自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援
- 4 子ども・若者一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施
- 5 大人社会の在り方の見直し

3つの重点課題

- 1 子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身に付けるための取組
- 2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組
- 3 地域における多様な担い手の育成

施策の基本的方向

- 1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する
- 2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
- 3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する

4 発達段階に応じた支援の重要性

子供・若者には一人一人異なる資質や特性があり、その成長には個人差がありますが、子供の発達の道筋や順序性には多くの子供に共通して見られる特徴があります。子供は成長とともに視野を広げ、認識力を高め、自己探求や他者との関わりを深めていきますが、そのためには、発達段階にふさわしい生活や活動を十分に経験することが重要です。

各発達段階における特徴を踏まえた成長をそれぞれの段階で達成することで、子供の継続性ある望ましい発達が期待されますが、一方で、それが達成されなかった場合には、その後の発達にも影響が生じる可能性があります。

子供の発達には段階があり、社会的自立に向けた基盤となる「生きる力」は、乳幼児期から青年期に至るまで、それぞれの発達段階に応じて継続的に培われていくこととなりますが、現在の子供・若者をめぐる社会環境を踏まえると、子供の成長を支援していくに当たっては、発達段階ごとの特徴を踏まえた対応を行っていくことが重要です。

(1) 乳幼児期

乳幼児期は、親をはじめとする周囲の大人の愛情や信頼関係と安定した情緒の中で人間性の基礎が形成され、健康な身体が育まれます。

また、ほとんどの子供は小学校就学前に幼稚園、認定こども園、保育所等に通い、遊びなどの生活の中で基本的な生活習慣、集団生活のルールなど、健全な心身の発達の基礎を学んでいきます。

<発達段階で重視すべき課題>

- ・愛着の形成
- ・人に対する基本的信頼感の獲得
- ・基本的な生活習慣の形成
- ・十分な自己の発揮と他者の受容による自己肯定感の獲得
- ・道徳性や社会性の芽生えとなる遊びなどを通じた子供同士の体験活動の充実

(2) 学童期（小学生）

学童期は、乳幼児期に主に家庭で培った、基本的な生活習慣を土台に、社会生活を送るうえで必要な基礎的な知識を身に付けると同時に、スポーツ・体育を通じて体力を育み、心身の健全な発達を図っていく時期です。

また、生活が家族から次第に仲間同士に移っていく中で、様々な人間関係を体験し、集団のルール、社会性を身に付けていきます。

<発達段階で重視すべき課題>

小学校低学年

- ・「人として、行ってはならないこと」についての知識と感性の涵養や、集団や社会のルールを守る態度など、善悪の判断や規範意識の基礎の形成
- ・自然や美しいものに感動する心などの育成（情操の涵養）

小学校高学年

- ・抽象的な思考の次元への適応や他者の視点に対する理解
- ・自己肯定感の育成
- ・自他の尊重の意識や他者への思いやりなどの涵養
- ・集団における役割の自覚や主体的な責任意識の育成
- ・体験活動の実施など実社会への興味・関心を持つきっかけづくり

(3) 思春期

思春期に入る青年前期から中期にかけては、基本的な知識とそれを応用する力を付ける時期です。また社会や自分の将来への関心を高める時期で、興味や関心、将来の目標を踏まえて学ぶ内容を選択していく時期でもあります。

一方、思春期には、子供たちの活動範囲や交友関係が拡大し、また反抗期を迎える時期でもあり、乳幼児期から家庭、学校、地域などで育まれてきた、生活習慣や規範意識が揺らぐ時期でもあります。

<発達段階で重視すべき課題>

中学生

- ・人間としての生き方を踏まえ、自らの個性や適性を探求する経験を通して、自己を見つめ、自らの課題と正面から向き合い、自己の在り方を思考
- ・社会の一員として他者と協力し、自立した生活を営む力の育成
- ・法やきまりの意義の理解や公德心の自覚

高校生

- ・人間としての在り方や生き方を踏まえ、自らの個性・適性を伸ばしつつ、生き方について考え、主体的な選択と進路の決定
- ・他者の善意や支えへの感謝の気持ちとそれにこたえること
- ・社会の一員としての自覚を持った行動

(4) 青年期

青年期は、選択した進路において、社会人として自立する時期です。また、社会において必要とされる高度な知識や素養を学ぶ時期でもあります。

<発達段階で重視すべき課題>

- ・自己同一性（アイデンティティ）の確立

5 子供・若者の成長に関わる家庭・学校・地域・社会の役割と連携

人間は、他者や社会との関わりの中で生きていく存在です。しかし、少子化や核家族化に加え、都市化の進展によって、家族や地域の養育力・教育力が低下している都市部では、子供の成長・発達にとって必要な他者や地域との関係性が薄れ、経験や体験が不足しがちになります。このため、意識的に体験活動の場へ参加する機会を増やしていくことも必要です。

また、子供・若者の成長を子供に関わる家庭、学校、地域、社会が、それぞれの特性を生かしながら、相互に連携・協力して重層的に支援していくことが重要です。

(1) 家庭 ー基本的な生活習慣等を身に付け、家族愛の中で心の居場所を見出す場ー

子供の教育は、家庭から始まります。子供は、親をまねて、あるいは、親の叱る言葉やほめ言葉によって、しなければいけないこと、してはいけないこと、我慢しなければいけないことなどの規則や基本的な生活習慣を身に付けていきます。基本的な生活習慣が健康につながることや、努力や我慢をして物事を成し遂げると達成感の喜びがあることを学ぶことは、子供の成長に大変重要なことです。家庭がしつけや基本的な生活習慣を教えなければ、学校や地域が教えても日常生活の中にはなかなか根付きません。家庭でのしつけを土台として学校や地域、社会でのルールやマナーが身に付いてくるのです。

さらに、子供は、親や大人への依存関係や信頼関係の中で安定した心の居場所を確保することになります。子供は誕生から一人立ちするまで、はじめのうちは全面的に、成長するにつれて距離をもちながらも、父性、母性、家族の愛や慈しみに守られて大きくなります。家庭の外での冒険や競争からくる心理的な緊張状態も家庭の中で癒されることで、再び外へと出て行く意欲へとつながるのです。そして、その意欲を、最終的には社会への自立へとつなげ、責任を持って一人前の大人へ育て上げていかなければなりません。これができるのは家庭です。このような意味で、家庭は子供の教育の原点であると同時に最終責任者でもあります。

(2) 学校等 ー社会で求められる知識・技能、人間関係の基礎などを習得する場ー

子供たちは、学校生活の中で互いに切磋琢磨しながら、自立した人間として社会で活躍するために必要な知識や技能を学び、また、協調や競い合いの中で、人間関係の基礎を身に付け、社会に出る準備をします。

幼稚園・保育所などでは、遊びなどの生活の中で基本的な生活習慣にかかわることも含めて学んでいきます。小学校に入学すると、同年齢の子供たちと一緒に授業を受けるようになります。中学校、高等学校、大学・専門学校等と成長するにつれて、学ぶ内容も自分で選ぶようになり、次第に高度で専門的になっていきます。

さらに、同年齢の仲間や異年齢の子供たちとの交わりを通して、様々な刺激を受け、友人をつくったり、異性への憧れを経験したりして豊かな人間関係の基礎を培うこととなります。

また、社会で求められる知識・技能や人間関係の基礎などの習得のためには、一人の子供の各成長段階を見通し、幼稚園・保育所から小・中学校、さらに高校・大学など、それぞれの学校間の連携は、欠くことができない大切なことです。

(3) 地域 ー人間関係や社会の中での習慣や規則を学ぶ場ー

子供たちは、自分の家庭以外の家庭や職業、生活を見ることにより、今まで気付かなかったより広い世界があることに気がきます。また、地域の大人から親とは異なることで叱られたり、誉められたりすることにより、家庭内では気がつかなかったことでも、大切にしなければならないことやしてはいけないことがあることを学びます。

さらに、遊びや運動などを通し、先輩や後輩を交えた人間関係の中で、人と協力すること、あるいは、意見を異にしたときにそれをどのように調整していくかなどを体験的に学ぶこととなります。また、地域行事にかかわることは、子供たちにとって地域における共通の文化や価値観を共有するための貴重な機会でもあります。これら地域における様々な体験は、自然に、子供・若者たちに豊かな人間関係や社会における習慣やルールを身に付けさせ、同時に、地域社会への参加・参画を促すこととなります。

(4) 社会 ー職業生活や社会貢献を通じて自己実現を図る場ー

若者たちは、企業等での職業生活を通し、経済的に独立するとともに、多くの試練を経験し、磨かれることで自立した社会人として認められていくようになります。また、多様な学習機会を活用して、職業人として必要な高度な知識・技能、大人としての文化・教養を学んでいきます。

さらに、若者たちは、余暇時間の増大の中で、ボランティア活動やNPO活動の実践などを通して、社会への積極的なかかわりをもつことにより、自己実現を図っていくこととなります。

第3章 子供・若者支援施策の具体的な展開

I 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援

1 社会的自立に向けた「基礎」の形成

- (1) 基本的な生活習慣の形成
- (2) 確かな学力の育成
- (3) 豊かな人間性の育成
- (4) 健やかな心と体をつくる

2 社会形成、社会参加できる力の育成

- (1) 時代の変化に対応できる力の育成
- (2) 社会貢献の精神の育成
- (3) 健康・安全に生活できる力を養う
- (4) 子供・若者の自立や社会貢献、社会参加の意欲を育む多様な交流機会の確保

3 社会的・職業的自立を支援

- (1) 就業能力・意欲の習得の促進
- (2) 職業教育、職業訓練の充実
- (3) 様々な就業支援
- (4) 社会生活において必要な知識の付与

4 学びの機会の確保

- (1) 就園・就学支援
- (2) 様々な学習支援

II 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援

1 困難な状況ごとの取組

- (1) いじめ
- (2) 不登校・中途退学
- (3) 障害のある子供・若者への支援
- (4) 若年無業者(ニート)、非正規雇用対策
- (5) ひきこもり対策
- (6) 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援
- (7) ひとり親家庭に育つ子供への支援
- (8) 自殺対策
- (9) 特に配慮が必要な子供・若者への支援

2 被害防止と保護

- (1) 児童虐待防止対策
- (2) 社会的養護体制の充実
- (3) 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等

III 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

1 家庭の養育力・教育力の向上

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 家庭教育への支援

2 家庭・地域と一体となった学校の活性化

- (1) 開かれた学校づくり
- (2) 放課後の居場所づくり
- (3) 地域における多様な活動の場の提供

3 子供・若者の育成環境の整備

- (1) 地域における子供の安全対策
- (2) 社会環境の健全化の推進
- (3) 地域で推進する「こころの東京革命」

基本方針Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援

1 社会的自立に向けた「基礎」の形成

全ての子供・若者が、社会的・職業的に自立し、生き生きと活躍していく社会を実現していくためには、一人一人の子供・若者が、「確かな学力」や「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康と体力」を身に付けていくことが必要です。

これら3つの要素からなる「生きる力」を、乳幼児期からの家庭や学校等における教育の中で育成し、学校段階修了までに、社会人として必要な力を調和よく、着実に身に付けることができるよう、一人一人の個性や能力を十分に踏まえた上で、子供・若者の心身の成長・発達を支援していきます。

【1 基本的生活習慣の形成】

- 子供の心身の健康や意欲は、正しい生活習慣の下での充足感ある生活が基盤となります。生活習慣づくりは、自己管理能力を身に付けていくことの基礎にもなります。
- 乳幼児期に主に家庭で培った基本的生活習慣を土台に、小学校では、挨拶をすることや社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことを理解する指導を重視するなど道徳教育を充実しています。中高生については、睡眠習慣をはじめとする生活習慣の改善などを図っています。
- また、食育を通じて、子供たちが食に関する正しい知識を身に付け、自らの食生活を考え、望ましい食習慣を実践することができるようにします。

【2 確かな学力の育成】

- 小・中学校においては、児童・生徒一人一人が「学びの基礎」となる基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得することができるよう習熟度別指導や反復学習を行い、「できないこと」「わからないこと」をそのままにしない学習を徹底します。
- 児童・生徒が習得した知識・技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を培うとともに、主体的に学習に取り組む態度を育成します。
- 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばすため、高等学校教育の充実を図り、能力や適性、興味・関心、進路希望等に応じて学ぶことができるよう、多様なタイプの都立高校を開設しています。
- 生徒の能力の伸長と進路実現を図るため、魅力ある専門高校づくりを進めます。
- チャレンジスクールやエンカレッジスクールなどにおいて、小・中学校や高校で十分な基礎学力を身に付けられなかったり、十分に力を発揮することができなかった生徒の学び直しを応援します。

【3 豊かな人間性の育成】

- 子供は、成長の過程で他者と人間関係を築きながら、自らを律しつつ、他者と協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を育んでいきます。
- 学校教育では、子供たちが誰に対しても思いやりの心を持つことや広い心で自分と異なる意見や立場を大切にするとともに、思考力、判断力、表現力等を育成し、自分や相手の考えを相互に伝えたり理解したりすることができるよう言語活動を充実し、人間関係力の基礎となるコミュニケーション能力の向上を図っています。
- 子供が自分のよさに気付き自信を持つなど自己肯定感を育むことができるよう、「自尊感情測定尺度※」を活用しながら、「褒められる、認められる、感謝される」体験を増やしていきます。
- 道徳教育を充実し、社会性や礼儀、規範意識を大切にすることを育んでいきます。
- 幼児・児童・生徒が人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けることができるよう、人権教育を推進します。

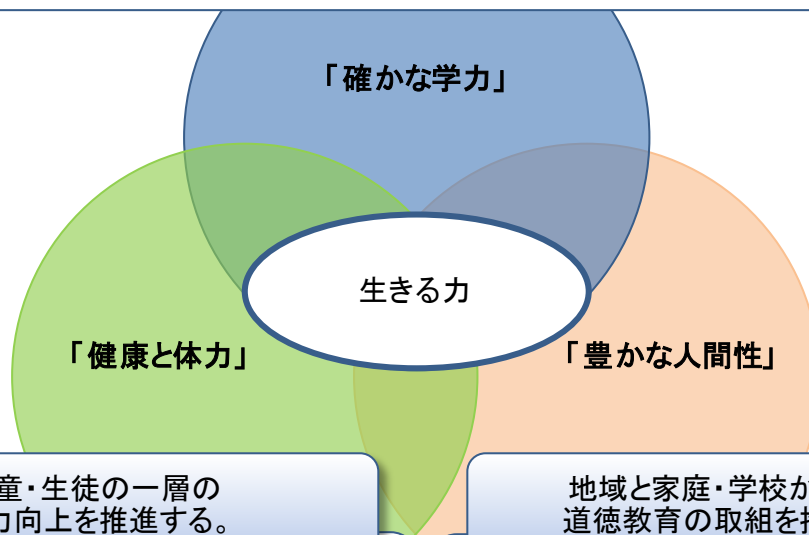
※「自尊感情測定尺度」の東京都版として、「自己評価シート」を開発しました。自尊感情とは、自分のできないことなど全ての要素を包括した意味での「自分」を他者との関わり合いを通してかけがえのない存在、価値ある存在としてとらえる気持ちです。

【4 健やかな心と体をつくる】

- 子供の発育・発達のためには、心と体が健康であることが基本です。定期的な健康診断等により健康管理を行っているほか、感染症予防やアレルギー対策等に取り組んでいます。
- 体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わる、生きる力の重要な要素です。子供の基礎体力を向上させ、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができるようにするため、子供の生活スタイルを活動的なものにしていきます。
- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を踏まえ、子供がスポーツにより心身の調和的な発達を遂げ、スポーツを楽しむとともに、オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善など、その果たす役割を正しく理解し、進んで平和な社会の実現に貢献することができるようオリンピック・パラリンピック教育を推進します。

児童・生徒一人一人の学力向上を図る。

- 都独自の学力調査の結果を踏まえた授業改善や習熟度別指導ガイドラインに沿った効果的な指導を推進する。
- 理数教育の推進により科学技術分野への関心を高め、学力の向上を図る。



児童・生徒の一層の
体力向上を推進する。

- 「一校一取組」運動や脳と体を調整するコーディネーショントレーニングの全校実施、中学校「東京駅伝」大会を開催する。
- スポーツを楽しむ地域の環境を醸成する。

地域と家庭・学校が連携した
道徳教育の取組を推進する。

- 東京都道徳教育教材集等の活用及び道徳授業地区公開講座の充実・推進
- 伝統文化や自然体験等により親子の触れ合いを促進する。
- 奉仕体験の実施により規範意識や公共心を身に付ける。

〈2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けての取組〉

児童・生徒がオリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善など、その果たす役割などをより深く理解し、国際社会の平和と発展に貢献することができるよう、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。

1 社会的自立に向けた「基礎」の形成に係る施策等一覧

1- (1) 基本的な生活習慣の形成

就学前教育の充実	(実施主体)	(所管局)
<p>◆小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園、幼稚園及び保育施設と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図ります。このことにより、認定こども園、幼稚園及び保育施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との円滑な接続を推進します。 	都	教育庁
<p>◆乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト</p> <p>子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施します。</p>	都	教育庁
<p>◆家庭での基本的な生活習慣の確立とつけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の学ぶ意欲の基礎は、家庭における基本的な生活習慣の確立やしつけによって培われます。家庭と連携し、基本的な生活習慣や学習習慣を確立します。 	小・中：区 市町村 高：都	教育庁
<p>◆「こころの東京革命」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次代を担う子供に、親と大人が責任を持って正義感や倫理観、思いやりの心を育み、自らが手本となって、人が生きていく上で当然の心得を伝えていきます。 ・「毎日きちんと挨拶させよう」「善いことは誉め、悪いことは叱ろう」など『こころの東京ルール』を普及していくほか、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、「おもてなしの心」や「思いやりの心」を伝えていきます。 	小・中：区 市町村 高：都	青少年・治安対策本部 教育庁
<p>◆食を通じた子供の健全育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児期からの健康的な食習慣の確立を図るため、「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及を行うとともに、区市町村等が実施する親子食育教室等の開催を支援します。 ・「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」を開催し、区市町村や保健所における食を通じた子供の健全育成のための推進方策の検討や情報交換等を行い、各自治体の取組を支援します。 	都	福祉保健局
<p>◆学校における食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちが食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、食育の推進を図ります。 ・また、「食育研究指定地区」に指定した区市に栄養教諭を継続して配置し、地場産物を活用した食育の実践研究を行い、研究成果を全区市町村に普及し、学校における食育の一層の推進を図ります。 	小・中：区 市町村 高：都	教育庁

1- (2) 確かな学力の育成

①学力の向上

基礎学力の保障等	(実施主体)	(所管局)
<p>◆学びの基礎の徹底（小・中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「習熟度別指導ガイドライン」に基づく指導を推進します。 ・「東京ベーシック・ドリル」を活用した反復学習を行い、基礎的・基本的事項の徹底を図ります。 ・算数・数学、理科の基礎学力定着のための学力ステップアップ推進地域を指定し、基礎学力定着アドバイザーによる校内研修や研究授業を通じた教員支援や外部指導員による児童・生徒への補習等を行います。 	小・中：区 市町村 高：都	教育庁

<p>◆学力の定着（高等学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都立高校学力スタンダード」を基に、全都立高校で自校の学力スタンダードを作成して具体的な学習目標を明示します。校内で組織的・効果的な指導を行い、その指導と評価を一体的に行うことにより、指導内容・方法の改善を図ります。生徒の学力を的確に把握し、十分に身に付いていない生徒がいた場合は繰り返し指導することで学力の確実な定着を図ります。 ・専門高校では、「都立専門高校技能スタンダード」を策定します。 	都	教育庁
<p>◆能動的学修（大学教育）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校において培われた「生きる力」・「確かな学力」の基礎に立ち、「課題探究能力」を身に付けられるよう、各大学では、能動的学修（アクティブ・ラーニング）への転換や十分な質を伴った学修時間の確保など、学生の主体的な学びの確立に向けた取組を進めています。 	各設置者	—
<ul style="list-style-type: none"> ・首都大学東京では、学生が「本物の“考える力”」を身に付ける確かな環境を確立するため、全学的な教育改革の基本方針を策定し、能動的学修を促進するための授業補助体制の整備や厳格な成績評価など、全学的な教育改革の推進に取り組んでいます。 	公立大学法人 首都大学東京	総務局

②高校教育の充実

特色のある教育活動を行う学校	(実施主体)	(所管局)
<p>◆進学指導重点校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の日本のリーダーとなり得る高い資質をもった生徒に対し、国家や社会に対する責任と使命を自覚させるとともに、思考力、判断力、表現力を鍛え、難関国立大学等への進学希望も実現させるため、組織的・計画的に進学対策を推進し、都立高校全体をけん引する役割を担う高校として、進学指導重点校を指定しています。【日比谷、戸山、西、八王子東、青山、立川、国立】 	都	教育庁
<p>◆進学指導特別推進校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の日本社会を支える高い資質をもった生徒の能力を一層伸長させ、国公立大学や難関私立大学等への進学希望も実現させる学校として、過去の進学実績、進学指導に対する取組状況を総合的に判断し、進学指導特別推進校を指定しています。【小山台、駒場、新宿、町田、国分寺、国際】 	都	教育庁
<p>◆進学指導推進校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進学対策を進める都立高校の裾野を広げることにより、地域からの信頼を向上させるため、全都的な配置バランス、地域ニーズ、過去の進学実績、進学指導に対する取組状況等から総合的に判断し、進学指導推進校に指定しています。【三田、豊多摩、竹早、北園、墨田川、城東、小松川、武蔵野北、小金井北、江北、江戸川、日野台、調布北】 	都	教育庁
<p>◆科学技術高校（科学技術科）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術者として生涯にわたり専門性を高めていくために必要な意欲、態度や知識・技能を身に付け技術革新に主体的に対応できる人材を育成するため、大学等に進学し、継続して学習することを前提とした教育を行っています。【科学技術、多摩科学技術】 	都	教育庁
<p>◆産業高校（産業科）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産・流通・消費の基礎と相互の関連を学んだ上で、自己の進路希望に沿った専門教科を学び、幅広い視野と確かな職業観を備えた人間、商工業の知識を基に将来自ら起業を目指そうとする志あふれる人間を育成する教育を行っています。【橋、八王子桑志】 	都	教育庁
<p>◆進学型専門高校（ビジネスコミュニケーション科）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスに関する基礎的・基本的な知識と技能を習得させ社会の変化に主体的に対応し、将来、国際社会で活躍できるスペシャリストを育てる教育を行っています。【千早、大田桜台】 	都	教育庁

多様なタイプの高校	(実施主体)	(所管局)
<p>◆中高一貫教育校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校における中等教育の複線化を図り、6年間の一貫した教育により、様々な分野でリーダーとなり得る人材の育成を図ります。 ・①中等教育学校、②併設型中高一貫教育校があります。なお、中等教育学校では、高校からの入学者の募集は行いません。 【①桜修館、小石川、立川国際、南多摩、三鷹、千代田区立九段中等教育学校②白鷗、両国、武蔵、富士、大泉】 	都 区 市 町 村	教育庁
<p>◆総合学科高校（総合学科）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な科目を開設して、普通教育と専門教育を総合的に行う学校です。自己の進路への自覚を深めることができる科目など幅広い選択科目を設置し、多様な能力、適性等に対応した柔軟な教育を行っています。【晴海総合、つばさ総合、杉並総合、若葉総合、青梅総合、葛飾総合、東久留米総合、世田谷総合、町田総合、王子総合】 	都	教育庁
<p>◆単位制高校</p> <p>(1) 多様な学習型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒一人一人の個性や特性、進路希望に対応した多様な学習を可能とする教育を行っています。【飛鳥、芦花、上水、美原、大泉桜、翔陽、忍岡、板橋有徳】 <p>(2) 進学重視型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位制の特質を生かし、生徒の難関大学等への進学希望を実現します。【墨田川、国分寺、新宿】 <p>(3) 専門型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門高校で学ぶ生徒の興味・関心等に応じた単位制の特質を生かした教育を行っています。【六郷工科】 	都	教育庁
<p>◆昼夜間定時制高校（単位制）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位制で昼夜開講多部制の高校です。様々な進路希望に対応した多様で弾力的な教育を行っており、3年での卒業も可能です。【一橋、浅草、荻窪、八王子拓真、新宿山吹、砂川】 	都	教育庁
<p>◆チャレンジスクール（定時制・単位制総合学科）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校時代に不登校経験のある生徒や高校の中途退学者等を主に受け入れる総合学科・三部制（午前部・午後部・夜間部）の高校で、3年での卒業も可能です。【桐ヶ丘、世田谷泉、大江戸、六本木、稔ヶ丘】 	都	教育庁
<p>◆エンカレッジスクール（全日制普通科・工業科）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、社会生活を送る上で必要な基礎的・基本的学力を身に付けることを目的として指定しています。【足立東、秋留台、練馬工業、蒲田、東村山】 	都	教育庁
学びなおしの支援	(実施主体)	(所管局)
<p>◆チャレンジスクール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒など、能力や適性を十分に生かし切れなかった生徒が自分の目標を見つけてチャレンジすることを応援する定時制課程総合学科の高等学校です。 	都	教育庁 (再掲P16)
<p>◆エンカレッジスクール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個に応じた指導と分かる授業」により、小中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援する全日制課程の高等学校です。普通科の外、工業科にも設置しています。 	都	教育庁 (再掲P16)

1－(3) 豊かな人間性の育成

①人間関係力の育成

コミュニケーション能力の向上	(実施主体)	(所管局)
<p>◆言語活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国語科をはじめとする各教科などにおける説明、批評、論述、討論などの言語活動を充実し、論理や思考などの知的活動、コミュニケーション、感性・情緒などの基盤を育成します。 	小・中：区 市 町 村 高：都	教育庁

子供の読書活動の推進（「第三次東京都子供読書推進計画」）	（実施主体）	（所管局）
◆不読率の改善と読書の質の向上 ・朝読書（小・中学校）や、読書週間・読書月間（高校）の実施により、不読率を改善するとともに、読む本の質を向上させ、読書に主体的に関わる態度を育成します。	小・中：区 市町村 高：都	教育庁
◆成長段階に応じた読書活動の支援 (1) 乳幼児 ・乳幼児健診等の様々な機会を活用し、子供への読み聞かせの充実や保護者等への乳幼児期の読書の重要性について啓発します。 (2) 小・中学生 ・目的をもって読書を行い、他人に伝えることができるよう、朝読書で「気に入ったフレーズ」等を伝える機会を設ける取組や、中学生が小学校や幼稚園で読み聞かせを行う等の異年齢・異校種間の交流等を進めていけるよう区市町村を支援します。 (3) 高校生 ・課題解決のために読書等が主体的にできるよう、各教科の授業等において文章理解や調べ学習等の指導を推進します。また、読書の幅を広げ、読解力を向上させるため、多様なジャンルのおすすめ本の解説等を発信し、高校での活用を促します。 (4) 特別な支援を必要とする児童・生徒 ・読書に親しむことができるよう、障害の状況に応じて、読み聞かせ等の工夫やデイジー図書等ICT機器の一層の活用等の指導を行います。また、発達障害等の児童・生徒に対する指導事例を紹介していきます。	小・中：区 市町村 高：都	教育庁
様々な体験活動の機会の提供	（実施主体）	（所管局）
◆体験活動の充実 ・芸術表現活動、宿泊活動、自然体験活動など、他者と関わり、協調・協働しながら課題に取り組む活動を通じて、児童・生徒の思考力・判断力・表現力の向上や、コミュニケーション能力、自己肯定感、社会性、責任感等の育成を図ります。	小・中：区 市町村 高：都	教育庁
◆こころの東京革命推進モデルの指定 ・家庭、地域社会、学校が互いに協力し合い、地域ぐるみで子供を育成する取組や、子供の体験を豊かにする取組を「こころの東京革命推進モデル」として指定し、他地域での活動の際に参考とすることで取組の拡大を図っています。	都 区市町村	青少年・治安対策本部

② 規範意識、社会性の育成

道徳教育の充実	（実施主体）	（所管局）
◆「東京都道徳教育教材集」の活用 ・小中学校において、都が独自に作成した「東京都道徳教育教材集」を活用して道徳授業地区公開講座を充実し、学校や家庭、地域・社会と一体となって子供たちの道徳性を高める取組を推進します。	区市町村	教育庁
◆都立高校の新教科「人間と社会（仮称）」の設置 ・都立高校においては、全ての高校で実施してきた教科「奉仕」を発展させた新教科「人間と社会（仮称）」を設置し、道徳性を養い、よりよい生き方を主体的に選択し、行動する力を育成します。 ・人としての生き方の指針となる道徳的な価値観を深める学習と、社会との関わりの中で自分の生き方を考え行動する力を育成するキャリア教育に関する学習を、演習や体験活動を通じて一体的に学びます。	都	教育庁
◆学校における動物愛護等の普及・啓発 ・動物飼育の指導法の開発や獣医師等との連携に先進的に取り組む小学校を推進校に指定し、その成果を全都に普及・啓発していきます。	区市町村	教育庁
人権の尊重	（実施主体）	（所管局）
◆人権教育の推進 ・幼児、児童・生徒が、人権尊重の理念を正しく理解し、互いに尊重し、支え合いながら生きることを学ぶとともに、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付けることができるよう、人権教育を推進します。	小・中：区 市町村 高：都	教育庁
規範意識等の醸成	（実施主体）	（所管局）
◆指導資料「しまりをまもる こころを育てる」 ・「規範意識の芽生え」を醸成するための指導資料を作成し、幼稚園・保育所、小学校に配布します。	区市町村	教育庁

<p>◆「生活指導統一基準」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立高校生の基本的なルール・マナーの理解及び実践する力の向上を図るとともに、自らの行動に責任をもつ意識を育むことを目的として「生活指導統一基準」を策定し、全都立高校における生活指導の充実を図ります。 	都	教育庁
---	---	-----

1-(4) 健やかな心と体をつくる

アレルギー疾患対策	(実施主体)	(所管局)
<ul style="list-style-type: none"> ・「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」などを活用した研修や講演会を実施し、人材育成や普及啓発を推進します。 ・また、平成27年中に施行されるアレルギー疾患対策基本法に則った施策を展開します。 	都	福祉保健局
<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する学校教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進します。 	小・中：区 市町村 高：都	教育庁
体力向上の推進	(実施主体)	(所管局)
<p>◆「総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）」</p> <p>(1) 質の高い教育実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育授業での工夫した実践と授業時数の増加 ・小学校への体育専科教員の導入 ・運動部活動の振興、競技力の向上及び運動環境の整備 スポーツ名門校づくり、スポーツ特別強化校の指定 <p>(2) マネジメントサイクルの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細な実態調査とその活用 東京都統一体力テストの全公立学校での実施 ・体力向上プログラムの展開 「学年別体力・運動能力ミニマム」の策定 <p>(3) 幼児期からの運動実践と情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供（10歳頃まで）の発達にふさわしい運動の実践 ・基本的な生活習慣の確立と日常生活における身体活動量の増加 「早寝早起き朝ごはん」、「1日1万5千歩」キャンペーン、小学校における1日60分の遊び・運動時間の確保 週に1日「ゲームをしない日」運動の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・アクティブライフの普及・啓発・促進 <p>※アクティブライフ：日常生活における炊事、洗濯、家事、手伝い、買い物等をなるべく身体を動かして行うよう努め、移動は自動車を控え徒歩を増加させ階段を昇降することを心掛けます。休日は屋内よりも屋外に出かけ運動やスポーツを含め活動的な生活を送り、体を動かすことに心地良さを感ぜられるようにライフスタイルを設計します。</p>	小・中：区 市町村 高：都	教育庁
<p>◆「東京都体力向上努力月間」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年10月を体力向上努力月間とし、都民一人一人の体力向上に関する意識を高めるため、幼稚園・学校、家庭及び地域が協力し、子供の体力向上の取組を強化・推進しています。 	区市町村	教育庁
<p>◆中学生「東京駅伝」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学2年生を対象に、学校や部活動の垣根を越え、区市町村単位で男女それぞれ選抜チームを結成し、男子42.195キロメートル、女子30キロメートルを襷（たすき）でつなぐ、区市町村対抗の駅伝競走を開催しています。 ・各中学校や区市町村の予選会をはじめとした、東京駅伝への様々な取組を通じて、多くの中学生が、より高い目標に向かって切磋琢磨し、持久力や頑張り通す忍耐力をはぐくむことにより、中学生全体の体力と精神力の向上を図っていきます。 	都 区市町村	教育庁
スポーツを通じた心身の健全育成	(実施主体)	(所管局)
<p>◆オリンピック・パラリンピック教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を踏まえ、子供がスポーツにより心身の調和的な発達を遂げ、オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善など、その果たす役割を正しく理解し、進んで平和な社会の実現に貢献することができるよう、オリンピック・パラリンピック教育を推進します。 	小・中：区 市町村 高：都	教育庁

② 社会形成、社会参加できる力の育成

情報化社会の進展や社会・経済のグローバル化など、現在の子供・若者を取り巻く環境は急速に変化しています。変化の激しいこれからの時代を生き抜くためには、基礎的・基本的な知識・技能を活用し、自分で課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力が求められます。

さらに、社会の一員として我が国や社会を発展させていくためには、公共の精神をもち、社会に主体的に参画し、よりよい国づくり、社会づくりに主体的に取り組む力を身に付けることが必要です。

【1 時代の変化に対応できる力の育成】

- 世界を舞台に活躍できる国際感覚豊かなグローバル人材を育成するため、小学校段階では、外国語活動を推進するなど、早期から英語教育を充実します。
- 様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、国際社会の一員としての自覚や社会に貢献する意欲、主体的に行動する力をもった次世代のリーダーとなる人材を育成するため、高校在学中の留学や海外の大学への進学などを推進します。
- 同時に、日本の伝統・文化を理解するための取組を推進し、日本人としての自覚や誇りを涵養します。
- 人口減少・少子高齢化が進展する中で、東京の成長を支え、新たな価値を生み出していくことができるよう、将来の科学技術をリードする人材を輩出していきます。
- 情報教育等により、ICT（情報通信技術）活用能力を高めるとともに、情報モラル教育を推進します。

【2 社会貢献の精神の育成】

- 子供・若者が社会の一員であることを実感し、社会に役立つ喜びを学ぶ取組を充実します。高等学校では、道徳的な価値観を深める学習と社会との関わりの中で自分の生き方を考え、行動する力を育成する学習とを一体的に学ぶため、新たな教科「人間と社会（仮称）」を推進します。
- 地球規模で課題解決が求められている環境問題や、防災活動の推進など、社会的要請を踏まえ、ESD*などの教育を実践し、次代を担う子供・若者が社会に対する関心を高め、課題解決に主体的に参加していく態度を育んでいきます。

※ ESD（Education for Sustainable Development）は、世界が直面している環境、貧困、人権、平和、開発といった課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと。そして、それにより持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動をいう。

【3 健康・安全に生活できる力を養う】

- 学校では、児童・生徒が健康について自ら考え判断し行動する実践力を育成し、生涯にわたる健康づくりの基礎となる健康的な生活習慣の確立を図っていきます。
- 思春期の子供が心の健康づくりや性感染症予防等について必要な知識を身に付けるととも

に、薬物乱用やアレルギー疾患等の諸課題について知識を深めるよう取り組みます。

- 全ての子供が生涯にわたって自身の安全を守るとともに、他者や社会の安全に貢献できることを目指し、安全教育や防災教育を推進します。

【4 子供・若者の自立や社会貢献、社会参加の意欲を育む多様な交流機会の確保】

- 子供・若者が社会参加の意義や社会貢献の精神を学ぶことができるよう、地域の資源や人材を活用し、自然体験やスポーツ・文化活動など多様な交流や体験の機会を提供していきます。
- ボランティア活動や国際交流活動などを通じて、社会性や豊かな人間性を育むとともに、社会の一員としての役割や多様な価値観を持つ人々との共生の重要性への理解を深めながら、社会参加や社会貢献活動への意欲を育みます。

2 社会形成、社会参加できる力の育成に係る施策等一覧

2- (1) 時代の変化に対応できる力の育成

①グローバル人材の育成

英語教育等の充実	(実施主体)	(所管局)
<p>◆「小学校外国語アドバイザー」の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校段階から外国語活動を推進し、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむ中で、言語や文化について、体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。 ・「小学校外国語アドバイザー」を派遣し、小学校教員の指導力を育成します。 	区市町村	教育庁
<p>◆「少人数・習熟度別指導」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校では、4技能（聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと）のバランスのとれたコミュニケーション能力の基礎を培います。 ・確かな学力を身に付けるため、効果的な少人数・習熟度別指導を推進します。 	区市町村	教育庁
<p>◆JETプログラムによる外国人英語指導者の配置拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立高校では、JETプログラム※による外国人招致の拡大と在京外国人の更なる活用を図り、教員と外国人指導者による指導を充実します。また招致を希望する私立学校に対し、必要経費を補助します。 ※JETプログラム：「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)とは、外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流を推進することを目的として世界各国の外国青年を各地域に招致する、世界最大級の国際交流事業。「一般財団法人自治体国際化協会(クレア)」が、総務省、外務省、文部科学省と連携し、JETプログラムを推進しています。 	都 公益財団法人東京都私学財団	教育庁 生活文化局
<p>◆都独自教材「Welcome to Tokyo」の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高校生を対象に、オリンピック・パラリンピックに向けて、異文化や自国の文化の理解促進、英語による情報発信力の向上を図るための英語教材を開発します。 	小・中：区 市町村 高：都	教育庁
<p>◆「東京グローバル10」の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意欲ある生徒の英語力を伸ばし、積極的な国際交流を行い、グローバル人材の育成を推進する先導的都立高校を指定し、教育環境の整備などを支援します。 	都	教育庁
<p>◆英語以外の外国語活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立高校で、英語以外の外国語科目の実施拡大や異文化交流を行う外国語部活動を推進するなど、多様な言語が学べる環境を充実します。 	都	教育庁
国際社会で活躍する日本人の育成	(実施主体)	(所管局)
<p>◆海外留学等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立高校生を対象とした次世代リーダー育成道場により様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、世界を舞台に活躍し、広い視野や海外で通用する高い英語力、リーダーとしての自覚や世界に飛び出すチャレンジ精神を育成した上で、高校在学中の海外留学を実現します。 ・また私立高校生の留学に伴う経済的負担を軽減し海外留学を促進するため、私立高校が行う留学に参加する生徒に対し、その経費の一部を補助します。 	都 公益財団法人東京都私学財団	教育庁 生活文化局
<ul style="list-style-type: none"> ・留学や海外大学への進学を検討する都立高校生に対し、留学アドバイザーや留学フェアによる情報提供や相談を実施します。 	都	教育庁
<ul style="list-style-type: none"> ・首都大学東京において、学生の海外への留学を支援し、世界を舞台に活躍する人材を育成するとともに、外国人留学生を受け入れ、キャンパスの国際化を推進します。 ・都立産業技術高等専門学校では、国際的に活躍できる技術者を育成するため、各種の海外体験プログラムを実施し、学生の国際感覚の涵養と成長機会の創出を図ります。 	公立大学法人 首都大学東京	総務局

◆「東京グローバル・ユース・キャンプ」 ・独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携し、都立高校生を対象に、宿泊施設において青年海外協力隊の派遣前研修に基づく高校生向けの研修プログラムの体験や隊員との交流活動を行い、国際社会の一員としての自覚や社会に貢献する意欲と主体的に行動する力を持つ人材を育成します。	都	教育庁
◆「英語村(仮称)」の設置 ・英語だけを使用する環境を創出し、小・中・高校生の英語力の向上や異文化理解を促進します。	都	教育庁
◆国際バカロレアコースの開設 ・都立国際高校で、世界の大学から高く評価され、進学資格として認められている「国際バカロレア」※の認定を取得し、海外大学に進学し、国際社会で活躍する生徒を育成します。 ※国際バカロレア：スイスのジュネーブに本部を置く国際バカロレア機構から認定を受けた学校の課程を修了し、統一試験に合格した生徒に対し、海外大学への進学資格を付与する仕組みです。 国際バカロレアのプログラムには、PYP（初等教育プログラム）、MYP（中等教育プログラム）、DP（ディプロマ・プログラム）の3つがあり、このうち海外大学への進学資格を取得できるのはDPです。	都	教育庁
日本人としての自覚と誇りの育成	(実施主体)	(所管局)
◆外国人との交流 ・外国人との様々な交流の機会を設け、互いの文化体験や日本の文化を紹介する経験などを通じて、日本人としてのアイデンティティを備えた国際的な人材を育成します。	小・中：区 市町村 高：都	教育庁
◆日本の伝統・文化理解教育の推進 ・小・中・高校及び特別支援学校で、専門家を招致し、和太鼓や茶道等の体験や日本が誇る最先端の技術を知ることなどを通じて、日本の歴史・伝統・文化とその価値に対する理解を深める活動を推進します。	小・中：区 市町村 高：都	教育庁

②科学技術を担う人材育成

小・中学校における理数教育の推進	(実施主体)	(所管局)
◆「小学生科学展」 ・全都から選ばれた小学生が、理数に関わる研究成果を展示・発表します。	都	教育庁
◆「東京ジュニア科学塾」 ・科学に高い興味・関心がある中学生が、科学の専門家から指導を受けます。	都	教育庁
◆「中学生科学コンテスト」 ・中学生の理科・数学に対する意欲・能力をさらに伸長するとともに、科学好きの中学生のすそ野を広げるため、理科・数学等の能力を競い合い切磋琢磨するコンテストを開催します。	都	教育庁
◆「観察実験アシスタント」の配置 ・小・中学校の理科授業に、学生や、地域人材等を「観察実験アシスタント」として配置し、観察や実験等の充実を図ります。	区市町村	教育庁
◆「理数授業特別プログラム」の実施 ・理数の面白さや有用性を実感させるため、小・中学校において、大学や企業等との連携により、通常の授業では学べない知識や技術に触れる特別なプログラムを実施します。	区市町村	教育庁
都立高校における取組	(実施主体)	(所管局)
◆「理数イノベーション校」の指定 ・科学技術系人材育成の拠点として、都の理数教育を牽引する高校を指定し、大学や研究機関と連携した最先端の実験・講義等を行い、国際科学オリンピック等で活躍し、将来の科学技術をリードする人材を育成します。	都	教育庁
◆「科学の祭典」 ・「高校生科学の甲子園東京都大会」を開催し、学校対抗で科学技術・理科・数学等の複数分野の競技を実施し、生徒同士の競い合いや活躍の場を構築します。 ・「研究発表会」における「理数イノベーション校」や「SSH（スーパーサイエンスハイスクール）」、「理数研究校」などの成果発表を中学生等に公開します。	都	教育庁

③ 情報教育等の推進、ICT(情報通信技術)活用能力

情報環境の整備	(実施主体)	(所管局)
<p>◆学校教育におけるICT環境整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育におけるICT環境整備の促進により、児童・生徒の学習の意欲や関心を高め、学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成します。 	都 公益財団法人東京都私学財団	教育庁 生活文化局
情報教育等の推進	(実施主体)	(所管局)
<p>◆情報モラル教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒に対して、発達段階に応じた情報モラル教育を推進し、様々なメディアの特性を理解させるとともに、情報を主体的に選択し、分析・評価し、適切に活用することができるようにします。 	小・中：区 市町村 高：都	教育庁
<p>◆インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内全公立学校を対象に学校非公式サイト等の監視を行い、有害情報から子供を守ります。 ・都立学校全校及び区市町村立学校の希望校を対象に、情報モラルに関する出前講座を実施し、インターネット等の適正利用に関する実践的な啓発・指導を行います。 ・教員向け指導資料と児童・生徒向けリーフレットを作成・配布し、学校での継続的な啓発・指導を支援します。 	小・中：区 市町村 高：都	教育庁
<p>◆「ファミリールール講座」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットや携帯電話の適正な利用について、保護者等を対象に「ファミリールール講座」等を実施し、子供とメディアの関わり方について、家庭でのルール作りを推進するとともに、学校等に講師を派遣し、生徒自身による自主ルール作りを支援します。 	都	青少年・治安対策本部

2-(2) 社会貢献の精神の育成

社会貢献意識(とその実践力)の育成	(実施主体)	(所管局)
<p>◆小・中学校における奉仕活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちが社会の一員であることを実感し、社会に役立つ喜びを学ぶ取組を推進します。 ・くじけずやり遂げようとする意欲や忍耐力、身近な人々や社会のために進んで活動しようとする思いやりの心を培い、家族や友人との関わりを深め、豊かな人間関係を築くことを応援します。 	区市町村	教育庁
<p>◆都立高校の新教科「人間と社会(仮称)」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人としての生き方の指針となる道徳的な価値の理解を深める学習と、社会との関わりの中で自分の生き方を考え行動する力を育成するキャリア教育に関する学習を、演習や体験活動を通じて一体的に学びます。 	都	教育庁 (再掲P17)
<p>◆環境学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球規模で課題解決が求められている環境問題について、体験的な活動等を取り入れた環境教育を通して、次代を担う子供たちが環境問題に対する関心を高め、課題解決に主体的に参加していこうという態度を養います。 	小・中：区 市町村 高：都	教育庁
<p>◆防災教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する社会的要請を踏まえ、都立高校において生徒による実践を通じた防災教育を展開し、家庭、学校、近隣住民等の安全を支える高い社会貢献意識と実践力を兼ね備えた人間の育成に取り組めます。 	都	教育庁

2-(3) 健康・安全に生活できる力を養う

健康教育の推進	(実施主体)	(所管局)
<p>◆心の健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のケアを十分に行い、問題行動(思春期特有の問題、集団への不適応、拒食症、うつ状態、性の問題行動、いじめ・不登校など)の未然防止及び解決に取り組めます。 ・全校に配置したスクールカウンセラーを活用して相談体制を整備します。 ・精神科専門医を派遣して相談を実施しています。 ・東京都教育相談センターでは、電話・メール・来所相談等を実施しているほか、学校に対しアドバイザースタッフを派遣しています。 	小・中：区 市町村 高：都	教育庁

<p>◆性感染症予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性や生命の大切さについての正確な知識と意識をもち、正しい行動選択ができるように取り組みます。 ・産婦人科医による学校相談活動を実施しています。 ・エイズへの理解・予防に関する児童・生徒用パンフレットを作成し、意識啓発を図っています。 	小・中：区 市町村 高：都	教育庁	
<p>◆食物アレルギーの事故防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する学校教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進します。 	小・中：区 市町村 高：都	教育庁 (再掲P18)	
<p>◆喫煙・飲酒・危険ドラッグなど薬物乱用防止教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未成年の喫煙・飲酒が体に悪影響を及ぼし、生活習慣病の要因ともなることなど、正しい知識を普及しています。 ・危険ドラッグをはじめとする薬物は、自らの心身をむしばむだけでなく、他人をも傷つけ、依存によりやめられなくなる恐れも強く、社会の安心・安全にも影響を及ぼします。 ・児童・生徒が正しい知識を持ち、薬物に対して誘惑に負けない行動力が身に付くよう、薬物乱用防止教育を進めていきます。 	小・中：区 市町村 高：都	教育庁	
<p>◆公立学校における食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健康な生活を送ることができるようにします。 ・学校給食に地場産物を活用することで、地域の産業や食文化への理解を深めます。 	小・中：区 市町村 高：都	教育庁 (再掲P14)	
HIV/エイズについての普及・啓発活動		(実施主体)	(所管局)
<p>◆相談機関等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所や「東京都HIV/エイズ電話相談」での相談や、大学・保健所等への啓発用ポスターやリーフレット等の配布、講演会を実施し、広く啓発を行っています。 	都 区市町村	福祉保健局	
<p>◆エイズ啓発拠点「ふぉー・ていー」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・池袋保健所「AIDS知ろう館」に設置された、若者を中心としたあらゆる人が、いつでもHIV/エイズとその周辺にある多くの課題を知るために、資料を見たり、オープンに話をする場です。都内の青少年センターや大学等へも出張し予防啓発活動を実施しています。 ・学生団体やボランティア団体等と連携して、大学祭やイベント等で啓発を行うとともに団体間のネットワーク構築の支援を行っています。 	都	福祉保健局	
<p>◆東京都エイズ・ピア・エデュケーション事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同年代の若者に対して、HIV/エイズや命の大切さについて一緒に学び・考える普及啓発活動として、養成講座を受講した「ピア・エデュケーター」を学校や地域の活動に派遣します。 	都	福祉保健局	
安全教育・防災教育		(実施主体)	(所管局)
<p>◆「安全教育プログラム」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次代の東京を担う子供たち自身に、犯罪や事故、災害等の危険を予測し、回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てる安全教育が各学校において充実することを目指し、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」を統合した安全教育を推進します。 ・「生活安全」は、日常生活で起こる事件・事故とその対処、「交通安全」では、様々な交通場面における危険と安全、「災害安全」は、様々な災害発生時における危険とその対処について学びます。 	小・中：区 市町村 高：都	教育庁	
<p>◆「防災ノート」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒が災害時に適切に行動できるように、総務局で作成する防災ブックを活用して、保護者とともに家庭で学習できる防災ノートを作成・配布します。 	小・中：区 市町村 高：都	教育庁 生活文化局	

2-(4) 子供・若者の自立や社会貢献、社会参加の意欲を育む多様な交流機会の確保

地域の居場所づくり	(実施主体)	(所管局)
<p>◆児童館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の児童館では、遊びを通じて情操の涵養や健康づくりに取り組んでいます。 ・乳幼児から中高生までの居場所づくりを支援します。 	区市町村	福祉保健局
<p>◆放課後子ども総合プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブや放課後子供教室など、地域社会の中で、放課後に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進します。 ・放課後子供教室を全小学校区で展開し、地域の人々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。 ・区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の供給体制の整備を支援し、就業などにより、保護者が昼間いない小学生の健全な育成を図ります。 	区市町村	福祉保健局 教育庁
自然体験・スポーツ・文化活動の推進	(実施主体)	(所管局)
<p>◆青少年教育施設（「東京文化スポーツ館」、「高尾の森わくわくビレッジ」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の自立と社会性の発達を支援するための施設として、文化・学習施設、スポーツ施設、野外活動施設、宿泊施設等を備えたユース・プラザを設置しています。 	都	教育庁
<p>◆「地域スポーツクラブ」の設立・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちが身近な地域で楽しみながら体を動かす機会を提供することができるよう地域におけるスポーツ活動を推進します。 	都 区市町村	オリンピック ・パラリンピック 準備局
<p>◆子供向け舞台芸術参加・体験プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちが舞台芸術に親しみ、また芸術家とふれあうことにより芸術による創造の喜びを理解し、文化を生み出す心を育むため、子供向け舞台芸術参加・体験プログラムを実施します。 	都	生活文化局
<p>◆芸術文化を通じた子供たちの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちに、現代芸術や本物の伝統芸能等に触れるほか、様々な分野のアーティストなど専門家とともに作品を制作・発表する機会を提供します。 	都	生活文化局
社会参加・社会貢献活動の推進	(実施主体)	(所管局)
<p>◆奉仕体験活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒が奉仕体験を通して、社会の一員であることを実感して、規範意識や公共心を身に付けるために、都立高校全校で、奉仕体験活動を推進しています。 	小・中：区 市町村 高：都	教育庁
<p>◆地域の底力再生事業助成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題を解決するために町会や自治会が行う取組を支援する事業において、青少年の健全育成活動を行う取組も助成の対象としています。 	都	生活文化局
<p>◆おもてなし親善大使</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向け、おもてなしの心を持って外国人旅行者に東京の魅力を伝える中高生のボランティアを「おもてなし親善大使」とし、活動を支援しています。 	都	産業労働局

③ 社会的・職業的自立を支援

産業・就業構造が大きく変化する中で、雇用形態が多様化・流動化しています。若年者の有効求人倍率は近年上昇傾向にあり、高校卒・大学卒の就職内定率も、経済情勢の悪化で落ち込んだ平成21年・22年より前の水準まで回復しましたが、若年層の完全失業率は全体よりも高く、非正規雇用者の占める割合も依然として高くなっています。

少子高齢化により労働力の減少が見込まれる中、若者が社会の担い手として活躍していくことが求められています。

全ての子供・若者が自分の生き方や進路を主体的に考えて選択し、社会の一員としての自覚をもって自立し、社会参加・社会参画できるよう支援します。

【1 就業能力・意欲の習得の促進】

- 学校教育においては、子供・若者が「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを知った上で、将来の生き方や進路に希望を持ち、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身に付けることができるよう、キャリア教育・職業教育を充実し、「学校から社会への移行」をスムーズなものとしします。
- 発達段階に応じて、小学校段階から勤労観・職業観に関連する4つの基礎的・汎用的能力（「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」、「課題対応能力」、「キャリアプランニング能力」）を育成します。
- 児童・生徒が働くことの意義を理解し、勤労観・職業観を自ら形成するとともに、自己の能力を発揮し、社会の一員としての役割を果たすことができるよう、職場体験やインターンシップの機会を充実します。

【2 職業教育、職業訓練の充実】

- 専門高校では、時代の変化に対応し、社会が求める人材の育成を推進します。
- また、複線型ものづくり人材育成ルートとして、工業高校から高等専門学校への編入を促進します。
- 専修学校は、職業や生活に必要な能力の育成や教養の向上を図ることを目的とし、社会の変化に対応した実践的な職業教育を行う機関として大きな役割を果たしています。専門的な職業知識・技術の習得のほか、職業観・勤労観の涵養や自己学習能力の育成を図るなど、若者の職業的自立に寄与しています。
- 若年者の就業を支援するため、若年者を対象とした職業訓練を充実します。

【3 様々な就業支援】

- 若者の安定した職業生活を支援するため、若者と企業のマッチングの機会を確保したり、中小企業におけるインターンシップなどを展開します。
- 高校、大学とハローワーク等との連携を充実し、新規学卒者が未就業のままにならないよう、ハローワークに常駐する学卒ジョブサポーターがマンツーマンできめ細かく就職を支援します。
- 東京しごとセンターヤングコーナーにおいて就業支援のワンストップ窓口を設置し、専任のキャリアアドバイザーを配置し、就職活動の各段階に応じた相談や支援を行います。また、

ヤングコーナーには、ハローワークが併設されており、職業相談、職業紹介を行います。

- 新規学卒者のみならず、若年者の就職を幅広く支援し、さらに、起業等、様々な就業の形を支援します。

【4 社会生活において必要な知識の付与】

- 学校教育では、次代を担う子供たちが、法やきまり、ルール及び司法について学び、自由に公正な社会の担い手としての資質・能力を身に付けることができるよう、法に関する教育を推進しています。
- 子供・若者が実社会において円滑に社会生活を営むことができるよう、消費者問題や裁判員制度などを題材にした実践的学習を行い、様々な社会問題について考え、正しい判断に基づいて行動するための力を育成します。
- 大学、短大等の就職希望者を対象に、労働法及びトラブル事例などを解説し、労働法等に関する正しい知識の普及、及び意識啓発等に取り組みます。
- インターネットやスマートフォン利用に関するトラブルなどを防止し、サイバー犯罪などの注意喚起を行います。
- DV・ストーカーを始めとする犯罪被害を防止するための普及啓発活動に取り組んでいます。

3 社会的・職業的自立を支援に係る施策等一覧

3- (1) 就業能力・意欲の習得の促進

就業能力・意欲の習得	(実施主体)	(所管局)
◆中学校の職場体験「わく (Work) わく (Work) Week Tokyo」 ・全ての公立中学生が、地域の商店や地元の民間企業、公的施設等の職場で、仕事を体験する取組を進めています。	都 区市町村	教育庁 青少年・治安対策本部
◆インターンシップ ・高校の生徒・学生が在学中に産業の現場などで、学習内容や将来の進路に関連した就業体験を行う取組を推進します。	都	教育庁
◆企業・NPO等と連携した社会的・職業的自立支援教育プログラム ・都立高校生が、実社会に出て社会人・職業人として自立して生きていく上で必要な能力や態度を身に付けるためのプログラムを導入しています。	都	教育庁

3- (2) 職業教育、職業訓練の充実

専門高校	(実施主体)	(所管局)
◆国際関係に関する学科 ・様々な国や地域の文化等を学ぶ国際理解教育や英語などの外国語教育を通じて、調和のとれた国際感覚を身に付け、国際社会で活躍できる人間を育成する学科です。多数の海外帰国生徒や在京外国人生徒が在学し、国際色豊かな教育環境や学校行事が特色の国際高校と、「船」「海洋」「寄宿舍」という教育環境を生かし、体験型国際教育等の特色ある教育を実施する大島海洋国際高校があります。平成27年4月には、国際高校に海外大学進学を目指す「国際バカロレアコース」を新たに設置しました。【国際、大島海洋国際】	都	教育庁
◆科学技術高校（科学技術科） ・技術者として生涯にわたり専門性を高めていくために必要な意欲、態度や知識・技能を身に付け技術革新に主体的に対応できる人材を育成するため、大学等に進学し、継続して学習することを前提とした教育を行っています。【科学技術、多摩科学技術】	都	教育庁
◆産業高校（産業科） ・生産・流通・消費の基礎と相互の関連を学んだ上で、自己の進路希望に沿った専門教科を学び、幅広い視野と確かな職業観を備えた人間、商工業の知識を基に将来自ら起業を目指そうとする志あふれる人間を育成する教育を行っています。【橘、八王子桑志】	都	教育庁
◆デュアルシステム科 ・学校と企業が協力をして、生徒を育成する職業教育を行っています。企業が必要とする実践的な技能・技術を企業実習等で身に付け、企業と生徒の合意があれば、卒業後に就業訓練を行った企業に就職することも可能で、より自分に合った職業(仕事)に就くことができます。【六郷工科】	都	教育庁
◆進学型専門高校（ビジネスコミュニケーション科） ・ビジネスに関する基礎的・基本的な知識と技能を習得させ社会の変化に主体的に対応し、将来、国際社会で活躍できるスペシャリストを育てる教育を行っています。【千早、大田桜台】	都	教育庁
◆総合芸術高校（芸術科） ・芸術の各分野において高度な専門性をもちつつ、幅広い教養と豊かな人間性を備えた人材を育成する教育を行っています。【総合芸術（音楽科、美術科、舞台表現科）】	都	教育庁
産業界のニーズに応えるカリキュラム等の実施	(実施主体)	(所管局)
◆デュアルシステムの推進 ・学校と企業が協力をして、生徒を育成する職業教育を行っています。企業が必要とする実践的な技能・技術を企業実習等で身に付け、企業と生徒の合意があれば、卒業後に就業訓練を行った企業に就職することも可能で、より自分に合った職業(仕事)に就くことができます。	都	教育庁
◆都立高校と職業訓練機関との連携 ・職業能力開発センター等において、都立高校生を対象とした資格取得等のための夏季集中講座を実施しています。	都	教育庁 産業労働局

◆企業OBを含めた熟練技能者の活用 ・都立工業高校の授業に外部人材を活用し、高度な技術・技能が習得できるようにします。	都	教育庁
複線型ものづくり人材育成ルート構築	(実施主体)	(所管局)
◆高等専門学校 ・中学卒業後という早い段階から、実験・実習を重視した5年間一貫の専門的・実践的な技術教育を特徴とする高等教育機関です。	各設置者	—
◆都立産業技術高等専門学校 ・都立産業技術高等専門学校では、産業を支え、現代社会が抱える諸問題に実践的に取り組むことのできる「ものづくりスペシャリスト」を育成しています。ものづくり技術の修得を図るため、実技科目の時間には総開講単位数の約3割を配分しています。	公立大学法人 首都大学東京	総務局
◆工業高校から高等専門学校への編入促進 ・都立工業高校から都立産業技術高等専門学校への編入枠を設定するとともに、編入学後の生徒が円滑に高専での学習に適應できるよう、入学予定者に数学等の補講を実施しています。	都 公立大学法人 首都大学東京	教育庁 総務局
専修学校	(実施主体)	(所管局)
◆専修学校 ・専修学校は、学校教育法の中で「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的とする学校であるとされ、実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関として、多岐にわたる分野でスペシャリストを育成しています。 ・専修学校は、授業時数・教員数や施設・設備などの一定の基準（専修学校設置基準等）を満たしている場合に、所轄庁である都道府県知事の認可を受けて設置されます。 (1) 高等専修学校（専修学校高等課程） ・高等専修学校は、高等課程を設置する専修学校です。中学卒業者を対象に、技能や実務面の教育に重点を置いて社会に出てすぐに役立つ実践的な職業教育を行い、いろいろな分野のスペシャリストを養成しています。 ・高等学校と並ぶ正規の後期中等教育機関として、高等学校の枠に収まらない多様な教育を行っています。 (2) 専門学校（専修学校専門課程） ・専門学校は、専門課程を設置する専修学校です。社会のニーズに即応した柔軟かつ実用的なカリキュラムによって、より高度な専門的技術・技能の習得を目指す教育機関であり、大学に次ぐ高等教育機関として重要な役割を担っています。 ・平成26年4月から、専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を身に付けられる実践的な職業教育に取り組む学科を文部科学省が「職業実践専門課程」として認定する制度がスタートしました。 (3) 専修学校一般課程 ・専修学校一般課程は、入学資格が特にないため、だれでも自由に、専門的な知識・技術を学べることに特色があります。 ・和裁・洋裁や美術、調理など多種多様な分野があります。	各設置者	—
各種学校	(実施主体)	(所管局)
◆各種学校 ・和洋裁、簿記、珠算、自動車整備、調理・栄養、看護師、保健師、理容、美容、タイプ、英会話、工業などをはじめとする各種の教育施設を含みます。 ・各種学校は、授業時数・教員数や施設・設備などの一定の基準（各種学校規程等）を満たしている場合に、所轄庁である都道府県知事の認可を受けて設置されます。	各設置者	—
職業訓練	(実施主体)	(所管局)
◆若年者に対する職業訓練の充実 ・25歳未満の無業者・フリーター等で主に中卒者、高校中退者を対象として、職業に必要な技能・知識に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練として若年者就業支援科を設置し、若年者の就業を支援していきます。 ・高校中退者等、主に就業経験のない若者を対象とした「ジョブセレクト科」及びアルバイト等を繰り返している者等、主に就業経験の浅い若者を対象とした「わかもの人材養成科」を、城東職業能力開発センターに新たに設置し、様々な業種や職種の基礎訓練に加え、キャリアカウンセリングを行うことにより、それぞれの希望と適性に合った就業を支援していきます。	都	産業労働局

3-(3) 様々な就業支援

就業支援	(実施主体)	(所管局)
<p>◆若者と企業のマッチング機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未内定の学生等に対して、若者と企業のマッチングの機会を提供し、正規雇用による安定した職業生活を支援します。 ・都内中小企業におけるインターンシップを展開し、学生等の中小企業への理解を促進します。 	都	産業労働局
<p>◆新卒応援ハローワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院・大学・短大・高専・専修学校などの新卒者や概ね卒業後3年以内の未就職者を対象として、各種セミナー、職業相談、職業紹介等を実施し、新規学卒者が、未就業のままにならないよう、支援します。都内には2か所あります。 ・様々な就職支援を専門的に行う学卒ジョブサポーターがマンツーマンできめ細かく支援します。 	国 (東京労働局)	—
<p>◆わかものハローワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規雇用を目指す若者等(概ね45歳未満の者)を対象として、各種セミナー、ジョブクラブ(就活応援塾)、職業相談、職業紹介等を実施しています。「わかもの」をトータルにサポートするハローワークとして都内には3か所あります。 ・さまざまな就職支援を専門的に行う学卒ジョブサポーターがマンツーマンできめ細やかな支援をします。 	国 (東京労働局)	—
<p>◆東京しごとセンターヤングコーナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年者の就職支援のワンストップ窓口として、就職活動の各段階に応じて支援しています。 ・カウンセリング・セミナーや各種イベントに加え、ハローワーク飯田橋U-35と連携し、職業相談や職業紹介を行うことにより、就職活動の各段階に応じ、きめ細かく若年求職者を支援しています。 	都	産業労働局
<p>◆起業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者を対象としたビジネスプランコンテストを開催するなど、若手起業家を育成するとともに、成功事例を広く発信し、起業に挑戦する機運を高め、起業する人材の裾野を広げています。 ・若者等による地域に根差した創業を支援するため、低金利・無担保の融資や地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせて提供しています。 	都	産業労働局

3-(4) 社会生活において必要な知識の付与

社会形成への参画支援	(実施主体)	(所管局)
<p>◆法に関する教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の社会科、高校の公民科を中心に民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、勤労の権利と義務についての教育を実施しています。 ・消費者としての知識や態度を身に付けるため、社会科や家庭科を中心に、子供の発達段階に応じた指導等を行っています。 	都	教育庁
<p>◆消費者教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等に講師を派遣し、インターネットやスマートフォンの利用に伴うトラブルや悪質商法による被害の防止等をテーマとした出前講座を実施しています。 ・学校で消費者教育に携わる教員向けの情報提供誌を発行するとともに、授業で活用できる教材を作成し提供しています。 	都	生活文化局
<p>◆労働法制の普及等に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、短大等が学生の就職支援等を目的に開催する労働法の基礎知識に関するセミナー等に、講師を派遣し、労働法制の啓発普及に取り組めます。 	国（東京労働局）	—
<ul style="list-style-type: none"> ・就職活動やアルバイトを行う学生・生徒を対象に、必要な労働関係法令の解説や相談窓口を記載した冊子の発行や、アルバイト先のトラブル事例の紹介を通じ法令をわかりやすく紹介した動画を配信するなど、普及啓発に取り組めます。 	都	産業労働局
犯罪被害の防止のための普及啓発等	(実施主体)	(所管局)
<p>◆サイバー犯罪被害等の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイバー犯罪に巻き込まれるおそれのある大学生、若手社会人等を対象とした被害防止及びネットリテラシー向上のための啓発講習会を実施するとともに、警視庁と連携した被害防止キャンペーン等を開催しています。 	都	警視庁 青少年・治安対策本部
<p>◆DV、ストーカー被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警視庁、関係機関等と連携し、ストーカー行為が凶悪事件へ発展する危険性やストーカー事案を認知した際の対処方法等についてのリーフレットを作成、配布し、大学生、専門学校生等に対し、広く注意喚起を行っています。 ・配偶者暴力やデートDVの未然防止のため、配偶者や交際相手からの暴力に関するパンフレットやPRカードの配布、講演会等を実施しています。 	都	警視庁 青少年・治安対策本部 生活文化局

4 学びの機会の確保

厳しい経済情勢が続き、社会的格差の拡大等の問題が指摘される現在、次代を担う子供・若者が社会を生き抜く力を身に付け、未来のよりよい社会づくりに貢献する人材となるための基礎的な条件として、学ぶ意欲のある全ての子供・若者に対し、学習の機会が確保されていることが重要です。

【1 就園・就学支援】

- 児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう、世帯や保護者の負担能力に応じて、経済的な支援を実施しています。
- 私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対し、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を都が補助しています。
- 経済的理由により小学校・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対しては、区市町村が学用品費などを支給する就学援助を行っています。
- 特別支援学校へ就学する児童・生徒については、保護者負担を軽減するとともに教育の機会均等を実現するため特別支援教育就学奨励費を支給します。
- 高校進学率が高まる中で、意欲ある全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、就学支援金や高校生等奨学のための給付金の制度を実施します。
- 私立高校等においては、修学にかかる保護者負担を軽減するため、公益財団法人東京都私学財団が行う授業料軽減事業助成等の経費を補助しています。
- 高校生を対象とした東京都育英資金貸付事業や大学生等を対象とした様々な奨学金制度など子供・若者の学びを支援する制度があります。

【2 様々な学習支援】

- 低所得者世帯等の子供に対して学習支援を実施するとともに、受験生を対象に学習塾等の受講料や高校・大学の受験料を支援しています。
- 学校支援ボランティア推進協議会、土曜日の教育活動等の取組を通じ、地域の人材等を活用して学習支援活動等を行う区市町村の取組を支援しています。

4 学びの機会の確保に係る施策等一覧

4- (1) 就園・就学支援

就園支援	(実施主体)	(所管局)
<p>◆私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助します。 	区市町村	生活文化局
就学支援	(実施主体)	(所管局)
<p>◆就学援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由によって小学校又は中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、区市町村が、学用品費・給食費・医療費等の就学援助事業を行っています。申込手続、援助内容等は各区市町村により異なります。 	区市町村	教育庁
<p>◆特別支援教育就学奨励費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校への就学のために保護者等が負担する経費の一部を保護者の負担能力の程度に応じて支給します。保護者の負担を軽減することにより、特別支援教育を普及奨励し、教育の機会均等を実現することを目的としています。 ・東京都では、国庫補助金の対象となる「国庫補助事業（国が半額を補助）」と、これに加えて都が独自に実施する「都単独事業」を実施しています。 	小・中：区 市町村 高：都	教育庁
<p>◆就学支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国公立を問わず、高等学校に通う一定の収入額未満の世帯の生徒を対象に、授業料に充てるため、国が、高等学校等就学支援金を支給する制度です。 ・私立の高等学校においては、授業料等の経済的負担が重いことを踏まえ、私立学校等に通う低所得世帯等の生徒に対しては、世帯の収入に応じて、就学支援金を加算して支給されます。 ・就学支援金は、簡便かつ確実に授業料負担を軽減できるように、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料又はその一部と相殺する仕組みになっています。 	都	教育庁 生活文化局
<p>◆学び直しへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）を経過した後も、卒業までの間（最長2年）、継続して授業料の支援を行う国の制度があります。 	都	教育庁 生活文化局
<p>◆高校生等のための奨学給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての意欲ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、教科書・教材、学用品・通学用品、入学学用品費等）の負担を軽減するため、高校生等がいる生活保護受給世帯及び区市町村民税所得割額非課税世帯を対象に、申請に基づき、奨学のための給付金を支給する制度です。 	都 公益財団法人東京都私学財団	教育庁 生活文化局
<p>◆家計急変世帯への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が減少し、低所得となった世帯に対し、授業料減免により緊急の支援を行う制度があります。 	都	教育庁
<p>◆私立高校等授業料軽減助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立高校等への修学にかかる保護者負担を軽減するため、公益財団法人東京都私学財団が行う授業料軽減事業助成等の経費を補助します。 	都 公益財団法人東京都私学財団	生活文化局
奨学金等	(実施主体)	(所管局)
<p>◆東京都育英資金貸付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内在住の高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学する方を対象に、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な方に、無利息で奨学金を貸し付ける制度です。 	公益財団法人東京都私学財団	生活文化局

<p>◆大学生等への奨学金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意欲と能力のある学生などが経済的理由により修学を断念することがないように、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業の充実や、各大学が実施する授業料免除への支援を行っています。 	国 独立行政法人日本学生支援機構	—
<p>◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進します。 	区市、 町村は都	福祉保健局

4-（2）様々な学習支援

学習や進学への支援	（実施主体）	（所管局）
<p>◆被保護者自立促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学生及び高校生のいる生活保護受給世帯に向けて、学習塾等の費用（小中学生のみ）、学習・相談ボランティアの派遣費用、ボランティア体験イベントや社会教養セミナー等への参加費用等を支給します。実施については、都が定めた要件の範囲内において、区市が要綱等を定めて行います。 	都 区市町村	福祉保健局
<p>◆生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法に基づく「子供の学習支援事業」などの任意事業に取り組む区市への体制整備を支援するとともに、都が実施主体となる町村部における生活困窮者支援の取組により、都内全域での支援体制を整備していきます。 	区市、 町村は都	福祉保健局
<p>◆ひとり親家庭の子供の学習支援の推進 （ひとり親家庭の子供サポートモデル事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭に育つ子供（小学4年生から高校生）に対し、学習塾形式及び家庭教師派遣型の学習支援を行うとともに、子供の悩みを聞くなど生活支援を行い、子供の自立を支援します。 （学習支援の推進） ・ひとり親家庭の子供を対象に含む学習支援（学習支援ボランティア事業又は生活困窮者自立支援法の学習支援事業）について、都内全域での実施を推進します。 	都	福祉保健局
<p>◆受験生チャレンジ支援貸付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習塾等の費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援します。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除されます。 	区市、 町村は都	福祉保健局
<p>◆子供の学習支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組みをつくり、様々な学習支援活動を実施しています。 ・地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子供たちの学びを支援するとともに、活動を通じて地域のつながり、絆を強化し地域の教育力の向上を図ります。 	小・中：区 市町村	教育庁

基本方針Ⅱ 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援

全ての子供・若者は、発達段階ごとの課題を達成しながら成長し、社会的・職業的自立の時期を迎えます。しかし、個々の子供・若者を取り巻く環境は様々であり、それぞれの発達段階で生じてきた困難な状況を子供・若者自身の力だけで解決できない場合には、子供・若者が今よりも力をつけ、課題を克服することができるよう支援していくことが求められます。

乳幼児期

乳幼児期は、家庭の中で親の愛情と保護を受けて成長・発達し、自己形成していきますが、子供自身や親自身が様々な困難を抱え、安心した親子関係が構築できないことがあります。

小学生

学齢期の子供は家庭から学校・地域へと活動範囲を広げ、同年齢・異年齢の集団の中で、人間関係を築きながら成長していきます。一方で、周りの子供と人間関係をうまく構築できず集団になじめない子供や、学力や体力の低下などにより、学習等への意欲が大きく消失してしまう子供もいます。

中学生

思春期には、子供の活動範囲や交友関係が拡大し、親や教師との関係は相対的に小さくなり、特定の仲間集団との関係が強くなります。また、反抗期を迎え、それまでに家庭、学校、地域などで育まれてきた生活習慣や規範意識が揺らぐ時期でもあります。この時期は、生徒指導に関する問題行動などが表出しやすく、不登校の子供の割合や、ひきこもりの増加といった傾向がみられます。

高校生以降

青年中期（高校生）は、本来、親の保護のもとから社会へ参画し、自立した大人となるための最終的な移行時期ですが、明確な将来展望を持たずにいる若者が少なからずいます。

この結果、職業的意識や職業観が未熟なままに進学や就職をし、採用時に必要な職業人としての基本的な能力や態度が十分に身に付いていないといった課題が指摘されています。また、仕事にやりがいを見出せず、いったん就職しても、早期に離職するケースも少なくありません。

発達段階ごとに生じる様々な問題のうち、本計画においては、以下の課題を取り上げます。

1 困難な状況ごとの取組

【1 いじめ】(参照ページP56～58)

<現状・課題>

- 学校は、そこで学ぶ児童・生徒に対して質の高い教育を提供し、保護者が安心、信頼して児童・生徒を託す場でなければなりません。しかし、暴力行為やいじめなど、様々な問題も生じています。
- いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残し、全ての子供の人格形成に少なからず影響を与え、かけがえのない子供の命を奪うこともある憂慮すべき問題です。
- 複雑・多様化するいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるよう、学校や保護者、地域、関係機関が連携し、社会総がかりで取り組むことが求められます。
- いじめはどの学校、どの学級にも起こり得るという認識の下、学校は日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により、速やかに解決することが必要です。

<取組の方向性>

- 平成26年6月の「東京都いじめ防止対策推進条例」制定を受け、公立学校・私立学校を対象とする「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定するとともに、都教育委員会は、公立学校を対象とした「いじめ総合対策」を策定しました。
- 都内全ての学校において、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめ防止等に向けた効果的な対策を講じていきます。

<主な相談窓口>

- 「東京都いじめ相談ホットライン」(教育相談センター)
- 「学校問題解決サポートセンター」 等

東京都教育委員会いじめ総合対策

～「東京都いじめ防止対策推進基本方針」に基づき策定～

【目的】 東京都教育委員会・区市町村教育委員会・学校の対策の一層の推進

【対象】 公立学校

- ポイントⅠ** 教員の指導力の向上と組織的対応
《学校一丸となって取り組む》
- ポイントⅡ** 子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す
《被害の子供を守る》
- ポイントⅢ** いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり
《周囲の子供に働き掛ける》
- ポイントⅣ** 保護者・地域・関係機関との連携
《社会総がかりで取り組む》

【4つの段階に応じた具体的な取組】

I 未然防止



- 教職員の指導力向上と組織的対応
- いじめを防止し、見て見ぬふりしないための取組

II 早期発見



- いじめの見える化① ～子供の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知～
- いじめの見える化② ～被害の子供、周囲の子供からのいじめ情報の確実な受信～
- 学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見
- 保護者・地域との連携

III 早期対応



- 学校いじめ対策委員会を核とした対応
- 被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組
- 所管教育委員会・関係機関・保護者・地域との連携

IV 重大事態への対処

- 被害の子供の保護・ケア
- 加害の子供への働き掛け
- 所管教育委員会・関係機関・保護者・地域との連携
- いじめ防止対策推進法に基づく対応

【2 不登校・中途退学】（参照ページP59～60）

<現状・課題>

- 不登校の児童・生徒は、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあります。高等学校では、不登校から中途退学に至ってしまうこともあります。
- 不登校への対応については、未然防止や早期発見・早期対応の取組や、学校が家庭・地域・関係機関と連携した取組に加え、子供の不安や悩みを受け止めて相談に当たる体制の整備が重要です。
- また、不登校の児童・生徒や高等学校を中途退学した者が、将来自立して生活することができるようにするため、児童・生徒の実態に応じた長期的な視点による対策を、総合的かつ効果的に推進していくことが求められます。

<取組の方向性>

1 個別支援の充実

- 不登校の可能性のある児童については、個別指導計画を作成するなどし、未然防止に取り組みます。
- 中途退学者や進路が未決定のまま卒業した生徒については、学校への再入学等の学び直しや、就労へのサポートを行います。

2 相談体制の整備

- スクールカウンセラーを全校に配置し、心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。小・中学校には、家庭訪問をして児童・生徒や保護者の相談に応じる「家庭と子供の支援員」も配置しています。
- 学校だけで解決できない不登校等問題に対しては、スクールソーシャルワーカーが社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。
- 中途退学者の割合が高い定時制高校の1年生を対象に、専門家を学校に派遣し、「グループエンカウンター」など人間関係づくりを行う活動を実施し、学校や学級への生徒の帰属意識を高める取組を行います。
- 「東京都教育相談センター」に「青少年リスタートプレイス」を開設しています。中途退学者や進路選択を控えながら不登校になっている中学生とその保護者を対象に、「進路相談会」や心理や医療の専門家を交え、共に考える場である「つどい」、「就学サポート」などを定期的に開催しています。

<主な相談窓口>

- 教育相談センターにおける個別相談
- 青少年リスタートプレイス（中途退学者） 等

【3 障害のある子供・若者への支援】（参照ページP61～65）

<現状・課題>

- 都では、自らの生活の在り方や人生設計について、障害者自身が選び、決め、行動するという「自己選択・自己決定」の権利を最大限に尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けられるよう配慮し、障害者が必要な支援を受けながら、障害者でない者と等しく、人間としての尊厳をもって地域で生活できる社会を目指すべき社会とし、障害者が地域で安心して暮らせる社会、障害者がいきいきと働ける社会、全ての都民が共に暮らす地域社会を実現するため、様々な施策を展開しています。
- 障害のある子供・若者が自立や社会参加に向けて主体的に取り組むことができるようにするためには、障害者施策だけでなく、母子保健施策や子供・子育て支援施策、就学から卒業までの学校教育など、各関係施策が連携して取り組んでいくことが求められます。

<取組の方向性>

1 社会で生きる力を高める支援の充実

(1) 障害児支援の充実

- 障害児とその保護者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、一般的な子育て支援施策における障害児の受け入れを進めるとともに、子供の成長段階や障害特性に応じた適切な支援が提供されるよう障害児支援の提供体制の確保を進めます。

(2) 全ての学校における特別支援教育の充実

- 児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばし、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培うため、全ての学校・学級において特別な支援を必要とする児童・生徒への支援体制を推進します。

(3) 職業的自立に向けた職業教育の充実

- 都立知的障害特別支援学校等における職業教育の充実を図り、障害の程度に応じたきめ細かな職業教育や就労支援を行うことで、生徒の職業的自立と社会参加を促進します。

2 いきいきと働ける社会の実現

(1) 一般就労に向けた支援の充実・強化

- 一般就労を希望する障害者が企業等に就労できるよう、関係機関が連携して障害者雇用を促進し、福祉施設から一般就労への移行を進めます。
- 中小企業を中心に企業での雇用・職場定着の促進に向けた取組を支援します。

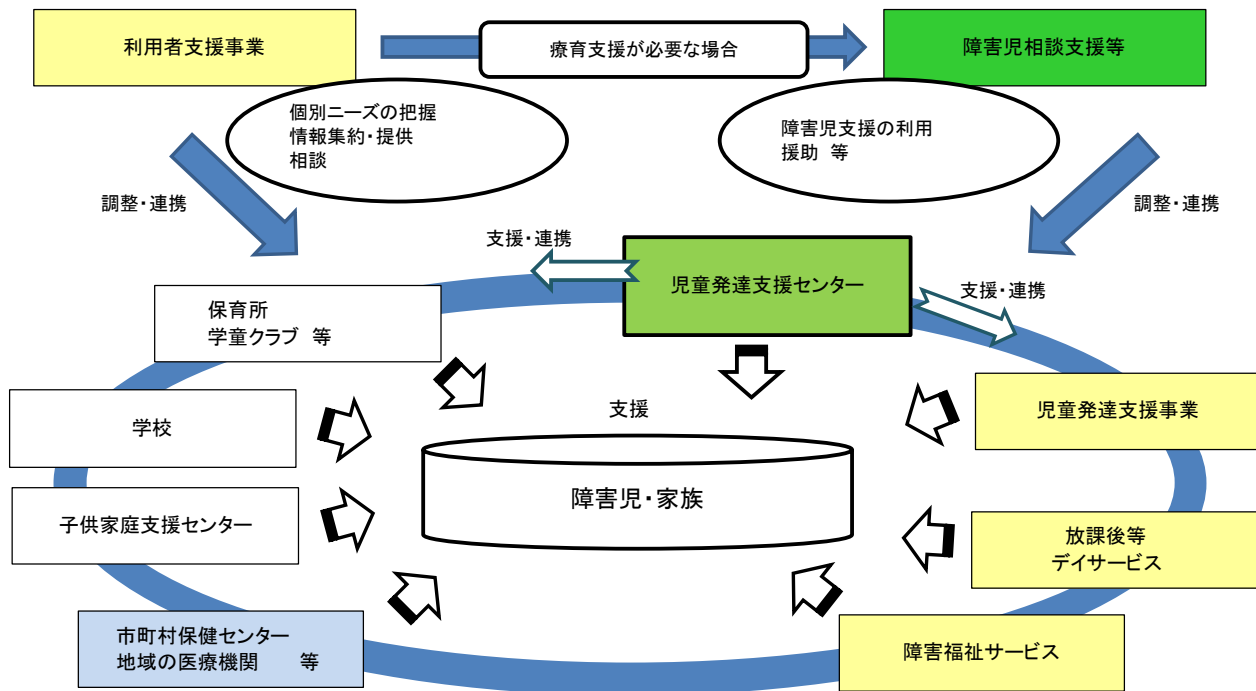
(2) 福祉施設における就労支援の充実・強化

- 障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を実現できるよう、受注の拡大と工賃の向上を目指す福祉施設の取組を支援します。

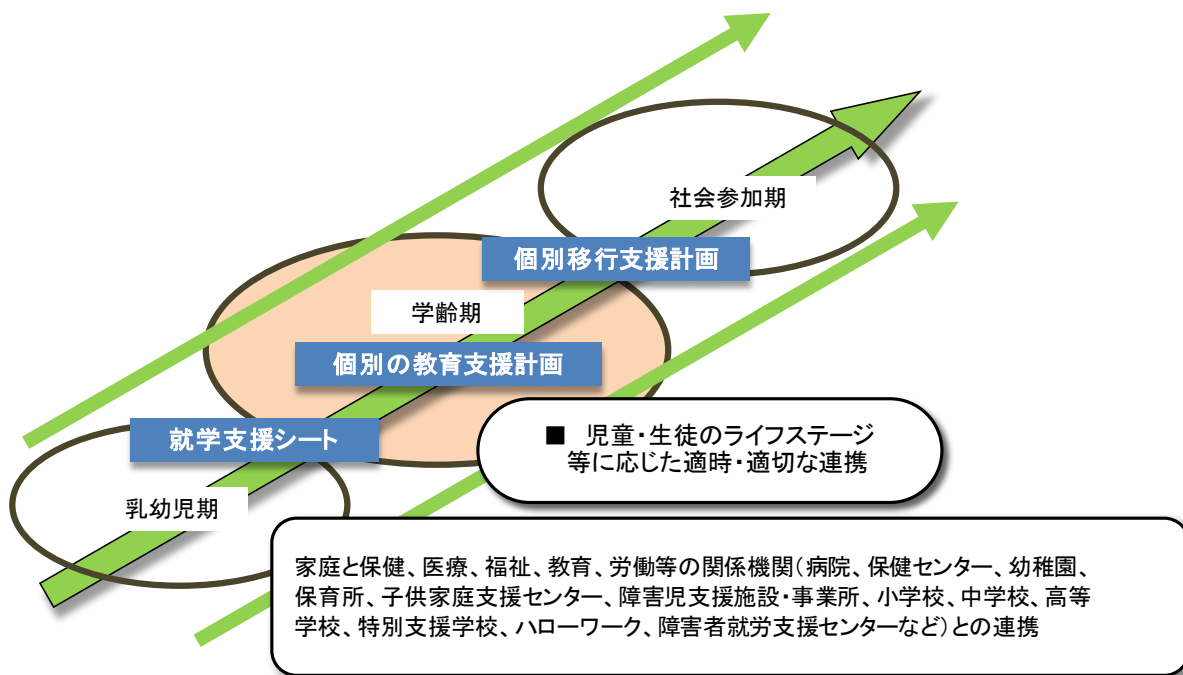
<主な相談窓口>

- 児童発達支援センター
- 東京都発達障害者支援センター（TOSCA）
- 東京都心身障害者福祉センター
- 都立（総合）精神保健福祉センター
- ハローワーク 等

《障害児とその家族を支援》



《「個別の教育支援計画」を活用した一貫性のある支援の充実》



【4 若年無業者（ニート）、非正規雇用対策】（参照ページP66）

<現状・課題>

- 全国のフリーター^{※1}の数は、平成 26 年には 179 万人となり、若年無業者（ニート^{※2}）についても 56 万人となっています。
- 未就職の若者や非正規で働く若者などについては、早期に安定雇用が実現されないと、将来の自立が困難となることが懸念されます。これは本人にとって損失であるだけでなく、若者を労働市場に参入できないままにすることは社会にとっても大きな損失になります。このため、若者が意欲をもって自らの能力を発揮できるよう、自立を後押ししていく必要があります。
- 自立に向けた課題がより大きいのは、ニートと呼ばれる層であり、一人一人の抱えている問題をよく把握した上で、職業意識の醸成や基礎的な能力の養成、社会適応支援など、包括的な支援を行うことが求められます。このため、支援機関相互のネットワークづくり等を進め、一人一人の特性を踏まえた、きめ細かく継続的な支援ができる体制の整備が必要です。
- 一方、バブル経済崩壊以降のいわゆる就職氷河期に安定した就労ができず、その後も職業能力形成機会に恵まれないままにいる若者の中には、既に年齢的に 40 代を迎えている者もいます。ポスト青年期世代の若者の中には正社員としての働き方を希望しているものの、派遣労働等の非正規雇用としての働き方を余儀なくされている者も少なくありません。
- 都内の非正規雇用者の割合は、平成 24 年現在 35.7% (216 万人) で増加傾向にありますが、このうち、12.8% が不本意非正規^{※3}であり、不本意非正規のうち、求職活動中の人は、非正規雇用者のうち、7.7% (16.7 万人) となっています。
- 正規雇用者の賃金は年齢を重ねるにしたがって上昇する傾向がある一方、非正規雇用者の賃金はほぼ横ばいであることや教育訓練を受ける機会が乏しいなど、処遇面での格差が生じています。

<取組の方向性>

- 働くことに悩みを抱えるニート等の若者に対して、各人の置かれた状況に応じた専門的な相談、地域の若者支援機関のネットワークを活用した誘導等、多様な就労支援メニューを提供する「地域若者サポートステーション」事業により、ニート等の若者の職業的自立支援を推進します。
- また、支援機関相互のネットワークにより、きめ細かく継続的な支援を行います。
- 国と連携し、非正規雇用者の正規雇用化に向けた支援を始めとした非正規雇用対策を展開します。

※1 フリーター：15 歳から 34 歳の男性又は未婚の女性（学生を除く。）で、パート、アルバイトをして働く者またはこれを希望する者をいいます。

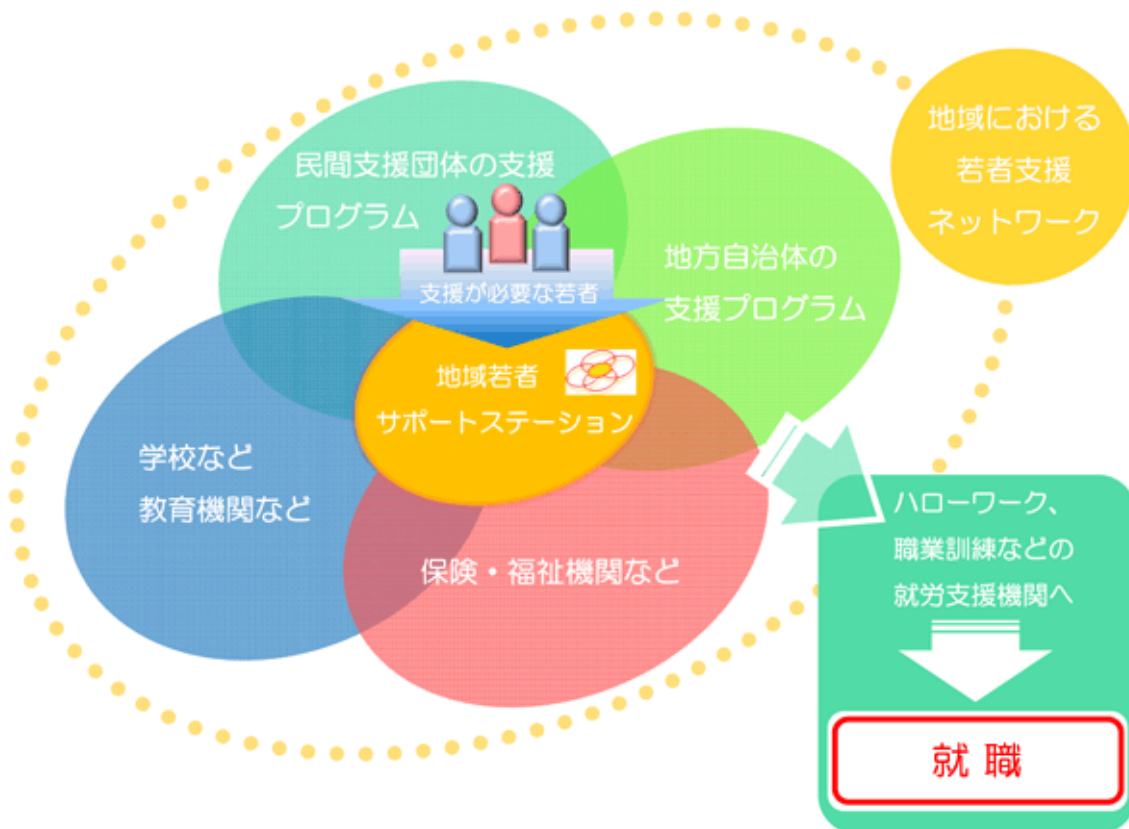
※2 ニート：15 歳から 34 歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者をいいます。

※3 不本意非正規：就業構造基本調査における非正規雇用労働者の中で「ほかの仕事に変わりたい」（転職希望者）、
「この仕事のほかに別の仕事をしたい」（追加就業希望者）、と回答した者のうち、「正規の職員・従業員」を希望した者

<主な相談窓口>

- 地域若者サポートステーション
- わかものハローワーク
- 東京しごとセンターヤングコーナー

《地域若者サポートステーションとネットワークによる支援の流れ》



※厚生労働省資料

【5 ひきこもり対策】（参照ページP67～68）

<現状・課題>

- 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態を「ひきこもり」と呼んでいます。都内の若者（15歳から34歳まで）のうち、約0.72%がひきこもりの状態にあると推計されています。
- 「ひきこもり」は、特定の「疾病」や「障害」を指すものではなく、様々な要因が背景になって生じる「状態」です。具体的な要因としては、職場への不適応、就職活動の不調、人間関係の不信、不登校等のほか、精神障害や発達障害が見られることもあります。自宅から外に出ることに抵抗を感じたり、生活のリズムを崩している場合や、自己肯定感や生きる意欲、社会参加への自信を失っている場合が多く見られます。
- ひきこもりの問題は、家庭内で抱え込まれて潜在化し、外部の相談・支援に結びつきにくい傾向があります。このような状態が長期化すれば、心身の健康に深刻な影響が生じるとともに、就学や就労ができないなど年齢に応じた社会経験を積む機会が失われ、社会生活の再開が困難となります。
- ひきこもりは、本人や家族にとって精神的・経済的負担となるだけでなく、将来における労働力の減少や社会的負担の増大につながる恐れがあります。そのため、ひきこもりの若者が、自立と社会参加に向けて早期に再出発できるよう、支援することが必要です。

<取組の方向性>

1 相談支援の充実

(1)「東京都ひきこもりサポートネット」の運営

- 都は、ひきこもりの相談窓口として「東京都ひきこもりサポートネット」を運営し、電話・電子メール・自宅等への訪問（アウトリーチ）の3つの手法により、ひきこもりから脱する方法や必要な支援機関の紹介などを行っています。
- サポートネットでは、都立精神保健福祉センター、都区保健所、児童相談所、教育相談センター、東京しごとセンター等の相談支援機関と、情報交換等を通じて相互に連携を図っています。

(2) 地域における支援体制の強化

- ひきこもりの支援にはきめ細かな対応が必要であり、若者の自立支援を行っているNPO法人等民間団体の経験とノウハウを活用するとともに、住民に身近な自治体である区市町村における支援体制の充実が必要です。

(3) 普及・啓発

- ひきこもりの状態にある本人や家族について、相談支援機関や身近な地域のサービスの利用を促進するため、都は、ひきこもりの問題を抱える家族を対象とした講演会や、地域において支援を担う民生委員・児童委員等を対象とした講演会を開催するとともに、啓発用リーフレットやハンドブックを作成して、情報提供と普及啓発を図っています。

2 今後の取組の方向性

- 青年期以降にひきこもりの状態に陥った者の中には、思春期に不登校等学校への不適応の経験を有する事例も存在することが明らかになっています。ひきこもりと不登校は、「社

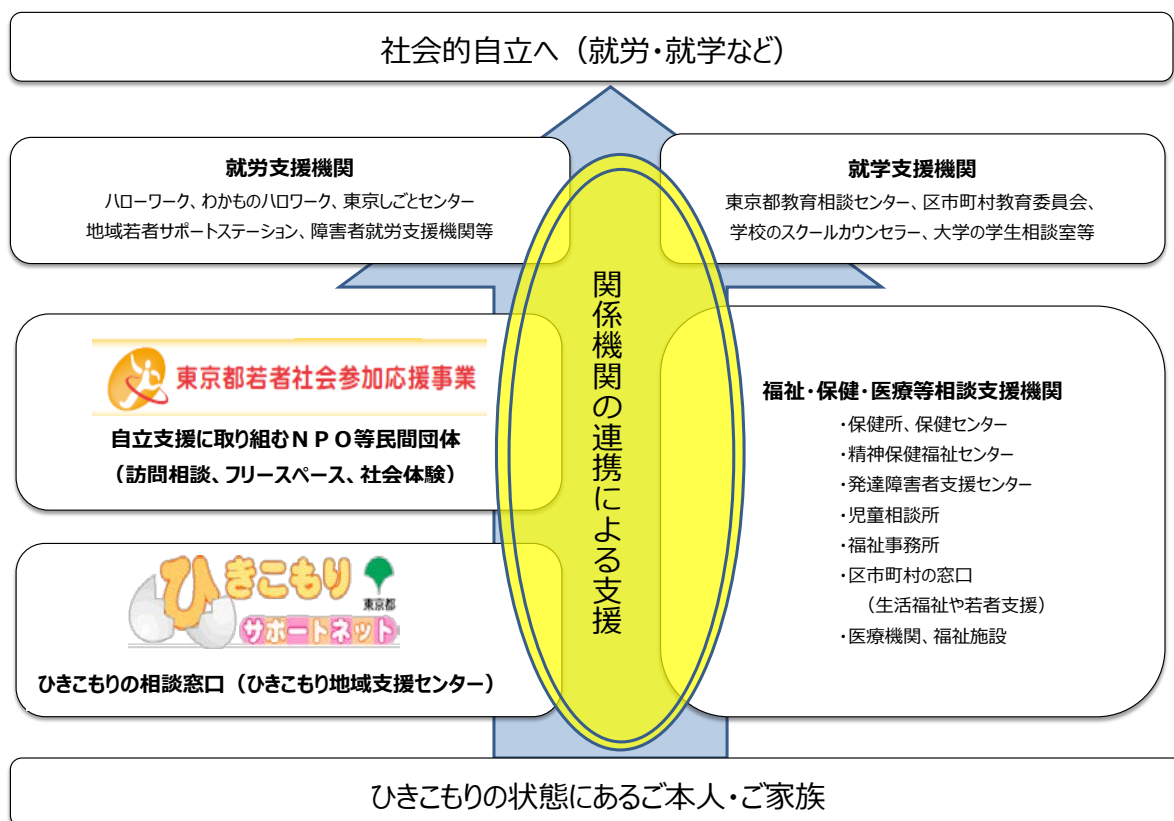
会的活動の場」からの回避行動である点で共通することから、今後は、より低年齢層の時期から、課題を抱える子供の状況を的確に把握し、将来の社会的自立が妨げられる事態を未然に防ぐことも必要です。

- 平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法では、生活保護に至る前の自立支援策が必要な者として「ひきこもりの状態にある者」も対象となっています。地域における支援体制整備に当たっては、この制度との連携を図っていくことも必要です。
- また、ひきこもりが長期化した結果、社会的自立に至るまで段階的な支援が必要な場合もあります。このため、教育、保健・医療、福祉、雇用等、複数の専門機関によるネットワークを構築し、多面的な支援体制の整備を目指していくことが求められます。

＜主な相談窓口＞

- 東京都ひきこもりサポートネット
(訪問相談の受付は、各区市町村の窓口)

《ひきこもりから社会的自立に向けた支援の連携イメージ》



【6 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援】（参照ページP69～71）

<現状・課題>

- 都内における刑法犯少年の検挙・補導人員は、過去10年間の推移で見ると減少傾向にありますが、14歳未満については増加しており、非行の低年齢化が懸念されます。
- 刑法犯少年の検挙人員に占める再犯者の割合は、約3割に及んでいます。また、全国で見ると、保護観察対象少年が再処分を受ける率は、有職者より無職者が顕著に高くなっています。
- 非行・犯罪に陥った子供・若者も、地域社会の一員として社会復帰を果たすことが求められており、そのためには、地域社会が適切に支援していくことが必要です。具体的には、非行少年の立ち直りには、自立のために必要な「仕事」や「居場所」の確保といった社会での受け入れを進めることが鍵となっています。
- 東京は多くの繁華街を有していることから、「JKビジネス」など女子高生を売り物とする新たな形態の営業の出現により、子供・若者がそれらに関わることなどから非行に陥る可能性が高いと懸念されます。
- また、深刻な社会問題となっている危険ドラッグについては、麻薬等の規制薬物乱用の入り口となるドラッグとして使われる場合もあります。インターネットによる売買や宅配利用など販売方法が多様化・潜在化し、容易に購入できる実態があることから、指導・取締りの強化と併せて、啓発の強化が喫緊の課題となっています。

<取組の方向性>

- 少年非行防止・保護のための対策を総合的に推進します。
 - ・ 街頭補導活動による早期発見・早期対応、少年の特性や立ち直りに配慮した少年事件の捜査・調査活動に努めます。
 - ・ 暴走族を始めとする非行集団については、取締まりの徹底とグループの解体、加入阻止と構成員の離脱支援を推進します。
 - ・ 少年が犯罪被害に遭うことを防止するとともに、被害少年の早期救出、保護に努めます。
- 「非行の入り口」とされる「万引き」防止への対策や、薬物乱用防止に向けた対策を推進します。
- 非行・犯罪に陥った子供・若者の立ち直りとその家族を支援するため、相談体制を充実するとともに、生活の場の確保や就労に向けた支援を行います。
 - ・ 警視庁少年相談室、各少年センター（都内8か所）、「ヤング・テレホン・コーナー」等において適切に相談に対応するとともに、NPO法人に委託し相談対応を含む各種支援を行うワンストップセンターを運営しています。
 - ・ 都内に2か所ある児童自立支援施設において、様々な問題を抱えた子供を受け入れ、施設における生活を基礎とした関わりの中で、児童の健全育成を図ります。
 - ・ 協力雇用主制度の普及啓発等に努めるとともに、様々な就労支援を実施します。
- 非行防止に向けた社会気運の醸成を図るとともに、非行少年の立ち直りを支援する地域・社会づくりを推進します。
 - ・ 「サポートチーム」、「学校問題解決チーム」、「学校・警察連絡協議会」等の既存の仕組みを活用します。

- ・ 国における非行少年の処遇と社会復帰支援の取組を踏まえつつ、様々な悩み、背景を抱えた非行少年やその家族が必要な支援を安心して受けられる環境を整備するため、民間支援団体等を拡充するとともに、地域における関係機関・団体、保護司を始めとする民間ボランティア等との連携を強化します。
- ・ 少年非行問題に関するシンポジウム等の啓発イベントの開催により、地域における立ち直り支援及び非行防止の機運を醸成します。また、“社会を明るくする運動”を推進します。

<主な相談窓口>

- 非行少年立ち直りワンストップセンター（愛称＝ぴあすぽ）
- 警視庁少年相談室、各少年センター（都内8か所）
- 警視庁「ヤング・テレホン・コーナー」
- 各警察署

<参考～国における非行少年処遇のための制度・施設～>

- 非行防止、相談活動等
 - ・ 少年鑑別所においては、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。
 - ・ また、非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校などでのトラブル、交友関係などについて、本人や家族、学校の先生などからの相談に応じます。
- 矯正教育、更生に向けた指導
 - ・ 少年院においては、少年の特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行うことにより改善更生と円滑な社会復帰を図っています。矯正教育の内容は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導から成り立っています。特に、一人一人が抱える問題性の改善に向けた教育の一つとして、各種教育プログラムを実施しています。
 - また、少年院においては、加害少年に対する被害者の視点を取り入れた教育を充実させているほか、保護観察所においては、加害少年に対するしよく罪指導等を実施しています。
 - ・ 刑事施設・少年院・保護観察所においては、薬物事犯者に対し、薬物依存からの離脱指導を始めとする再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化を図ります。特に少年院においては、薬物の害と依存性を認識するとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理解し、再び薬物を乱用しないことを目的とする指導を重点的に実施しています。

○ 就労支援等

- ・ 刑事施設・少年院においては、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起する指導等を充実するとともに、社会復帰に資する職業技能の習得や高等学校卒業程度認定試験の受験を奨励します。特に少年院においては、企業などのニーズを踏まえ、ビジネスマナーやパソコン学習などを柱としたプログラムを基礎的な職業指導として実施しています。また、様々な関係機関と連携を図りながら、在院者の帰住先や就労・修学先を確保するなど社会復帰支援に力を入れています。
- ・ 保護観察所においては、犯罪や非行をした人の事情を理解した上で、雇用に協力する協力雇用主制度の拡充に努めています。
- ・ さらに、出院及び出所予定者、保護観察に付された少年等を対象として、刑務所出所者等就労支援事業を推進します。

○ 更生保護

- ・ 罪を犯した人も、裁判を終え、処分を受ければ、いずれ社会に戻ってきます。更生保護は、罪を償い、再出発しようとする人たちの立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ仕組みです。
- ・ 犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働き掛けのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。我が国では、保護司、更生保護施設を始めとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちのほか、更生保護への理解と協力の下、関係機関・団体との幅広い連携によって更生保護は推進されています。

【7 ひとり親家庭に育つ子供への支援】（参照ページP72～74）

<現状・課題>

- ひとり親家庭の親は、「子育て」と「生計の担い手」という二つの役割を一人で担うため、肉体的、精神的な負担も大きく、また、住居、収入、子供の養育等様々な生活の場面で困難に直面することがあります。
- また、それぞれの家庭が抱える課題は、母子家庭では、低賃金や不安定な雇用条件等の就労上の問題、父子家庭では、家事等生活面の問題など、状況により異なります。
- ひとり親家庭を支えるためには、各家庭の状況に合わせた、生活全般を視野に入れた総合的な支援が必要です。

<取組の方向性>

- 都では、「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第3期）」（平成27年度～平成31年度）を策定し、ひとり親家庭が安定した就労や生活のもと、子供を健全に育むことができるよう、次の4つの分野を柱に、ひとり親家庭への支援を推進していきます。

1 相談体制の整備

ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応するとともに、様々な関係機関が連携して適切な支援に繋げる体制を整備します。

2 就業支援

ひとり親家庭のより安定した就業を支援します。

3 子育て支援・生活の場の整備

ひとり親家庭の親が安心して子育てでき、子供が健やかに育まれるよう、多様な支援策を展開します。

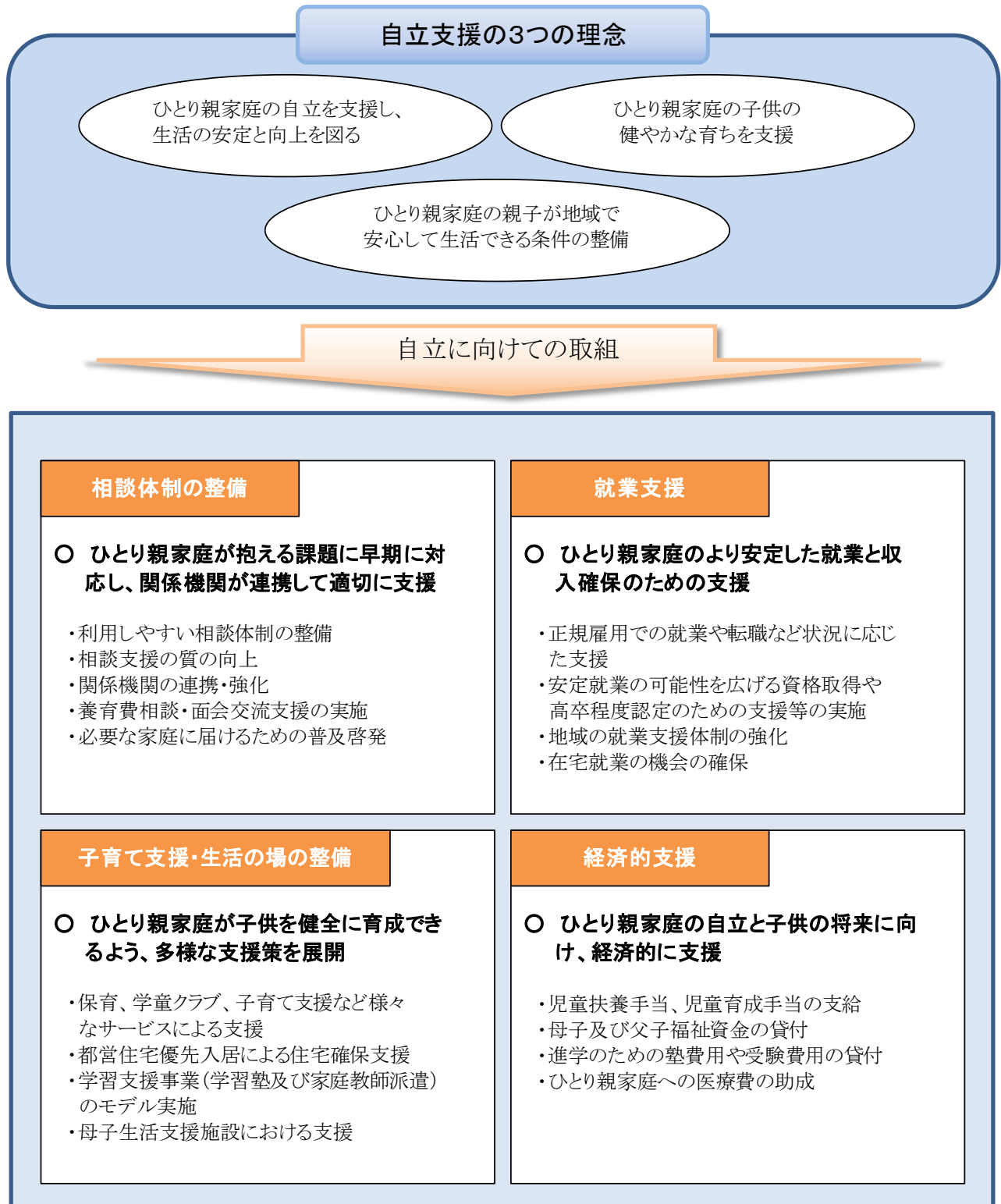
4 経済的支援

ひとり親家庭の自立と子供の将来の自立に向け、経済的な支援を行います。

<主な相談窓口>

- 東京都ひとり親家庭支援センター（愛称「はあと」）
- （各区市町村）母子・父子自立支援員

《ひとり親家庭の自立支援の推進》



【8 自殺対策】（参照ページP75）

＜現状・課題＞

- 都内の自殺者数は、平成23年までは約2,900人で推移していましたが、平成24年以降は約2,500人で推移しています。全国平均と比べ、東京の自殺死亡率は低くなっていますが、30歳代以下の自殺者数の割合は全体の約3割弱とやや高くなっています。また、年代別には、10代、20代、30代の死因のトップが自殺であり、若年者が自殺に追い込まれないようにすることが、重要課題の1つとなっています。
- 自殺は、決して個人的な問題ではなく、多様かつ複合的な原因や背景があるため、自殺対策には、社会的な取組が必要です。このため、環境整備や社会的要因への対策を含め、行政や各分野の団体・機関、個人等が相互に連携協力して総合的に取り組むことが求められます。

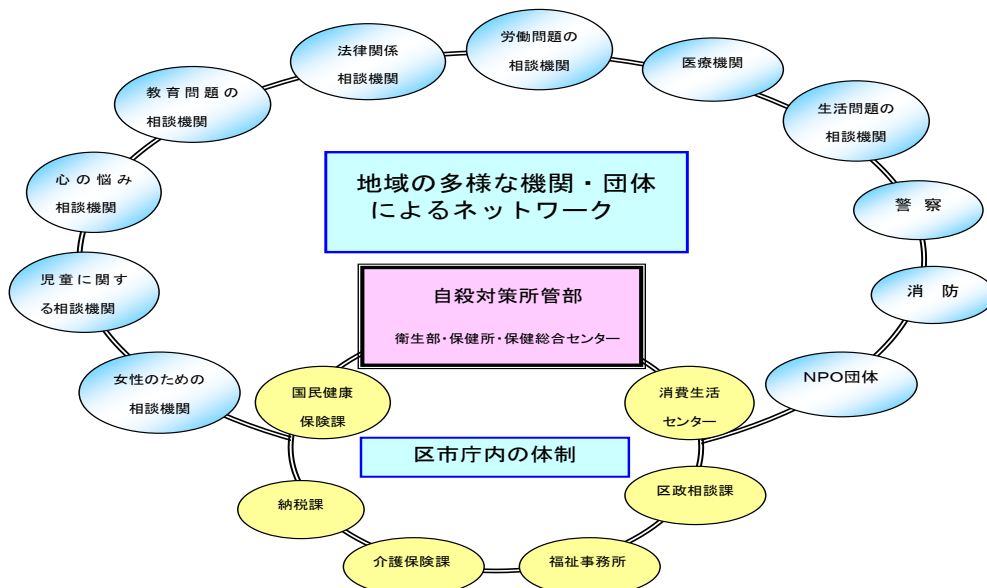
＜取組の方向性＞

- 心の悩みを抱えたり、自殺念慮のある人やその家族、友人が、必要な時に適切な相談を受けられるよう、相談窓口の充実に努めます。
- 自殺の背景となる健康問題、家庭問題、いじめ、過労、失業、多重債務など、様々な問題に的確に対応するため、各相談・支援機関において、役割や機能等についての情報共有を図り、相互に顔の見える関係を築くなど連携協力体制を強化していきます。
- 自殺未遂者への精神的ケアや支援を確実にを行うため、相談・調整窓口を設置し、地域での支援や精神科医療につなぎ、自殺の再企図を防止します。
- 区市町村において、自殺の危険を示すサインに気付き、必要に応じて適切な相談機関等につなぐなど、自殺防止に取り組む人材であるゲートキーパー（相談支援者）の養成を行います。

＜主な相談窓口＞

- 東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～
- 東京都自殺未遂者対応地域支援事業～東京都こころといのちのサポートネット～

《こころといのちの相談・支援 東京ネットワークによる支援体制》



【9 特に配慮が必要な子供・若者への支援】（参照ページP76～77）

（1）外国人等

＜現状・課題＞

- 公立小・中・高等学校に在籍する児童・生徒の中には、外国人の児童・生徒もいます。

＜取組の方向性＞

- 外国人については就学義務が課せられていませんが、その保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、国際人権規約や児童の権利条約に基づき、無償で受け入れています。これにより、授業料不徴収、教科書の無償配布、就学援助など、日本人児童・生徒と同様に扱うことになっています。
- 子供の中には、日本語能力が十分でない子供もいます。このような日本語指導が必要な児童・生徒の学校への受入れに当たっては、就学相談において状況を確認し、日本語指導や生活面・学習面での指導について配慮しています。

＜主な相談窓口＞

- 就学相談（各区市町村教育委員会）
- 教育相談センター

(2) 難病等

<現状・課題>

- 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等については、学校での教育や体験活動等が制限されざるを得ない側面があります。こうした児童等に対する教育の機会を確保するとともに、その健全育成や自立支援に向けた取組が求められます。
- また、難病のある人が円滑に職業生活を営むためには、疾患管理との両立が重要な課題になります。

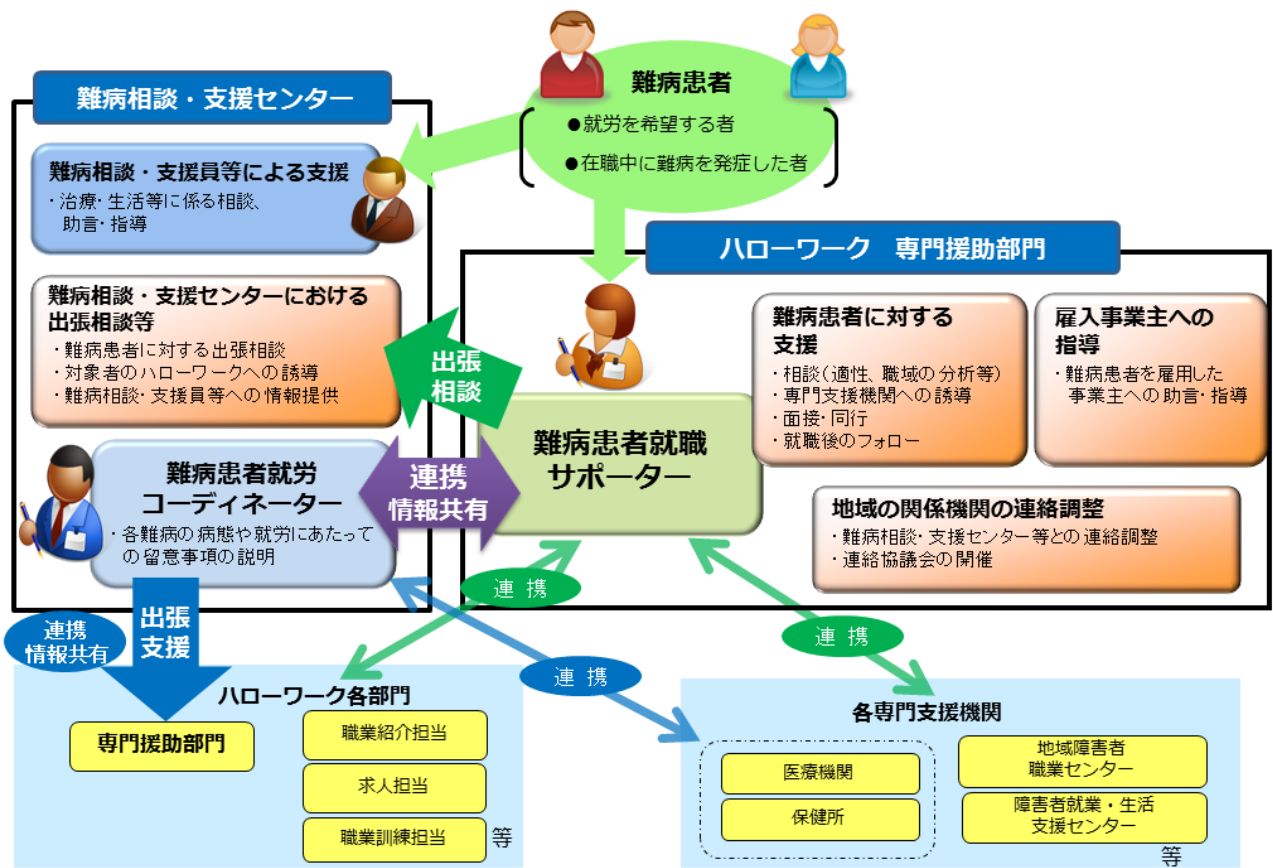
<取組の方向性>

- 長期に入院等が必要な児童等に対する教育の機会を確保するとともに、その健全育成や自立支援に向けて、地域における支援の充実を図っていきます。
- 難病のある人を支援するため、都は、「東京都難病相談・支援センター」を設置し、地域で生活する難病患者の日常生活の相談・支援、交流活動の促進、就労支援などを行っています。
- 難病のある人の就職に当たっては、無理なく安全・健康に働くことができ、しかも、能力を発揮し興味や価値観に合った仕事をうまく見出すとともに、そのような仕事に就けるように支援することが大切です。
- 難病患者の就労支援に関しては、東京都難病相談・支援センターに配置された「難病患者就労コーディネーター」による相談と併せ、ハローワークに配置された「難病患者就職サポーター」による出張相談を実施しています。難病患者就職サポーターは難病患者との職業相談、職業紹介、面接への同行、就職後のフォローを実施しています。
- また、職場での理解や配慮を整備することも重要であり、雇用する企業側への支援も実施しています。

<主な相談窓口>

- 就学相談室
- 東京都難病相談・支援センター

《東京都における難病患者の安定的な就職に向けた支援の連携》



(3) 性同一性障害等

<現状・課題>

- 性同一性障害とは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言い、国際疾病分類では疾病として認められていますが、社会では十分認識されていません。
- 性同一性障害の人々は社会の中で偏見の目で見られ、差別的な扱いを受けることがあります。
- 平成 16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、性同一性障害者であって、一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。（平成 20（2008）年に改正法によって条件を緩和）

<取組の方向性>

- 性同一性障害に係る児童・生徒については、悩みを抱える児童・生徒の心情等に十分配慮しながら、個別の事例に応じ、学校や家庭の状況等に応じたきめ細かな対応が求められます。
- 学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることを踏まえ、必要に応じて医療機関等とも連携しながら、適切に対応していきます。
- 性同一性障害に係る児童・生徒や「性的マイノリティ」とされる児童・生徒が相談しやすい環境を整えます。

(4) 10代の妊娠

<現状・課題>

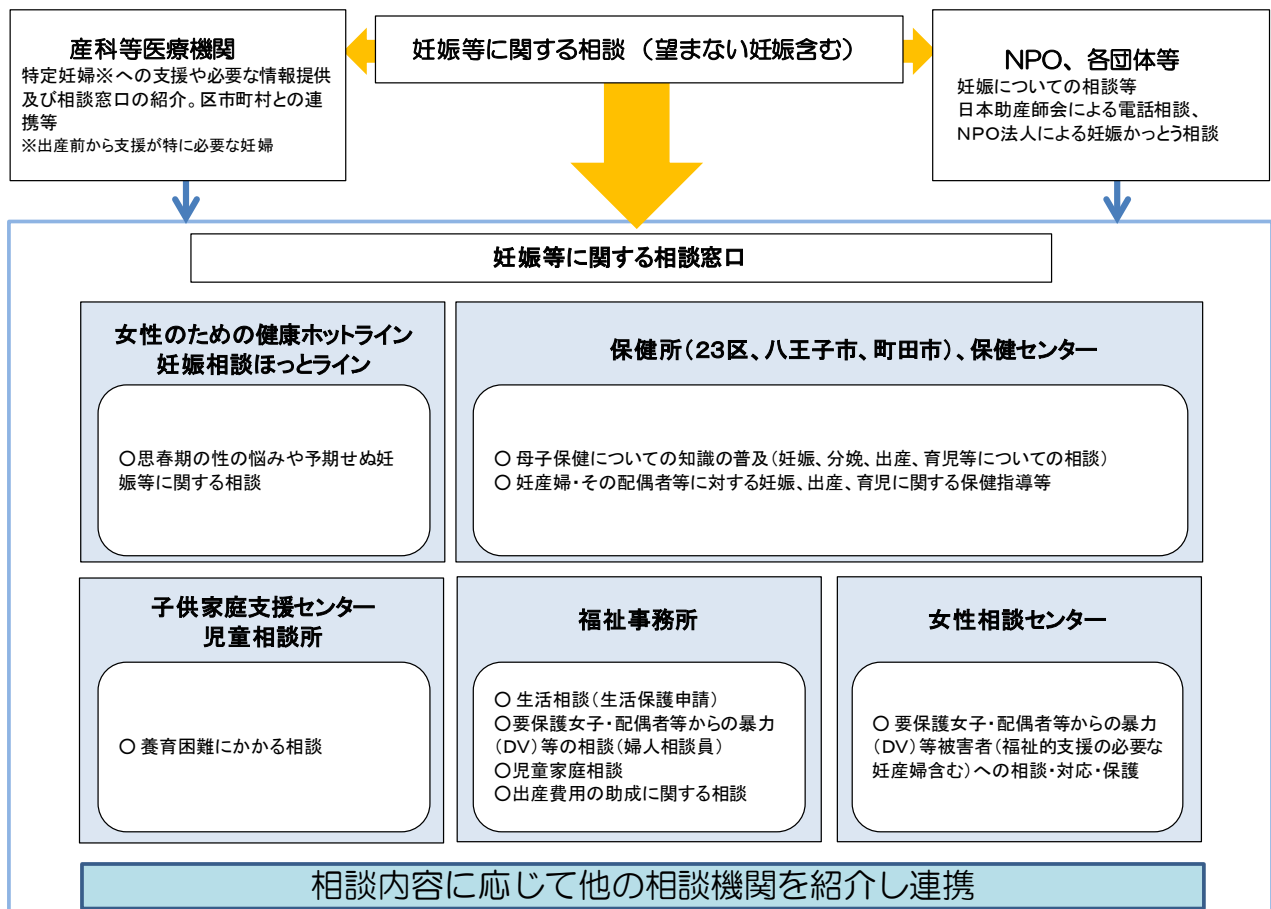
- 学齢期にある10代の妊娠については、出産や育児に関する知識が十分でないことや、出生数と人工妊娠中絶数の推移から、その多くが望まない妊娠であることが考えられます。

<取組の方向性>

- 将来親となり得る10代の若年層から、生命への大切さや、出産、中絶による心身への影響についての知識を持ち、正しい行動が選択できるよう、家庭や学校で教えていくことが大切です。
- また、妊娠等についての相談は、妊娠という事実に対する悩みや、経済面・育児面等の不安など多岐にわたり、1つの相談機関で完結することは困難であり、種々の相談機関が連携して支援をしていくことが求められます。
- 望まない妊娠をした妊婦や若年の妊婦など支援が必要な妊婦についても、早期に発見し、相談や地域のサービスにつなげていくことが重要です。

<主な相談窓口>

- 区市町村の保健センター等（母子健康手帳の発行、妊婦健診の案内）等



1 困難な状況ごとの取組に係る施策等一覧

1- (1) いじめ

支援体制の整備	(実施主体)	(所管局)
<p>◆「スクールカウンセラー」の全校配置（小・中・高等学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校や中途退学の未然防止に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーが心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。 	小・中：区 市町村 高：都	教育庁
<p>◆「スクールソーシャルワーカー」や「子供と家庭の支援員」による支援（小・中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校だけでは解決しない小・中学生の不登校問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーが、社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。 ・子供と家庭の支援員（民生・児童委員、保護司、青少年委員、教員OB、警察官OB、心理学系大学生など）が家庭訪問を通して児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談にも応じます。 	区市町村	教育庁
<p>◆「東京都いじめ相談ホットライン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間体制で、いじめ相談対応の専用電話を設置しています。 	都	教育庁
<p>◆学校問題解決サポートセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と保護者や地域住民との間で生じた、学校だけでは解決困難な問題について、公平・中立の立場で子供のことを第一に考えてよりよい解決策を提案します。 	都	教育庁
<p>◆都立学校における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校や特別支援学校において、児童・生徒の課題等に対して、福祉的な支援を行うことができるようにするため、モデル校を指定し巡回して支援を行うなど、都立学校におけるスクールソーシャルワーカーによる支援・相談・連絡体制等の在り方について検証を行います。 	都	教育庁
学校における「いじめ総合対策」の推進	(実施主体)	(所管局)
<p>◆4つのポイント</p> <p><u>ポイントⅠ 教員の指導力の向上と組織的対応 《学校一丸となって取り組む》</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○個々の教員がいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力に基づいて対応するとともに、学校全体で組織的に対応します。 ○具体的な取組 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・学校いじめ対策委員会の全校設置 ・「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実な発見 ・いじめに関する研修の充実 など <p><u>ポイントⅡ 子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す 《被害の子供を守る》</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害の子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、安心して学校生活を送ることができるよう、被害の子供を組織的に守り通す取組を徹底して行います。 ○具体的な取組 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ相談メールの実施 ・スクールカウンセラーによる全員面接（小5・中1・高1） ・いじめ実態調査等の実施 ・スクールカウンセラー等を活用したケア ・被害の子供の登下校への付き添い ・加害の子供への組織的・継続的な観察・指導 など 	小・中：区 市町村 高：都	教育庁

<p>ポイントⅢ いじめを見て見ぬふりをせず、声をあげられる学校づくり ≪周囲の子供に働き掛ける≫ ○学校は、周囲の子供がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通すとともに、周囲の子供からの発信を促すため、子供による主体的な取組を支援します。 ○具体的な取組 ・いじめに関する授業の実施 ・「いじめ防止カード」の活用 ・児童会・生徒会等による主体的な取組への支援 ・登下校時の付添い等による周囲の子供の安全の確保 など</p> <p>ポイントⅣ 保護者・地域・関係機関との連携 ≪社会総がかりで取り組む≫ ○いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関との連携が必要です。 ○具体的な取組 ・学校サポートチームの全校設置 ・スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア ・学校便りや保護者会の積極的な活用 ・地域人材を活用した登下校時の見守りの実施 ・状況に応じた警察や医療機関、福祉機関等との連携 など</p>	<p>小・中：区 市町村 高：都</p>	<p>教育庁</p>
<p>◆4つの段階ごとの取組 (1) 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～ ・教員の指導力の向上と学校の組織的対応 ・いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取組</p> <p>(2) 早期発見 ～いじめを直ちに発見できる学校づくり～ ・いじめの「見える化」 ①子供の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知 ②被害の子供、周囲の子供からのいじめ情報の確実な受信 ・学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見 ・保護者・地域との連携</p> <p>(3) 早期対応 ～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～ ・学校いじめ対策委員会を核とした対応 ・被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組 ・所管教育委員会・関係機関・保護者・地域との連携</p> <p>(4) 重大事態への対処 ～学校、保護者、地域が一体となって子供を守り通す～ ・被害の子供の保護・ケア ・加害の子供への働き掛け ・所管教育委員会・関係機関・保護者・地域との連携 ・いじめ防止対策推進法に基づく調査</p>	<p>小・中：区 市町村 高：都</p>	<p>教育庁</p>
<p>教育委員会の取組</p>	<p>(実施主体)</p>	<p>(所管局)</p>
<p>◆いじめ防止DVD教材、指導資料の作成 ・「STOPいじめ ～あなたは大丈夫?～」 ・「いじめについて考えてみよう ～あなたの周りでこのようなことはありませんか?」 ・「いじめ問題に対応できる力を育てるために いじめ防止教育プログラム」</p>	<p>都</p>	<p>教育庁</p>
<p>◆「いじめ等の問題解決支援チーム」 ・学校だけでは解決困難な緊急性の高いいじめ等の問題に対し、少人数の専門家等による支援チームを結成し、学校や教育委員会等からの相談に対応します。</p>	<p>都</p>	<p>教育庁</p>
<p>◆「いじめ問題対策連絡協議会」 次の事項について協議します。 ・都、区市町村又は学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の推進に関する事項 ・いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項 ・その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項</p>	<p>都</p>	<p>教育庁</p>

<p>◆「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都教育委員会の諮問に応じ、都及び区市町村の教育委員会並びに公立学校のいじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申します。 ・教育委員会及び公立学校のいじめ防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、都教育委員会に意見を述べるすることができます。 ・都立学校においていじめ防止対策推進法に規定する重大事態が発生した場合には、調査を行い、その結果を都教育委員会に報告します。 	都	教育庁
---	---	-----

1 - (2) 不登校・中途退学

相談・支援体制	(実施主体)	(所管局)
<p>◆「スクールカウンセラー」の全校配置（小・中・高等学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校や中途退学の未然防止に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーが心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。 	<p>小・中：区 市町村 高：都</p>	<p>教育庁 (再掲P56)</p>
<p>◆「スクールソーシャルワーカー」や「子供と家庭の支援員」による支援（小・中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校だけでは解決しない小・中学生の不登校問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーが、社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。 ・子供と家庭の支援員（民生・児童委員、保護司、青少年委員、教員OB、警察官OB、心理学系大学生など）が家庭訪問を通して児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談にも応じます。 	<p>小・中：区 市町村 高：都</p>	<p>教育庁 (再掲P56)</p>
<p>◆都立高校中途退学者未然防止と中途退学者等への進路支援事業（モデル事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立高校における中途退学者及び進路未決定卒業者を次の社会の受け皿に円滑につなげるため、就労支援機関や若者支援機関と連携し、中途退学の未然防止や中途退学者等に対する進路支援等を行います。 (1) ユース・アドバイザーの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・都立高校の中途退学者をより一層減少させるため、専門人材からなる「進路指導支援チーム（仮称）」を都立高校に派遣し、学校の取組を支援します。 (2) ハローワークとの連携 <ul style="list-style-type: none"> ・在学中からの切れ目のない支援をハローワーク等の関係機関とも連携して行い、将来の社会的・職業的自立につなげます。 (3) 「個に応じた支援」 <ul style="list-style-type: none"> ・中途退学未然防止及び中途退学者への切れ目のない支援を効果的に実施するため、個に応じた支援アプローチの手法を開拓します。 	<p>都</p>	<p>教育庁</p>
<p>◆教育相談センターにおける個別相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校の児童・生徒やその保護者に対して、学校復帰等に向けた支援を行うため、来所や電話による個別相談を実施します。 	<p>都</p>	<p>教育庁</p>
<p>◆「青少年リスタートプレイス」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校中途退学者、高等学校への就学経験のない者、進路選択を控えた不登校の中学生の就学等を支援するため、都教育相談センター内に「青少年リスタートプレイス」を設置しており、子供やその保護者に対する相談や助言を行います。 (1) 電話相談・来所相談 <ul style="list-style-type: none"> ・都立学校への入学・転学・編入学等に関する相談に応じます。 (2) リスタート登録 <ul style="list-style-type: none"> ・登録をした人には定期的に「リスタート通信」を送付し、進路に関する情報の提供を行います。 (3) 進路相談会 <ul style="list-style-type: none"> ・都立高等学校への入学についての個別相談を通して、具体的な情報を提供し、適切な進路選択を支援します。 (4) つどい <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーからの助言を含め、心と身体のこと、就学に係る制度のこと、将来のことなどについて考え、語り合う場を提供します。 (5) 就学サポート <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校中途退学者等、現に学校に学籍がない者に対し、進路に関する面談を計画的、継続的に実施し、都立高等学校への就学等に向けたきめ細やかな支援を行います。 	<p>都</p>	<p>教育庁</p>
<p>◆定時制高校における中途退学未然防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定時制課程1学年を対象に専門家を学校に派遣し、グループエンカウンターなど人間関係づくりを行う活動を行い、学校や学級への帰属意識を高め、中途退学の防止に取り組めます。 	<p>都</p>	<p>教育庁</p>
<p>◆「不登校・若者自立支援フォーラム」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校の児童・生徒や保護者、教員、教育相談担当者等を対象として、フォーラムを開催し、不登校を克服した人の話や不登校を具体的に解消した具体的な事例を紹介し、学校復帰や社会的自立に向けた支援の充実と、関係者の連携を推進しています。 	<p>都</p>	<p>教育庁 青少年・治安対策本部</p>

学び直しの支援	(実施主体)	(所管局)
<p>◆チャレンジスクール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒など、能力や適性を十分に生かし切れなかった生徒が自分の目標を見つけてチャレンジすることを応援する定時制課程総合学科の高等学校です。 	都	教育庁 (再掲P16)
<p>◆エンカレッジスクール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個に応じた指導と分かる授業」により、小中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援する全日制課程の高等学校です。普通科の外、工業科にも設置しています。 	都	教育庁 (再掲P16)
<p>◆単位制高校（多様な学習型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い選択科目を設置し、学年の枠に捉われず、自分の能力・適性、興味・関心、進路等に応じた多様な学習ができます。 	都	教育庁

1－(3) 障害のある子供・若者への支援

障害児支援の充実	(実施主体)	(所管局)
<p>◆児童発達支援センターの設置促進・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援を提供するとともに、地域の障害児やその家族、障害児が通う他の施設・事業所等に対し、専門的な支援を行う「児童発達支援センター」の設置を促進します。 ・また、児童発達支援センター等の職員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援などを活用して、一般的な子育て支援施設における障害児の受け入れを促進します。 	区市町村	福祉保健局
<p>◆障害児保育を行う区市町村や事業者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児やアレルギー児などの、特に配慮が必要な児童に対する保育の充実を図るため、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村や事業者を支援します。 	区市町村	福祉保健局
<p>◆早期教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚に障害のある乳幼児の発達を促すため、幼稚部を設置している都立聴覚障害特別支援学校で教育相談の一部として早期乳幼児指導を実施しています。 ・医師、言語聴覚士、臨床心理士等の専門家を導入し、個別指導プログラムの作成やケースカンファレンスを通じて担当教職員に専門的見地からの助言を行います。 	都	教育庁
<p>◆学童クラブ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブにおいて、障害のある子供を受け入れるために必要な経費を支援しています。 	区市町村	福祉保健局
<p>◆手当の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身障害児のいる家庭に対しては、特別児童扶養手当（国）、障害児福祉手当（国）、重度心身障害者手当（都）、児童育成手当（障害手当）（都）があります。 	都	福祉保健局
特別支援教育の充実	(実施主体)	(所管局)
<p>◆就学相談の充実（東京都特別支援教育推進室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都特別支援教育推進室が都の特別支援教育を推進する中核としての役割を担い、「就学・入学相談機能」、「情報提供機能」、「理解啓発機能」、「関係機関の連携調整機能」を備えています。 	都	教育庁
<p>◆高等学校等への受入れ体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立高校等の校舎においては、改築や大規模改修の際に「東京都福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に基づいた整備を行います。 ・障害のある生徒の入学状況を把握し、学校生活に支障がないよう、必要に応じて簡易的なバリアフリー改修工事を実施しています。 <p>①エレベーターの新設（新築、改築、大規模改修の際に限る）、②校舎内外の段差解消、③障害者トイレの設置、④廊下・階段の手摺新設 ⑤非常用スロープ階段の新設、⑥出入口の扉改造等）</p>	都 公立大学法人 首都大学東京 (都立産業技術高等専門学校)	教育庁 総務局
<p>◆都立特別支援学校の適正な規模と配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都特別支援教育推進計画に基づき、新たなタイプの学校として生徒全員の企業就労を目指す高等部就業技術科・職能開発科や複数の障害教育部門を併置する学校の設置を進めます。 ・あわせて、都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、都立特別支援学校の規模と配置の適正化を推進するとともに、社会状況の変化に適切に対応できるよう、都立特別支援学校に必要な教育環境の向上に取り組みます。 	都	教育庁
<p>◆都立特別支援学校における外部専門家の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立肢体不自由特別支援学校に、教員、看護師、学校介護職員（介護の専門家）、外部専門家（理学療法士等）などが連携するチーム・アプローチにより、教員が授業づくりに専念できる体制を整備し、児童・生徒の障害の状態に対応した指導の充実を図ります。 ・都立知的障害特別支援学校において、児童・生徒の社会的自立に向けた指導の充実と教員の専門性の向上を図るため、外部専門家を導入します。 	都	教育庁

<p>◆特別支援教育の理解啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内に3所ある学校経営支援センターを拠点として地域に密着した理解啓発行事を実施（年1回）し、障害のある児童・生徒等が地域の人々に働きかけ、情報の発信をし、自らの考えを公表し、主張する場を設定することを通じて、障害のある児童・生徒等一人一人が地域社会で自立できる力を培うとともに、広く都民に対して特別支援教育の理解啓発を行います。 	都	教育庁
<p>◆私立特別支援学校等における特別支援教育への助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校における特別支援教育の振興を図るため、私立特別支援学校、特別支援学級を置く私立小・中学校、障害のある幼児・生徒が在籍する私立幼稚園及び私立専修学校高等課程の設置者に対して助成しています。 	都	生活文化局
<p>発達障害等のある子供・若者への支援</p>	(実施主体)	(所管局)
<p>◆小・中学校及び高等学校における特別支援教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校段階ごとの取組に加え、発達障害に関する理解促進を含めて、発達障害教育の課題と必要な施策について検討し、小・中、高等学校それぞれの段階を通じて、児童・生徒一人一人がその能力を最大限伸ばしていけるよう、総合的な計画※を策定します。 ※「東京都発達障害教育推進計画（仮称）」 	都 区市町村	教育庁
<p>【小・中学校】</p> <p>(1) 発達障害の児童が在籍校・在籍学級において適切な指導・支援を受けられるよう全ての公立小学校への「特別支援教室」の円滑な導入に向け、区市町村を支援します。</p> <p>(2) 小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒を支援する専門家等の活用についての研究を行います。</p>	都 区市町村	教育庁
<p>【高等学校】</p> <p>(1) 全ての都立高等学校等で特別支援教育を充実するため、特別支援教育コーディネーターの研修や協議会を充実し、関係機関・専門家等との適切な連絡調整や校内の特別支援教育に関する委員会の円滑な実施等を支援します。</p> <p>(2) 都立高等学校等に在籍する発達障害の生徒を支援する専門家等の活用についての研究を行います。</p> <p>(3) 都立高等学校等からの要請に応じて、心理の専門家を巡回相談に派遣しています。</p>	都	教育庁
<p>◆発達障害者支援センターの運営（東京都地域生活支援事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児（者）及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進します。 （対象）自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢で発現する者のうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害を有する障害児（者）及びその家族 	都	福祉保健局
<p>◆区市町村との連携体制の構築</p> <p>(1) 「エリア・ネットワーク」の定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立及び区立の知的障害特別支援学校小・中学部設置校を「エリア・ネットワーク」のセンター校に指定し、区市町村における特別支援教育の取組を支援していきます。 ・発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒や保護者に対して、総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムである「エリア・ネットワーク」を定着させ、特別支援学校と区市町村の保健、福祉、労働の関係機関との緊密な連携の充実を図っていきます。 <p>(2) 都立特別支援学校のセンター的機能の発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能として、幼稚園や小・中学校等への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、幼稚園や小・中学校等の教職員に対する研修協力、障害児（者）の理解啓発、地域の障害のある幼児・児童・生徒への施設設備等の提供などの機能を発揮し、地域における特別支援教育を推進していきます。 	都 区市町村	教育庁

職業教育の充実	(実施主体)	(所管局)
<p>◆特別支援学校における就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 都立特別支援学校生徒の自立と社会参加を目指し、都立特別支援学校を卒業する生徒の一層の企業就労を促進するための事業を展開していきます。 (1) 民間の活力による企業開拓等 民間の活力を導入し、産業現場等における実習先や雇用先の開拓及び確保を行うとともに、高等部を設置する都立特別支援学校において開拓した企業情報を活用し、就労支援体制の充実を図ります。 (2) 企業向けセミナーの実施 企業に対し、障害者雇用への理解啓発、雇用、就業体験の受入れの協力を求めるため、セミナーを実施します。 (3) 広域特別支援連携協議会（「就学支援部会」及び「就労支援部会」） ・児童・生徒のライフステージに応じた効果的な支援を実現するため、各関係機関相互の連絡・調整や区市町村の関係部署との連絡・調整を行うことを目的として設置し、地域における特別支援教育推進のための連携体制づくりを進めています。 	都	教育庁
<p>◆高等部職能開発科の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした高等部職能開発科を設置します。 	都	教育庁
一般就労に向けた支援の充実・強化	(実施主体)	(所管局)
<p>◆区市町村障害者就労支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の一般就労の機会を広げるとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援機関の設置を進めていきます。 福祉施設への働きかけ等を通じた就労希望者の掘り起こしと企業に障害者就労への意識付けを行う「地域開拓促進コーディネーター」の配置を促進します。 	区市町村	福祉保健局
<p>◆障害者就業・生活支援センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用促進法に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため、福祉部門と雇用部門の連携により、生活面の支援と就業面の支援を一体的・継続的に行う「障害者就業・生活支援センター」を設置し、運営を支援しています。 	都 国（東京労働局）	産業労働局 福祉保健局
雇用の場と機会の提供	(実施主体)	(所管局)
<p>◆障害者による地域緑化推進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> 区市町村が、障害者就労支援の一環として、公園等の公共空間における植栽や屋上緑化など、都内の緑を創出する事業に取り組むことを支援します。 	区市町村	福祉保健局
多様な職業訓練・職場実習の機会の提供	(実施主体)	(所管局)
<p>◆東京障害者職業能力開発校における障害者職業訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業能力開発センターで訓練を受けることが困難な身体障害者、精神障害者、発達障害者及び知的障害者の職業訓練を実施しています。 	都	産業労働局
<p>◆障害者職業訓練の地域展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近な地域での受講機会の拡大を図るため、一般の職業能力開発センターにおいて障害者を対象とした訓練科目を実施します。（城東職業能力開発センター、城南職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター板橋校） 	都	産業労働局
<p>◆障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用・就業を希望する障害者の増大に対応し、多様な委託先を活用した委託訓練を実施し、身近な地域での障害者の職業訓練機会の拡充を図り、障害者の雇用を促進します。 	都	産業労働局
<p>◆企業就労意欲促進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉施設等から職場実習等により障害者を受け入れるために必要な企業内の設備の整備等に要する経費の一部を補助することにより、受入先を確保し、一般就労への移行を促進します。 	区市町村	福祉保健局
<p>◆精神障害者社会適応訓練事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の回復途上者で就労が困難なものに対し、障害を軽減させ職場適応を促すため、実際の職場において生活指導及び社会適応訓練を行います。 	都	福祉保健局

<p>◆重度身体障害者在宅パソコン講習事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の重度身体障害者を対象にインターネット等を利用して在宅のままでプログラミングの技術を習得させることにより、パソコンを利用したコミュニケーションや在宅就労の機会を提供するなど、在宅の重度身体障害者の社会参加を促進します。 	都	福祉保健局
雇用促進に向けた企業への支援策	(実施主体)	(所管局)
<p>◆東京しごとセンター・障害者就業支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京しごとセンター」では、障害者就業支援情報コーナーにおいて、障害者就業に関する各種支援事業など情報提供を行います。 ・また、普及啓発のためのセミナーや、中小企業を対象にした障害者雇用に必要な知識やノウハウ等の提供、障害者の職場定着を支援する東京ジョブコーチ支援事業などの各種支援事業を実施します。 	都	産業労働局
<p>◆ハローワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更なる障害者雇用の促進が必要な中小企業に重点を置いた事業主指導を展開するとともに、特定求職者雇用開発助成金等の支給などにより、障害者雇用に取り組む企業を支援します。 ・各地域において、ハローワークが中心となり、障害者就労支援機関がチームを組み、個別の障害者の実情に応じた就職支援を行います。 ・障害特性に応じたきめ細かい支援の実施 <p>(1) 精神障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ハローワークに精神障害者雇用トータルサポーターを配置し、職業カウンセリング等の専門的支援を行うほか、東京障害者職業センター、障害者・就労支援センター、その他の地域の就労支援機関、医療機関等と連携した継続的支援を実施します。 <p>(2) 発達障害者、難治性疾患患者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都発達障害者支援センター、東京都難病相談・支援センター、東京障害者職業センター等関係機関と連携し、事業主の理解推進を図ります。 ・ジョブコーチ支援、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金等を活用して就職促進を図ります。 	国 (東京労働局)	—
<p>◆東京都中小企業障害者雇用支援助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業と比べて障害者雇用が進んでいない中小企業を対象に、雇用拡大と職場定着を促進しています。 	都	産業労働局
福祉施設における就労支援の充実・強化	(実施主体)	(所管局)
<p>◆工賃アップセミナー事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設の工賃水準を向上するため、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高める研修を実施することにより、工賃向上に向けた気運を醸成します。 	都	福祉保健局
<p>◆受注促進・工賃向上設備整備費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備の整備に対する補助を行い、就労支援施設で就労する障害者の自立を促進します。 	都	福祉保健局
<p>◆共同受注マッチングモデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受発注マッチングを促進する専門の推進員を配置し、共同受注体制の基盤づくりをモデル的に実施することで、広域的な共同受注体制について検証します。 ・共同受注体制を活用することで、障害者福祉施設等の受注機会の拡大及び工賃アップを実現していきます。 	都	福祉保健局
<p>◆福祉・トライアルショップの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内にトライアルショップを開設することにより、就労継続支援B型事業所等の自主製品の普及、販路の拡大及び工賃の向上等を図ります。 	都	福祉保健局
<p>◆経営コンサルタント派遣等事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内における作業所等の利用者の工賃アップ、就労意欲の向上を目的として、区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費、及び事業所が工賃アップに取り組むために必要な経費を補助します。 	区市町村	福祉保健局
<p>◆作業所等経営ネットワーク支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業所等の利用者の工賃アップや就労意欲の向上を図ることを目的として、区市町村が地域の複数の作業所等によるネットワークを構築して、受注先開拓、共同受注、共同商品開発、製品の販路拡大等の活動に取り組む場合に補助を行います。 	区市町村	福祉保健局

<p>◆日中活動の場（通所施設等）の整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の卒業生等の利用希望に応えるため、多様な日中活動の場（通所施設等）を確保し、必要な支援を提供します。 <p>①生活介護、②自立訓練（機能訓練・生活訓練）、③就労移行支援、④就労継続支援（A型・B型）</p>	<p>区市町村</p>	<p>福祉保健局</p>
--	-------------	--------------

1-(4) 若年無業者(ニート)、非正規雇用対策

若年無業者(いわゆるニート)への就労・職業訓練	(実施主体)	(所管局)
<p>◆地域若者サポートステーション(愛称:サポステ)(厚生労働省認定事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニート等の働くことに様々な悩みを抱えている若者が就労に向かうことができるよう、キャリアコンサルタント等が一人一人の状態に合わせて専門的に相談に応じるとともに、コミュニケーション能力向上のための訓練等、職業的自立に向けての専門的相談支援を実施しています。 	国	—
<p>◆東京しごとセンターヤングコーナー「就活アプローチ事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事による社会的自立が必要にもかかわらず、就職活動に踏み出せないでいる若者を対象に、専門スタッフのもとで、就労に必要な基礎的訓練と就業体験とを段階的に組み合わせた支援メニュー及び若者支援に携わっているスタッフ向けのセミナーを実施しています。 	都	産業労働局
正規雇用化のための就労支援	(実施主体)	(所管局)
<p>◆非正規雇用対策の推進</p> <p>若者をはじめ非正規雇用者等の正規雇用化、正社員転換を図る多様な施策を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国のキャリアアップ助成金に上乗せする助成金を支給し、非正規雇用者の正社員転換等を促進します。 ・若者応援宣言企業に対する非正規の若者の採用奨励金により、若者の正規雇用化を推進します。 ・若者の正規雇用化を進めるため、セミナーと企業内での実践的な職場実習を組み合わせたプログラムを展開します。 ・正社員となる機会に恵まれず非正規雇用の期間が長期化した就職氷河期世代を対象に、個人の職務経験等に応じたきめ細かな支援プログラムを提供し、正規雇用化を支援します。 	都	産業労働局
<p>◆正社員転換等に取り組む企業に対する経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有期契約労働者等の正社員転換等に取り組んだ企業に対して、キャリアアップ助成金を支給し、非正規雇用労働者の正社員化に取り組んでいます。 	国(東京労働局)	—
<p>◆若者応援宣言企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者の採用・育成等に積極的に取り組む企業として、宣言書をハローワークに届け出た企業を「若者応援宣言企業」とし、ハローワークを通じて企業の魅力発信等を実施することにより、若者等の正社員就職等を推進しています。 	国(東京労働局)	—
<p>◆わかものハローワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規雇用を目指す若者等(概ね45歳未満の者)を対象として、各種セミナー、ジョブクラブ(就活応援塾)、職業相談、職業紹介等を実施しています。「わかもの」をトータルにサポートするハローワークとして都内には3か所あります。 	国(東京労働局)	— (再掲P30)
<p>◆トライアル雇用制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニート、フリーターなどの職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、正規雇用化等の早期実現を図るため、これらの者を公共職業安定所、又は職業紹介事業者の紹介を通じて一定期間試用雇用する事業主に対して助成措置(トライアル雇用奨励金)をしています。 	国(東京労働局)	—
人間関係の悩みや漠然とした不安・孤独などの相談窓口	(実施主体)	(所管局)
<p>◆「東京都若者総合相談(・㊿・)／若ナビ」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に18歳以上の若者を対象とした電話及びメールによる総合的な相談窓口として、人間関係の悩みや漠然とした不安、孤独などの相談を継続的に受け止め、解決に向けての助言を行い、必要に応じて相談内容に応じた関係機関につなぐなどして、相談者の悩みや不安の解消を図っています。若者が多く集まる「カフェ」に相談員を派遣して行う派遣型面接相談も行っています。 	都	青少年・治安対策本部

1－(5) ひきこもり対策

相談支援の充実	(実施主体)	(所管局)
<p>◆ひきこもり相談事業「東京都ひきこもりサポートネット」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりで悩んでいる本人や家族、友人などからのメール・電話等により相談に応じ、ひきこもりから脱する方法や支援機関の紹介などを行っています。 ・平成26年度からは家庭等への訪問相談を開始し、都内全区市町村で申込受付を行っています。概ね5回の訪問を行い、必要な支援を見立てて支援機関につなぎます。 <p>※国が、都道府県及び政令指定都市への設置を促進する「ひきこもり地域支援センター」に位置付けられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭等への訪問相談を通じて、ひきこもりの若者の実情を把握し、調査研究を行うことで、効果的な支援手法の確立を目指していきます。 	都	青少年・治安対策本部
<p>◆「ひきこもり等に係る連絡調整会議」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり状態にある若者に関わる福祉、医療、教育、就労などの関係機関を委員とした「ひきこもりに係る連絡調整会議」を開催し、ひきこもりに関わる相談機関の実務的な連携強化を図っています。 ・また、NPO法人等の支援団体からの意見聴取を通じて、民間事業者も含めた支援機関の一層の連携強化を促進しています。 	都	青少年・治安対策本部
<p>◆「東京都若者総合相談（・ə・）／若ナビ」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に18歳以上の若者を対象とした電話及びメールによる総合的な相談窓口として、人間関係の悩みや漠然として不安、孤独などの相談を継続的に受け止め、解決に向けての助言を行い、必要に応じて相談内容に応じた関係機関につなぐなどして、相談者の悩みや不安の解消を図っています。若者が多く集まる「カフェ」に相談員を派遣して行う派遣型面接相談も行っています。 	都	青少年・治安対策本部 (再掲P66)
支援体制の強化（NPO等の団体育成、人材育成）	(実施主体)	(所管局)
<p>◆東京都若者社会加応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者の自立支援に取り組むNPO法人等が、都が策定した「ひきこもり等の若者支援プログラム」に沿った事業を、適正かつ継続的に実施することができるかを評価して登録するとともに、登録制度に参加するNPO法人等が継続的・安定的に活動できるよう、支援技術や経営能力の向上に向けたサポートを行っています。平成27年度現在、14団体が都の協力団体として参加しています。 ・ひきこもり等の若者を支援している団体等を対象に、ひきこもり支援に資するセミナー等を開催するとともに支援団体間の交流の促進を図っています。 	都	青少年・治安対策本部
<p>◆地域におけるひきこもり等対策推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に身近な自治体である区市町村における支援体制を整備するため、ひきこもり等の若者やその家族等から相談を受け付ける体制を整備する区市町村に対して費用の一部を補助しています。区市町村の事業立ち上げに当たっては、東京都若者社会参加応援事業に参加するNPO法人等との連携を推奨しています。 ・区市町村職員向けに情報交換会、実地研修を行い、住民に身近な地域で地域の実情に即した地域連携ネットワークによる多面的な支援体制の整備を図っています。 	都	青少年・治安対策本部

<p>◆生活困窮者自立支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市（町村は都）が自立支援相談支援窓口を設置し、複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、自立に向けたプランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関とのネットワークづくりを行います。 	<p>区市、 町村は都</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>普及・啓発</p>	<p>(実施主体)</p>	<p>(所管局)</p>
<p>◆ひきこもり支援の在り方を検討するシンポジウム</p> <ul style="list-style-type: none"> ひきこもり等の状態にある本人や家族及び支援機関の関係者等を対象としたシンポジウムを開催し、望ましい支援の在り方などについて検討を行うとともに、問題の普及啓発を図っています。 	<p>都</p>	<p>青少年・治安対策本部</p>
<p>◆地域支援者向け講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ひきこもりや中途退学等の問題を抱える家族を支援につなげるため、地域で支援に取り組む民生委員・児童委員等の方々向けに講習会を開催するとともに、家族との関わり方や関係機関一覧等を掲載したハンドブックを作成・配布しています。 ひきこもり相談機関等の利用を呼びかける家庭向けチラシ、家族向けひきこもり対応マニュアルや高校中退者向けリーフレットを作成し、情報提供を行っています。 	<p>都</p>	<p>青少年・治安対策本部</p>
<p>◆高校中退者等への支援フォーラム</p> <ul style="list-style-type: none"> 高校中退者や不登校経験者が多数在籍する通信制サポート校の活動を支援するために、都が協力して設立された「通信制サポート校・東京ネットワーク」との共催により、高校中退者等への支援活動を周知するためのフォーラムを開催しています。 	<p>都</p>	<p>青少年・治安対策本部</p>

1 - (6) 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援

少年非行防止・保護総合対策の推進	(実施主体)	(所管局)
<p>◆補導活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不良行為少年に対する補導活動を強化するとともに、事件の捜査・調査については、少年の特性やその立ち直りに配慮した迅速・的確な対応を推進しています。 ・暴走族をはじめとする非行集団については、取締りの徹底とグループの解体、少年の加入阻止や構成員の離脱支援など、総合的な対策を推進します。 	都	警視庁
<p>◆犯罪被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「JKリフレ」等青少年の性を売り物とする新たな形態の営業に対する実態把握及び取締りを推進します。 ・児童ポルノ事犯や児童買春事犯など悪質性の高い福祉犯の取締りを強化し、被害少年の早期救出及び保護に努めます。 	都	警視庁
<p>◆犯罪防止活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立高校等へ出張し、未成年者を特殊詐欺の加害者（受け子）及び暴力団員にさせないための防犯講話を実施しています。 	都	青少年・治安対策本部
<p>◆セーフティ教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高等学校において、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を実施します。 	都 区市町村	警視庁
「万引き」防止対策	(実施主体)	(所管局)
<p>◆「子供に万引きをさせない連絡協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成団体や教育関係団体等が構成メンバーとなり、子供の非行防止や健全育成に資するため、子供に万引きをさせないために大人にできることを協議しています。 	都	青少年・治安対策本部、警視庁
<p>◆「子供に万引きをさせないキャンペーン取組推進モデル地区」の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や地域における関係団体と連携し、フォーラムを開催しているほか、万引き防止の啓発リーフレットを作成し、児童・生徒に配布しています。 ・東京都万引き防止官民合同会議と連携し、「万引きをしない、させない、見逃さない」社会環境を作るためのキャンペーンや、警視庁や事業者と共同して「万引きをしにくい店舗」づくりを実施しています。 	都 区市町村	青少年・治安対策本部
違法薬物の対策強化	(実施主体)	(所管局)
<p>◆薬物乱用のない社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京都薬物乱用対策推進計画（平成25年度改定）」を策定し、関係機関と連携して、「指導・取締りの強化」、「啓発活動の拡大と充実」、「薬物問題を抱える人への支援」の3つの柱のもとに、薬物乱用対策を推進しています。 ・青少年を中心に危険ドラッグの乱用が拡大している実態を踏まえ、特に危険ドラッグ対策について、「規制」・「監視」・「啓発」の3つの視点から重点的に取り組みます。 	国都	福祉保健局 警視庁
相談体制の充実	(実施主体)	(所管局)
<p>◆非行少年立ち直りワンストップセンター「ぴあすぽ」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行少年の就学・就労・生活全般の悩みに関する相談対応や居場所提供等の各種支援を行う通所型ワンストップセンター「ぴあすぽ」をNPO団体に委託し運営しています。 	都	青少年・治安対策本部
<p>◆東京都子供・若者支援協議会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行少年の立ち直りに関わる関係機関との情報共有等を通し、連携して非行少年の立ち直りを支援していきます。 	都	青少年・治安対策本部
雇用対策・就労支援等の立ち直り活動	(実施主体)	(所管局)
<p>◆「農業体験」や「就労支援」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内4カ所の農園と協力した農業体験や、関係機関と連携した就労支援など、非行少年等に対する立ち直り支援活動を実施しています。 	都	警視庁
<p>◆協力雇用主制度の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易ではない人たちの事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力している民間の事業主の方々がいます。 ・法務省や保護観察所と連携し、協力雇用主制度の普及・啓発を行い、非行歴のある少年の就労を支援していきます。 	都	青少年・治安対策本部

<p>◆自治体における就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護観察対象少年を臨時職員として雇用します。 ・総合評価方式における加点制度を措置し、非行少年等の雇用に協力する企業を支援します。 	都 区市町村	青少年・治安対策本部
<p>◆ハローワークによる刑務所出所者等の就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑務所、少年院、保護観察所、更生施設等との連携の下、矯正施設在所中からの就労をめざして、就労支援ナビゲーター等による個別担当制での支援を行うなど、きめ細かい職業相談及び職業紹介等を実施します。 ・保護観察所から提供される協力雇用主情報に基づく求人開拓やトライアル雇用制度の活用等により、就労支援の充実・強化を図ります。 	国 (東京労働局)	—
非行少年の立ち直りを支援する社会づくり	(実施主体)	(所管局)
<p>◆少年非行問題に関する啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年非行問題を理解し、地域における立ち直り支援の機運を醸成するため、シンポジウム形式の啓発イベントを開催しています。 	都	青少年・治安対策本部
<p>◆“社会を明るくする運動”の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務省東京保護観察所との連携により、犯罪や非行を防止するとともに、罪を犯した人たちの立ち直りを地域の手力で支援し、犯罪のない地域社会を築くことを目的とする全国的な運動を推進しています。 	国 都 区市町村	青少年・治安対策本部
<p>◆「少年院出院者の立ち直りを図るための保護司活動支援協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務省や東京都保護司会連合会、東京更生保護施設連盟などの関係機関が構成メンバーとなり、地域の中で少年院出院者等の立ち直りに向けて取り組む保護司の方々の活動を支援するために協議しています。 	都	青少年・治安対策本部
少年鑑別所	(実施主体)	(所管局)
<p>少年鑑別所は、(1)家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、(2)観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、(3)地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設です。</p> <p>◆鑑別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者についての非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すことです。 ・鑑別は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めに応じて行います。 	法務省	—
<p>◆法務少年支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年鑑別所は、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。 ・また、子供の非行問題などの本人や家族からの相談に対応し、心理学の専門家である職員が保護者に対して今後の子供との接し方を助言したり、子供本人に継続的にカウンセリングを行ったりするなどの援助を行っています。 	法務省	—

少年院	(実施主体)	(所管局)
<p>少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設です。</p> <p>◆矯正教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年院においては、設置された矯正教育課程ごとに、当該少年院における矯正教育の目標、内容、実施方法等を定める少年院矯正教育課程を編成しています。その上で、入院してくる少年一人ひとりの特性及び教育上の必要性に応じ、家庭裁判所、少年鑑別所の情報及び意見等を参考にして個人別矯正教育計画を作成し、きめ細かい教育を実施しています。 ・少年院では、少年の必要性や施設の立地条件等に応じた特色のある様々な教育活動が行われています。矯正教育の内容は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導から成り立っています。 ・また、円滑な社会復帰を図るため、様々な関係機関と連携を図りながら、在院者の帰住先や就労・就学先を確保するなど社会復帰支援に力を入れています。 	法務省	—
更生保護	(実施主体)	(所管局)
<p>更生保護は、罪を償い、再出発しようとする人たちの立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ仕組みです。</p> <p>更生保護の内容には、主なものとして次のようなものがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保護観察 2 応急の救護等及び更生緊急保護 3 仮釈放・少年院からの仮退院等 4 生活環境の調整 5 恩赦 6 犯罪予防活動 	法務省	—

1 - (7) ひとり親家庭に育つ子供への支援

相談体制の整備	(実施主体)	(所管局)
<p>◆東京都ひとり親家庭支援センター事業 ・ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・面会交流支援事業を実施します。</p>	都	福祉保健局
<p>◆ひとり親家庭等生活向上事業 ・ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るなど、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援します。</p>	区市町村	福祉保健局
<p>◆生活困窮者自立支援事業 ・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市（町村は都）が自立支援相談支援窓口を設置し、複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、自立に向けたプランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関とのネットワークづくりを行います。</p>	区市、 町村は都	福祉保健局 (再掲P68)
<p>◆配偶者暴力のある家庭の子供に対する講座の実施 ・こころの傷の回復を側面から支援するため、遊びなども取り入れて友達とコミュニケーションの取り方などを継続的に学習する講座を実施します。</p>	都	生活文化局
就業支援	(実施主体)	(所管局)
<p>◆東京都ひとり親家庭支援センター事業 ・ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業（就業相談、就業促進活動、相談支援員研修会）、就業支援講習会、就業情報提供事業を行います。 ・親への支援とあわせて、子供本人へのキャリアカウンセリングや求人情報の提供などを行います。</p>	都	福祉保健局 (再掲P72)
<p>◆在宅就業推進事業 ・在宅就業を希望するひとり親に対し、一定の期間、業務の調達・分配、納入した業務の検収を行うとともに、在宅就業コーディネーターがサポートを行います。</p>	都	福祉保健局
<p>◆ひとり親家庭への相談窓口強化事業 ・福祉事務所に就業相談支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行います。</p>	区市、 町村は都	福祉保健局
<p>◆東京しごとセンター事業 ・一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援します。 ・「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、きめ細かい再就職支援を行います。</p>	都	産業労働局
<p>◆マザーズハローワーク事業 ・仕事と子育ての両立を目指す方への就職支援を行っています。 ・子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーを設置するなど、子供連れで来所しやすい環境を整備し、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報提供や職業相談等、総合的な支援を行っています。</p>	国（東京労働局）	—
<p>◆公共職業訓練の実施 ・職業能力開発センター等において、求職者等を対象として職業に必要な知識・技能を習得させるため、職業訓練を実施します。 ・母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練の受講機会の確保を図ります。</p>	都	産業労働局
<p>◆母子・父子自立支援プログラム策定事業 ・児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市での実施を支援します。</p>	区市町村	福祉保健局

<p>◆生活保護受給者等就労自立促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者を含めた生活困窮者の就労支援の充実・強化を図るため、各ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、福祉事務所等から就労支援の要請があった場合に、担当制による個別支援等を実施するほか、ハローワークから福祉事務所へ定期的な巡回相談等を実施するなど、自立相談支援機関とハローワークが連携して支援を行います。 	区市、町村は都国（東京労働局）	福祉保健局
<p>◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進します。 	区市、町村は都	福祉保健局（再掲P34）
<p>◆母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村において取り組みます。 	区市、町村は都	福祉保健局
<p>◆母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母又は父子家庭の父の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村において取り組みます。 	区市、町村は都	福祉保健局
子育て支援・生活の場の整備	(実施主体)	(所管局)
<p>◆ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭になって直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣する市町村を支援します。 	区市、町村は都	福祉保健局
<p>◆ひとり親家庭の子供の学習支援の推進（ひとり親家庭の子供サポートモデル事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭に育つ子供（小学4年生から高校生）に対し、学習塾形式及び家庭教師派遣型の学習支援を行うとともに、子供の悩みを聞くなど生活支援を行い、子供の自立を支援します。（学習支援の推進） ひとり親家庭の子供を対象に含む学習支援（学習支援ボランティア事業または生活困窮者自立支援法の学習支援事業）について、都内全域での実施を推進します。 	都	福祉保健局（再掲P34）
<p>◆生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法に基づく「子供の学習支援事業」などの任意事業に取り組む区市への体制整備を支援するとともに、都が実施主体となる町村部における生活困窮者支援の取組により、都内全域での支援体制を整備していきます。 	区市、町村は都	福祉保健局（再掲P34）
<p>◆受験生チャレンジ支援貸付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習塾等の費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援します。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除されます。 	区市、町村は都	福祉保健局（再掲P34）
<p>◆被保護者自立促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中学生及び高校生のいる生活保護受給世帯に向けて、学習塾等の費用（小・中学生のみ）、学習・相談ボランティアの派遣費用、ボランティア体験イベントや社会教養セミナー等への参加費用等を支給します。実施については、都が定めた要件の範囲内において、区市が要綱等を定めて行います。 	区市、町村は都	福祉保健局（再掲P34）
<p>◆都営住宅の優先入居</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子生活支援施設退所者向け特別割当等により、住宅を提供します。 	都	都市整備局
<p>◆居住支援協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯など）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、「東京都住居支援協議会」では、区市町村における「居住支援協議会」の設立を支援するとともに、その活動を支援します。 	都	都市整備局

<p>◆母子生活支援施設等の支援力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設における支援の核となる基幹的職員を育成します。また、母子生活支援施設や婦人保護施設の職員の研修参加や施設間研修を支援し、対応力を強化します。 	都	福祉保健局
<p>◆施設に入所する子供の自立支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育環境により、十分な学習機会が確保されていない小学生から高校生までの児童に対し、標準的学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図ります。 	都	福祉保健局
経済的支援	(実施主体)	(所管局)
<p>◆児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。 ・ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援します。(事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支援、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚の12種類) 	都	福祉保健局
<p>◆ひとり親家庭等医療費助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援します。 	区市町村	福祉保健局
<p>◆自立援助促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設や婦人保護施設を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進します。 	都	福祉保健局
<p>◆自立生活スタート支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行います。 ・貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、3年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除されます。 	都	福祉保健局

1－(8) 自殺対策

相談・支援の充実による自殺防止	(実施主体)	(所管局)
<p>◆東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺防止専用の相談電話を設置し、自殺の悩みを抱える人の相談に応じるとともに、各分野の専門相談機関と連携し、相談者への支援を行います。 	都	福祉保健局
<p>◆こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の背景には様々な問題があるため、自殺の危険性の高い人が、悩みに応じた適切な相談・支援を受けられるよう、相談機関・関係団体によるネットワークを構築しています。 	都 区市町村	福祉保健局
<p>◆自殺予防のための人材育成（ゲートキーパー養成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の危険性の高い人の早期発見・対応を図るため、職場や地域などで自殺の危険を示すサインに気づき支援する役割が期待される人材を養成します。 	区市町村	福祉保健局
<p>◆「東京都若者総合相談（・㊿・）／若ナビ」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に18歳以上の若者を対象とした電話及びメールによる総合的な相談窓口として、人間関係の悩みや漠然として不安、孤独などの相談を継続的に受け止め、解決に向けての助言を行い、必要に応じて相談内容に応じた関係機関につなぐなどして、相談者の悩みや不安の解消を図っています。若者が多く集まる「カフェ」に相談員を派遣して行う派遣型面接相談も行っています。 	都	青少年・治安対策本部 (再掲P66、67)
自殺未遂者に対する支援	(実施主体)	(所管局)
<p>◆東京都自殺未遂者対応地域連携支援事業～東京都こころといのちのサポートネット～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療機関に搬送された自殺未遂者の自殺再企図を防止するために、相談・支援窓口を設置し、地域の医療・保健・福祉など必要な支援につなげます。 	都	福祉保健局

1 - (9) 特に配慮が必要な子供・若者への支援

① 外国人等

就学相談	(実施主体)	(所管局)
<p>◆就学支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学年齢に達した外国人の子供が確実に就学できるよう、外国人の子供の保護者が日本の学校生活についての理解を深めるための資料「学校ガイドブック」をホームページに掲載しています。 ・区市町村教育委員会等と連携し、外国人の子供が円滑に就学するために必要な情報提供等を支援します。 	都 区市町村	教育庁
児童・生徒相談等（東京都教育相談センター）	(実施主体)	(所管局)
<p>◆外国語による教育相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、電話及び来所での相談に対応します。 ・日本の学校制度に関すること、就学や都立高校への入学に関すること、学校での生活適応に関すること等の教育相談に対応しています。 	都	教育庁
<p>◆進路相談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、進路に係る個別相談会を行います。 	都	教育庁
<p>◆外国人児童・生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒相談に係る情報の提供・区市町村等の外国人相談窓口の調査を行い、地域に応じた情報提供を行います。 ・都立高等学校の入試に関する情報をホームページに掲載しています。 ・「東京都立高等学校に入学を希望する皆さんへ」（中国語版、英語版、韓国語版） ・「公立学校に在学する在日外国人幼児、児童・生徒に関わる教育指導について」（通知）を区市町村教育委員会及び都立学校長宛てに発出し、日常の指導上の留意点等について周知しています。 	都 区市町村	教育庁
日本語指導等の充実	(実施主体)	(所管局)
<p>◆日本語指導のための教材の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導のための教材「たのしい がっこう」のホームページへの掲載を継続するとともに、区市町村教育委員会と連携し、公立学校における日本語指導が必要な児童・生徒に対する日本語指導を充実します。 	都 区市町村	教育庁
<p>◆都立高校における教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人生徒の受入体制の充実を図るため、日本語指導が必要な外国人生徒の実態を把握するとともに、「在京外国人生徒対象」の入学選抜の適切な募集枠を検討していきます。 ・日本語指導が必要な外国人生徒に対し、外部人材を活用した支援を行います。 ・日本語指導と教科指導を統合し、外国人生徒が学習活動に参加する力を育成していきます。 	都	教育庁

② 難病等

相談支援体制	(実施主体)	(所管局)
<p>◆小児慢性特定疾病児童等自立支援事業</p> <p>(1) 相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童等とその家族の持つ様々なニーズに対応した電話相談や小児慢性特定疾病児童等の養育経験者等によるピアカウンセリングを行います。 <p>(2) 小児慢性特定疾病児童等自立支援員による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立・就労の円滑化を図るため、地域の社会資源を活用し、各種支援策の利用計画の作成・フォローアップや関係機関との連絡調整を行うことにより、利用者の環境等に応じた支援を行います。 	都	福祉保健局
<p>◆院内学級</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立特別支援学校では、病院に入院している児童・生徒が、入院期間中の学習の遅れを取り戻すことや、病気に立ち向かう意欲を育むことなどができるよう、病院内に設置された「分教室」や、教員がベッドサイドを訪問して行う「訪問教育」により、病院内教育を行っています。 	都	教育庁

<p>◆難病相談・支援センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行う拠点として、患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者就労コーディネーターによる就労相談等様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行っています。 	都	福祉保健局
<p>◆発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病のある方は、その疾病の特性により、就職・職場定着の面で様々な制限や困難に直面していますが、事業主においては、難病のある方の雇用経験が少ないことや、難病のある方について職務遂行上障害となる症状などが明確になっていないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にあります。 ・こうした状況から、当助成金は難病のある方を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握、報告する事業主に対して助成を行い、難病のある方の雇用を促進し、職業生活上の課題を把握することを目的としています。 ・難治性疾患患者をハローワーク等の職業紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れる事業主に対して助成します。 	国 (東京労働局)	—
<p>◆東京都中小企業障害者雇用支援助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者及び難治性疾患患者の雇用拡大と職場定着を促進しています。 	都	産業労働局 (再掲P64)
<p>◆難病患者就職サポーター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークの障害者の専門援助窓口に「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談・支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行っています。 	国 (東京労働局)	—

2 被害防止と保護

【1 児童虐待防止対策】

<現状・課題>

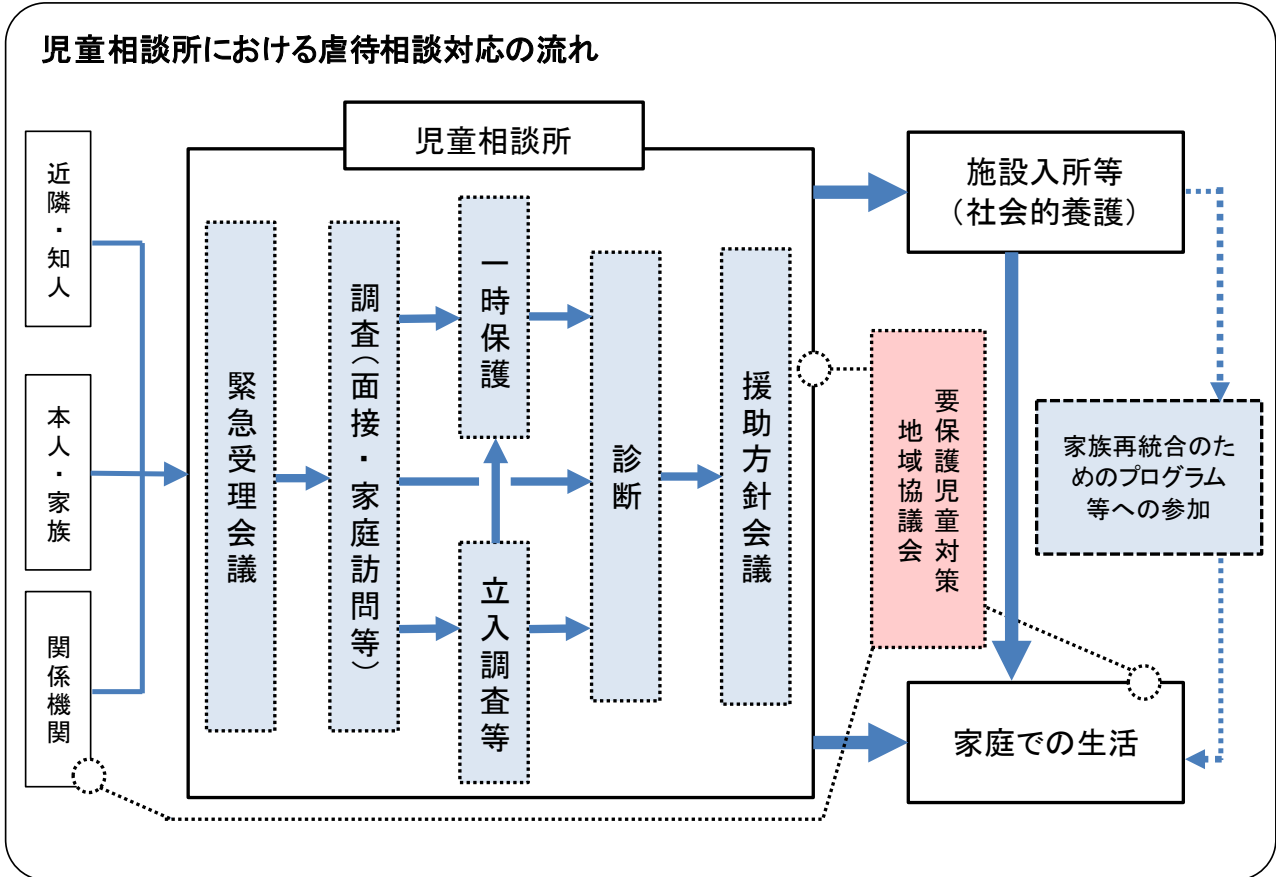
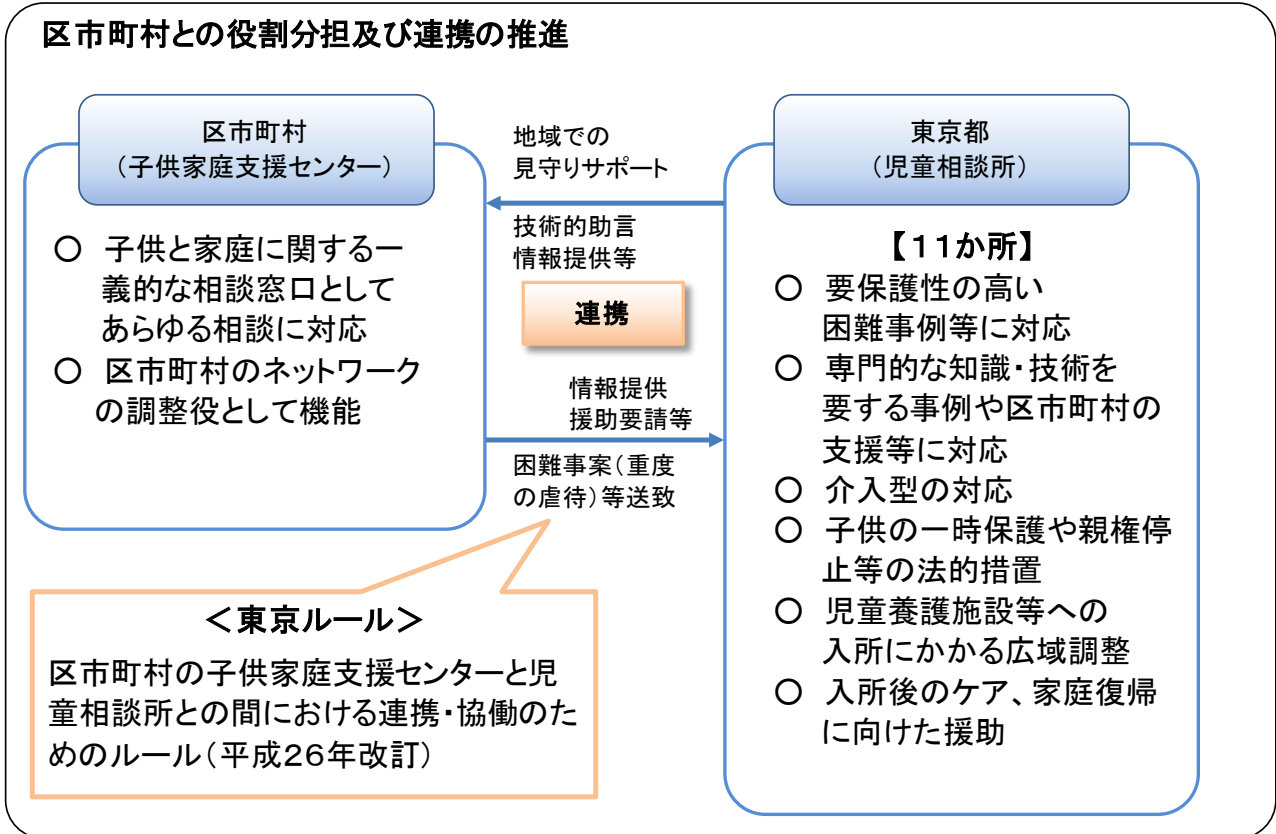
- 児童虐待の防止に関しては、「児童虐待の防止等に関する法律」や「児童福祉法」の累次の改正、「民法」などの改正による親権の停止制度の創設などにより、制度的な充実が図られてきました。
- しかしながら、全国の児童相談所における児童虐待の対応件数は一貫して増加し、平成 25 年度には 73,802 件となっています。また、都内における児童虐待対応件数は東京都 5,414 件、区市町村 9,479 件となっています。
- 虐待は子供の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えます。発育・発達などの遅れといった身体症状や、情緒不安定、感情抑制、強い攻撃性などの精神症状があらわれるだけでなく、他人とのコミュニケーションがうまく取れず、様々な問題行動を引き起こすこともあります。また、成長するにつれて、極度に自尊心が低下し自殺願望を持つことや、アルコールや薬物依存となることもあります。
- 一方、虐待をする親たちの背景には、子育ての悩みや周囲からの孤立、家庭の不和、親自身が虐待を受けて育ってきた影響や経済的な問題など、様々なストレスや葛藤があることが多く、苦しんでいても助けを求められずにいることも少なくありません。
- このため、地域社会が一体となって、虐待の未然防止・早期発見、自立支援など、切れ目のない総合的な取組を進める必要があります。

<取組の方向性>

- 区市町村の子育て支援機関、児童相談所等地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの切れ目のない支援が行われる体制を整備します。
- 子供家庭支援センターと児童相談所の児童虐待対応の連携について定めた「東京ルール」に基づく対応を徹底し、支援の隙間が生じないように、より一層の連携強化を図ります。
- 一時的な保護が必要な児童が増えていることから、引き続き、区市町村と十分な連携を図りつつ、一時保護需要を踏まえ、一時保護委託の活用も含めた必要な体制を整えます。
- 児童虐待への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育てをしている親とその子供を温かく見守り、必要な時に手を差しのべるという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行います。

<主な相談窓口>

- 子供家庭支援センター
- 児童相談所
- 警視庁「ヤング・テレホン・コーナー」 等



【2 社会的養護体制の充実】

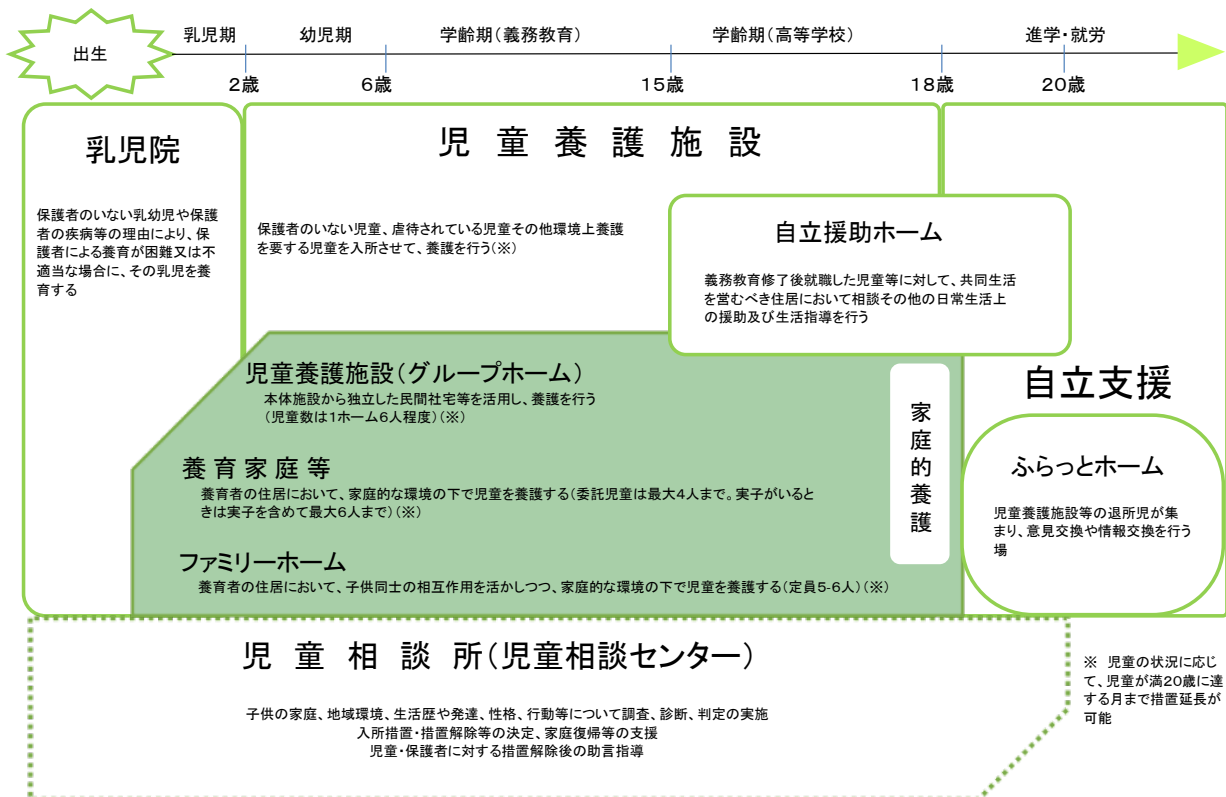
＜現状と課題＞

- 現在、都内には、社会的養護を必要とする約4,000人の子供が、児童養護施設や乳児院、養育家庭などで暮らしています。
- 社会的養護を必要とする子供は、かつてはそのほとんどが、親がいない、親に育てられない子供でしたが、近年は、被虐待児や何らかの障害があり、個別的ケアが必要な子供が増加しています。
- 社会的養護を必要とする子供の状況が複雑化・深刻化していることに伴い、一人ひとりの子供の状況に応じた、よりきめ細かな支援が求められます。

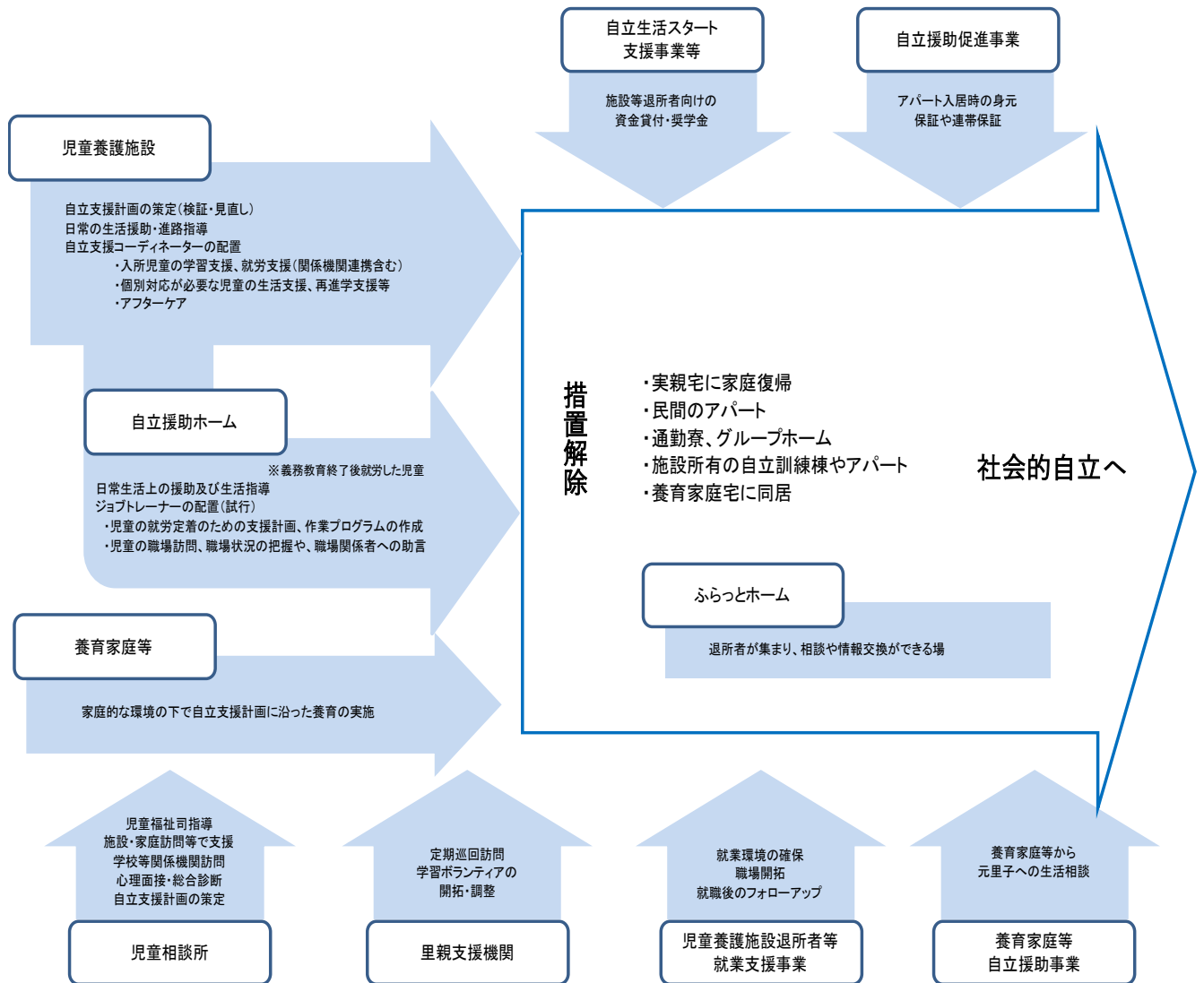
＜取組の方向性＞

- 社会的養護を必要とする子供が、家庭的な雰囲気の中で地域との交流を持ちながら生活できるよう、養育家庭やグループホーム等での家庭的養護や施設の小規模化を進めます。
- 虐待等により問題を抱える子供たちへの支援を充実させるため、施設の機能を強化するとともに、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育を行います。
- 社会的養護の下で生活する子供たちの権利を擁護するとともに、施設退所後の自立と地域での安定した生活を継続するために、入所中から退所後まで、一貫して支援していきます。

《東京都の社会的養護の体系図》



《自立支援の体系図》



【3 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等】

(1) 児童ポルノ

<現状・課題>

- 児童ポルノ事犯の検挙状況は増加傾向にあり、これに伴って被害児童数も増加しています。特に、当該事犯の約半数が抵抗するすべを持たない低年齢児童が被害に遭っているなど、憂慮すべき事態に至っています。
- 児童ポルノは、児童（18歳未満の男女）の性的搾取・性的虐待の記録であり、児童の権利条約で保護された児童の権利を踏みにじるものです。
- 児童ポルノが一旦インターネット上にその画像が流出すれば、コピーが繰り返され、その回収は事実上不可能であり、被害に遭った児童の苦しみは将来にわたって続くこととなります。
- 子供の未来を守るため、児童ポルノ事犯の取締り、被害児童の早期発見・保護及び児童ポルノ被害の未然防止を推進するため、社会全体で取り組んでいくことが重要です。

<取組の方向性>

- 被害防止啓発用リーフレット及び広報ポスターの作成・配布により、児童ポルノを排除し、児童ポルノの被害を防止するための広報・啓発を推進します。
- 学校、地域、家庭などに対し、啓発講演会を開催し、有害情報の例のほか、出会い系サイト、コミュニティサイト、スマートフォンのアプリなどインターネットの利用に起因する青少年の犯罪被害の状況などに関する情報提供を行うとともに、氏名や電話番号などの書き込み、写真の送付などを安易に行わないことなど、インターネットの危険性及び適切な利用に関する広報・啓発活動を推進します。
- 被害児童の精神的被害の軽減を図るため、専門職員などによる継続的なカウンセリング、関係機関が連携した継続的な支援を行っていきます。
- 児童ポルノの根絶に向けたスローガンである「見ない」、「持たない」、「作らない」の下、「STOP! 児童ポルノ・情報ホットライン」の活用を図り、児童ポルノ事犯の取締りを強化していきます。

<主な相談窓口>

- STOP! 児童ポルノ・情報ホットライン
- 東京子どもネット・ケータイヘルプデスク「こたエール」 等

(2) 犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への支援

<現状・課題>

- 犯罪被害者（遺族を含む。）は、命を奪われる（家族を失う）、けがをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけでなく、事件にあったことによる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道によるストレス、不快感）など、被害後に生じる様々な問題に苦しめられます。

- 特に、人格形成の途上にある少年が犯罪などにより被害を受けた場合、その後の健やかな成長に与える影響は大きいものがあります。被害を受けた少年の心のケアに当たっては、その悩みや不安を受け止めて相談に当たることや、家庭・友人関係・地域・学校といった少年が置かれている環境に関する問題を解決すること、関係機関が連携して必要な支援をしていくことが大切です。

<取組の方向性>

- 都では、「東京都犯罪被害者等支援計画」を策定し、全庁を挙げて犯罪被害者やそのご家族への様々な支援策を実施しています。
- 都と（公社）被害者支援都民センターが協働で運営する「東京都総合相談窓口」では、犯罪被害者やそのご家族のために、電話・面接相談、警察署や裁判所等への付添いのほか、精神科医等によるカウンセリングを行っています。
- 警察は、被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止などを通じ犯罪被害者を保護する役割を担う機関として、犯罪被害者の視点に立った各種施策を推進しています。
- 被害者の再被害を防止するとともに、その立ち直りを支援するため、少年補導職員による指導助言や継続的なカウンセリングを実施するほか、臨床心理学や精神医学などの専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し、適切な指導・助言を受けながら支援を実施しています。
- また、地域において、保護者などと緊密な連携の下に被害を受けた子供を取り巻く環境の変化や生活状況を把握しつつ、きめ細かな訪問活動を行う「被害少年サポーター」と連携した支援活動を行います。
- 児童・生徒が通学する学校においても、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーが、関係機関とのネットワークを活用するなどして、被害を受けた子供の心のケアや立ち直りを支援していきます。

<主な相談窓口>

- 犯罪被害者ホットライン
- 東京都総合相談窓口（公益社団法人被害者支援都民センター内） 等

2 被害防止と保護に係る施策等一覧

2-（1）児童虐待防止対策

未然防止対策	(実施主体)	(所管局)
◆出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業） ・保健師等の専門職を配置して、妊娠期から子育て期にわたる妊産婦等への切れ目ない支援を行う区市町村に対し、専門職の配置経費を補助し、取組の一層の充実を促します。	区市町村	福祉保健局
◆子育てスタート支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・出産や子育てに特に支援を必要とする妊婦・母子に対し、心身の安定と育児の知識等を付与する場として一定期間のデイケアや宿泊ケアを行うことで、妊婦から産後までの切れ目ないサポート体制を確立します。	区市町村	福祉保健局
◆乳幼児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業 ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	福祉保健局
◆子供家庭支援センター事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・地域の子供と家庭を支援するため、子供家庭支援センターの取組を支援しています。 ・子供家庭支援センターは、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供や調整、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となっています。 ・また、児童虐待対応の専門性を強化した先駆型子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援しています。	区市町村	福祉保健局
◆養育支援訪問事業 ・保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	福祉保健局
◆要支援家庭を対象としたショートステイ事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援します。	区市町村	福祉保健局
早期発見・早期対応	(実施主体)	(所管局)
◆子供を守る地域ネットワーク機能強化事業 ・区市町村において、子供を守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する区市町村の取組を支援します。	区市町村	福祉保健局
◆児童相談所の体制と取組の強化 ・児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していくとともに、実践的な研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保により、一層の体制強化を図ります。	都	福祉保健局
◆学校における対応力強化 ・研修教材「児童虐待防止研修セット」を都内の公立幼稚園・学校に配布し、全ての教職員が、児童虐待防止に関わる正しい理解と認識を深めることができるよう、研修に取り組めます。	小・中：区 市町村 高：都	教育庁
◆医療機関における虐待対応力の強化 ・児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、判断力・対応力の強化に向けた支援を行います。	都	福祉保健局
◆児童虐待防止の普及啓発 ・児童虐待への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育て家庭を見守るという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行います。	都 区市町村	福祉保健局

2- (2) 社会的養護体制の充実

家庭的養護の充実	(実施主体)	(所管局)
<p>◆家庭的養護（養育家庭等・ファミリーホーム・グループホーム）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合が概ね6割となるよう、養育家庭等・ファミリーホーム・グループホームを推進していきます。 ・養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、普及啓発により養育家庭登録数を拡大するとともに、養育家庭への支援を充実します。また、乳児期からの委託を促進します。 ・養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を着実に実施します。 ・児童養護施設が地域の住宅を活用し家庭的な環境で養護を行うグループホームについて、引き続き設置を進めます。 ・3か所以上のグループホームを設置する施設について、各グループホームへの助言・指導等を行うグループホーム支援員を配置するなど、安定的運営を支援します。 	都	福祉保健局
施設養護の機能強化	(実施主体)	(所管局)
<p>◆児童福祉施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進めます。 	都	福祉保健局
<p>◆サテライト型児童養護施設の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設不在地域にグループホーム等の設置を促進するため、グループホーム等の後方支援員を配置したサテライト児童養護施設を設置し、併せて地域の支援の強化を図ります。 	都	福祉保健局
<p>◆専門養育機能強化型乳児院制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師や治療指導担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど養育機能を強化した専門養育機能強化型乳児院を試行し、被虐待児、病虚弱児、障害児等心身に問題を抱えた乳幼児の心身の回復を図り、その保護者等に対する支援を充実することにより、入所児童の家庭復帰の促進を図ります。 	都	福祉保健局
<p>◆専門機能強化型児童養護施設制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大します。 	都	福祉保健局
<p>◆連携型専門ケア機能モデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立施設において、虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供の生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を試行します。 	都	福祉保健局
<p>◆児童養護施設等の人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化するケアニーズへの対応力を強化するため、研修カリキュラムや人材育成モデルを構築し、施設等が実施する人材育成のレベルアップを支援します。 	都	福祉保健局
自立支援	(実施主体)	(所管局)
<p>◆東京都児童自立サポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、児童相談所と民生・児童委員及び主任児童委員等が連携協力をして、児童の自立を支援する取組を推進します。 	都	福祉保健局
<p>◆フレンドホーム事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設や乳児院に入所している子供を、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや週末等学校が休みの間、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子供の健やかな育成を図ります。 	都	福祉保健局
<p>◆養護児童に対する自立支援機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等入所児童に対する学習支援（塾への通塾費用）の充実や、児童養護施設に配置している自立支援コーディネーターによる支援の充実を図ります。 ・児童養護施設等を退所した児童等に、生活の場を提供しながら就労支援等を行う自立援助ホームに、就労支援・就労定着を専門に行うジョブトレーナーを配置します。 ・施設退所者が社会に出た後、就職等の相談をしたり、同じ悩みを抱える者同士が集える場（ふらっとホーム）を提供します。 ・施設退所者等に対して、ソーシャル・スキル・トレーニングや就職活動支援等を行い、退所後の自立支援を図ります。 	都	福祉保健局

<p>◆自立生活スタート支援事業 児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行います。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、3年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除されます。</p>	都	福祉保健局 (再掲P74)
<p>子供の権利擁護</p>	(実施主体)	(所管局)
<p>◆被措置児童等虐待の防止・対応強化 「3つの電話相談窓口（東京都、児童相談所、児童福祉審議会）」を設置し、虐待を受けた被措置児童等本人からの届出や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対し、関係機関等と連携しながら対応します。</p>	都	福祉保健局

2- (3) 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等

① 児童ポルノ対策

未然防止	(実施主体)	(所管局)
<p>◆被害防止啓発用リーフレットの作成</p> <p>・児童ポルノの根絶に資する被害防止啓発用リーフレットを作成し、国公立・私立の都内全小学校（特別支援学校を含む。）高学年の保護者向けに配布しています。</p>	都	青少年・治安対策本部
<p>◆広報ポスターの作成</p> <p>・児童ポルノ犯罪防止広報啓発用ポスターを作成し、官公庁、都内小中高等学校、都内主要駅等に掲示を依頼します。</p>	都	警視庁
<p>◆インターネット利用適正化促進事業</p> <p>・児童ポルノの被害を防止するため、携帯電話・スマートフォンへのフィルタリングの利用促進やインターネット利用のルールづくりを進めます。</p>	都	青少年・治安対策本部
<p>◆児童ポルノ根絶等の啓発講演会</p> <p>・青少年地区委員や保護者、教職員等に普及啓発講演会等を実施します。</p>	都	青少年・治安対策本部
相談支援	(実施主体)	(所管局)
<p>◆被害児童の支援活動の推進</p> <p>・児童相談所における被害児童等への支援</p> <p>・少年センター等におけるカウンセリング等の適切な支援</p>	都	福祉保健局 警視庁
<p>◆STOP！児童ポルノ・情報ホットライン</p> <p>・警視庁では、児童ポルノ根絶に向けた対策の強化とともに、児童ポルノに関する事件の取締りを強化し、電話やメールによる24時間対応の通報・相談窓口を設置し、児童ポルノに関する情報を求めています。</p>	都	警視庁

② 犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への支援

犯罪被害者への情報提供	(実施主体)	(所管局)
<p>◆被害者の手引の作成・配布</p> <p>・犯罪被害者及びその家族に、捜査や裁判は、どのような手続で進んでいくのか、捜査上、被害者や家族にどのようなお願いをするのか、犯罪被害者及びその家族が利用できる支援制度には、どのようなものがあるのか、などについてお知らせし、情報不足から生じる様々な不安な思いを少しでも解消してもらうため、「被害者の手引」を作成し、配布しています。</p>	都	警視庁
<p>◆被害者連絡制度</p> <p>・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者及びその遺族、ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者及びその遺族に対し、被害者の意向を踏まえ、事件を担当している捜査員や被害者連絡員に指定された捜査員等が、捜査状況や被疑者の検挙状況及び逮捕被疑者の処分状況を捜査に支障のない範囲でお知らせする制度があります。</p>	都	警視庁
相談・カウンセリング体制の整備	(実施主体)	(所管局)
<p>◆相談窓口</p> <p>・「犯罪被害者ホットライン」</p> <p>主として性犯罪、傷害事件の被害者、殺人事件等の遺族が抱えるこころの悩み相談にしています。</p> <p>・被害者支援都民センター</p> <p>公益社団法人被害者支援都民センターは、犯罪被害者及びその遺族に対して、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、犯罪被害者及びその遺族の被害を回復し又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として活動しています。</p> <p>電話相談、面接相談、裁判所や病院、警察署などへの付き添い支援、被害者自助グループの実施、被害者支援に関する広報、啓発、研究活動、セミナー、キャンペーンなどを開催しています。</p>	都	警視庁 総務局
<p>◆カウンセリング制度</p> <p>・犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者に対しては、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置や民間のカウンセラーとの連携などにより、相談・カウンセリング体制を整備しています。</p>	都	警視庁

精神的・経済的負担の軽減に関する制度	(実施主体)	(所管局)
<p>◆協力医療機関制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察に被害を届け出た性犯罪被害者で、医療機関での診察が必要な犯罪被害者に対しては、夜間、休日等であっても、被害者支援の趣旨を理解した上で、協力関係を結んでいる医療機関で診察を受けることができます。 	都	警視庁
<p>◆犯罪被害者等に対する宿泊施設提供制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害に起因する様々な要因により、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、被害直後に一時的に利用する宿泊施設を提供し、精神的及び経済的負担の軽減を図る制度があります。 	都	警視庁
<p>◆犯罪被害者に対する公費支出制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者が病院で受診した際に要した診断書料や診察料等について、その全額又は一部を、一定の条件の下、公費で支出する制度があります。 	都	警視庁
<p>◆犯罪被害給付制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 殺人などの犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病を負い又は身体に障害が残った犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援する制度です。 遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として支給されます。 	国	東京都公安委員会
犯罪被害者支援体制	(実施主体)	(所管局)
<p>◆犯罪被害者支援連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者の抱える広範多岐にわたる問題解決に向けて、関係機関・団体によるネットワークを構築し、相互に協力・連携を図ることで、犯罪被害者に対する支援活動の推進に努めています。 	都	警視庁

基本方針Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

子供の育ちを支えていくためには、家庭、学校、地域・社会が相互に連携し、社会全体で子供を育む環境づくりを進めていくことが重要です。地域社会全体で子供を健やかに育てる活動を進めることは、地域コミュニティの再生や地域の関係づくりにとっても大きな力になります。

1 家庭の養育力・教育力の向上

都市化や核家族化が進行する中で、親となる世代の子育て経験が不足し、子育てに自信のない親が増加しています。また、家庭教育については、しつけや基本的な生活習慣の確立が不十分な家庭がある一方で、子供の塾や習い事の利用が増えるなど、少子化の影響による過干渉や過保護が懸念される家庭もあり、二極化している状況が見受けられます。

子育てに関する不安や孤立は、一部の家庭に起きる特別なことではなく、どの家庭でも起こり得ることであり、各家庭の自主性を尊重しつつも、地域や社会全体で支援していくことが求められます。

【1 子育て支援の充実】

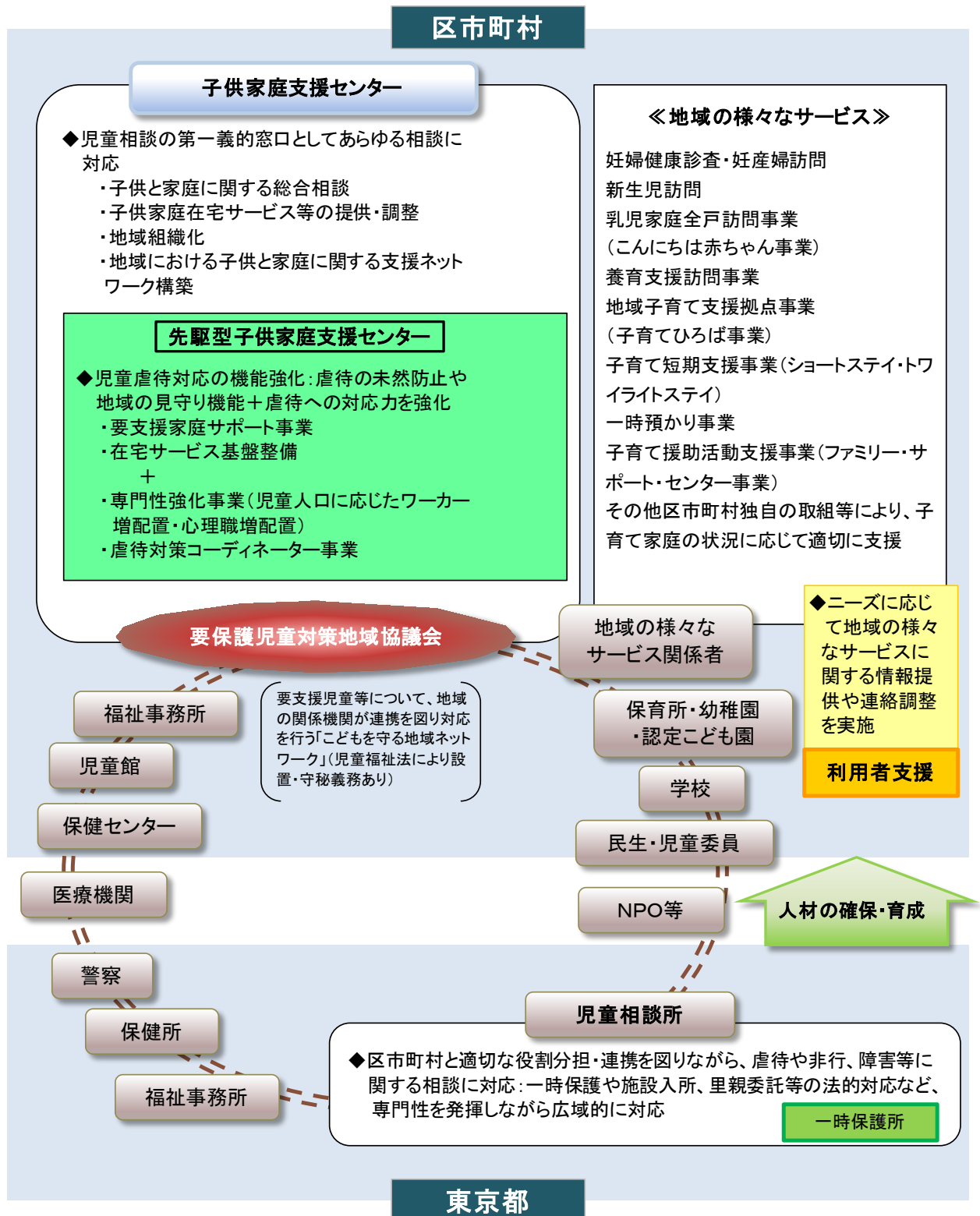
- 子育て家庭の社会的孤立は、親の問題に止まらず、子供の自立や社会性の獲得にも影響を与えます。親子が家庭に閉じることなく外に開かれ、地域や子育て支援機関等との関わりを持ち、必要な時に身近な地域でサポートを活用できるよう支援することが大切です。
- 核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、周囲に相談する相手がなく、必要な情報が得にくいなど、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊婦や保護者が増えています。このため、区市町村では、サービスや情報提供を充実するとともに、ワンストップで支援につなげる体制整備など、妊娠期から子育て期にわたる妊産婦等への切れ目ない支援体制の構築に取り組んでいます。
- 親の不安や悩みを軽減するため、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談窓口等を整備するとともに、親子で気軽に外出し、地域の子育て親子同士が交流できるような環境整備を行います。
- 安心して子供を産み、育てられるよう、中核病院と地域の医療機関等とが役割分担と連携により、リスクに応じて的確に医療を提供する周産期医療、小児救急医療体制を構築します。

【2 家庭教育への支援】

- 子供の教育は家庭から始まります。家庭は子供の教育の原点であると同時に最終責任者でもあり、家庭教育を担う保護者がその役割を十分に果たすことができるよう支援していきます。
- 区市町村では、地域の実情に応じて、乳幼児期からの家庭教育を支援するための様々な活動を展開しています。親の育ちを応援する学習プログラムを実施しているほか、親の相談に気軽に乗ったり、きめ細やかな助言を行う「子育てサポーター」などの地域人材を活用した支援を行っています。
- 都は、区市町村の取組を支援するとともに、就学前の子供の多くが保育所・幼稚園・認定こども園等に通っている状況を踏まえ、「就学前教育カリキュラム」や「就学前教育プログラム」を作成・配布するなど、小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実を図っています。

- いじめや不登校など児童・生徒に課題が見られる場合は、学校に配置したスクールカウンセラーが保護者からの相談に応じたり、「家庭と子供の支援員」が、家庭を訪問するなどして支援しています。また、スクールソーシャルワーカーが社会福祉の面から、児童・生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして支援を行います。

《子育て家庭を地域で支える仕組の充実》



1 家庭の養育力・教育力の向上に係る施策等一覧

1- (1) 子育て支援の充実

妊娠・出産・子育てに関する支援の充実	(実施主体)	(所管局)
<p>◆保健所・保健センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から子育て期にわたる総合的支援を提供するワンストップ拠点です。 ・子供と子育て家庭を妊娠期から切れ目なく支援するため、家族状況等を踏まえた適切な相談支援やサービス提供を行うとともに、必要に応じて他機関で行う支援策につなげます。 	区市町村	福祉保健局
<p>◆子供家庭支援区市町村包括補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内の福祉保健施策総体の向上を図るため、区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして、子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を主体的に実施できるよう支援しています。 	都	福祉保健局
<p>◆妊婦健康診査受診促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦に対して早期の医療機関受診と妊娠の届出及び定期的な妊娠健康診査の受診を促進するとともに、悩みや不安がある場合には、区市町村や都の相談窓口への相談を促すための普及啓発を行います。 	区市町村 都	福祉保健局
<p>◆妊娠・出産包括支援推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都は、妊娠期から子育て期にわたる妊産婦等への切れ目ない支援体制を区市町村が構築できるよう、情報提供や研修を通じて支援します。 	都	福祉保健局
<p>◆出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師等の専門職を配置して、妊娠期から子育て期にわたる妊産婦等への切れ目ない支援を行う区市町村に対し、専門職の配置経費を補助し、取組の一層の充実を促します。 	区市町村	福祉保健局 (再掲P84)
<p>◆子育てスタート支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産や子育てに特に支援を必要とする妊婦・母児に対し、心身の安定と育児知識等を付与する場として、一定期間のデイケアや宿泊ケアを行うことで、妊娠から産後までの切れ目のないサポート体制の確立を支援します。 	区市町村	福祉保健局 (再掲P84)
<p>◆要支援家庭の早期発見に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進します。 	区市町村	福祉保健局
<p>◆乳幼児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組み区市町村を支援します。 	区市町村	福祉保健局 (再掲P84)
<p>◆子供家庭支援センター事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子供と家庭を支援するため、子供家庭支援センターの取組を支援しています。 ・子供家庭支援センターは、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供や調整、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となっています。 ・また、児童虐待対応の専門性を強化した先駆型子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援しています。 	区市町村	福祉保健局 (再掲P84)
<p>◆子育て短期支援事業実施施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の利便性やケースワークの質の向上を図るため、子供家庭支援センターに併設した子育て短期支援事業実施施設を整備する区市町村を支援します。 	区市町村	福祉保健局

◆養育支援訪問事業 ・保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	福祉保健局 (再掲P84)
◆要支援家庭を対象としたショートステイ事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援します。	区市町村	福祉保健局 (再掲P84)
◆親の子育て力向上支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・子育てに不安を持つ親に対し、グループワークを通して子育てスキルの向上や仲間作りを促進し、育児不安の解消を図る区市町村の取組を支援します。	区市町村	福祉保健局
◆こころの東京塾 ・子供を社会性をもった大人に育てるためには、人間形成の基礎を培う段階から「規範意識」を持たせることが重要です。 ・乳幼児期から親がためらうことなく「しつけ」を当たり前のこととして行い、地域社会にはそれを後押しすることが求められます。 ・このため、区市町村が、親の子育ての不安を軽くし、親が自信を持って子育て・しつけができるよう勇気づけるとともに、親自身の意識や行動を見直してもらうきっかけ作りとなる講座を実施する取組を支援します。 ・都は、プログラムの提供と講師等の人材を養成し派遣しています。	区市町村	青少年・治安対策本部
◆地域子育て支援拠点事業（子育てひろば） ・子育てひろばにおいて、地域支援や利用者支援事業を実施し、地域社会で子育てを支援する体制や保護者の相談体制の充実に取り組む区市町村を支援しています。	区市町村	福祉保健局
◆子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ・子供の年齢等にかかわらず、すべての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援します。	区市町村	福祉保健局
◆子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	福祉保健局
◆一時預かり事業 ・保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援します。	区市町村	福祉保健局
◆保育サービスの拡充 ・地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを組み合わせ、保育サービスの拡充に取り組む区市町村を支援していきます。 ・多様な保育ニーズに対応した保育サービスを実施する区市町村を支援します。 (夜間保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など)	区市町村	福祉保健局
相談体制等	(実施主体)	(所管局)
◆女性の健康等に関する相談 ・電話相談事業（「女性のための健康ホットライン」「妊娠相談ほっとライン」「不妊・不育ホットライン」）により女性の様々な悩みに対応しています。	都	福祉保健局
◆TOKYO子育て情報サービス ・妊娠や子育て、子供の事故防止や応急手当等に関する情報をインターネットや電話（自動音声）により24時間365日提供することにより、子育て家庭の不安の軽減を図っています。	都	福祉保健局
◆東京都こども医療ガイド ・子供の病気やケガの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどを、ホームページで情報提供し、子育て経験の少ない親の不安の軽減を図ります。	都	福祉保健局

<p>◆東京都医療機関案内サービス「ひまわり」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日や夜間に子供が急に熱を出した場合など、その時間に診療している近くの医療機関を電話で案内するサービスや、インターネットにより医療機関のきめ細かい情報提供を24時間実施し、都民の多様なニーズに対応しています。 	都	福祉保健局
<p>◆「母と子の健康相談室」（小児救急相談）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所や保健センターが閉庁する時間帯に、母と子の健康に関する不安や悩みに対して電話相談を行っています。 ・子供の健康上の相談、育児相談、妊娠中の健康や生活の相談など、母と子の健康に関する相談に、経験豊富な保健師や助産師がお答えしています。 ・また、必要に応じて小児科医師が小児救急相談にお答えします。 	都	福祉保健局
<p>◆4152（よいこに）電話</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土・日・祝日（年末年始を除く）を含め、毎日、電話相談を行うとともに、聴覚言語障害者向けには、FAX 相談を実施し、多様な児童相談ニーズに応えています。 	都	福祉保健局
周産期・小児救急医療体制整備の推進	(実施主体)	(所管局)
<p>◆総合的な周産期医療体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスクの妊産婦や高度医療が必要な新生児等に適切な医療を提供するため、周産期母子医療センターを中心として、周産期連携病院や地域の医療機関等との機能分担と相互の連携を一層進めるなど、総合的な周産期医療体制を確保していきます。 	都	福祉保健局
<p>◆小児救急医療体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う「東京都こども救命センター」を中核として、区市町村が行う小児の初期救急をはじめ、二次・三次救急の救急医療を整備し、安心できる小児救急医療体制を確保していきます。 	都 区市町村	福祉保健局
子育てにやさしい環境の整備	(実施主体)	(所管局)
<p>◆子育て世帯に配慮した住宅の供給促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援サービスとも連携した子育て世帯向けの質の高い住宅を都が認定するなど、子育て世帯に配慮した住宅の供給を促進します。 	都	都市整備局
<p>◆子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設、民間施設にも設置を進めています。 	都	福祉保健局
<p>◆子育て応援とうきょう会議の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会全体で子育てを応援する」取組を推進するため、様々な分野の関係機関、企業・NPO・自治体等の団体、学識経験者が連携し、以下のような取組を実施しています。 (1) 子育てに役立つ情報や、子育て応援とうきょう会議協働会員の取組情報等を提供するウェブサイト「とうきょう子育てスイッチ」の運営 (2) 企業・NPO・自治体等が行う子育て支援に関する取組の推進 (3) ベビーカーの安全利用に関するキャンペーン等、子育て支援に寄与するイベントや普及啓発の実施 	都	福祉保健局
<p>◆東京子育て応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して子育てができる環境を整備するため、都のええんや企業や都民等の寄付による基金を活用し、特定非営利法人、企業等が行う先進的な取組を対象として、将来の自主的な運営を前提とした立ち上げ支援を実施します。 	都	福祉保健局
<p>◆ワーク・ライフ・バランスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大学生に向けたキャリアデザインコンテンツ」を作成し、結婚・出産を見据えた上でのキャリア形成に向けて、将来社会を担う若者が職業生活のあり方やワーク・ライフ・バランスの重要性を学ぶことができるよう、大学におけるキャリア・デザイン教育を支援しています。 ・夫婦でワーク・ライフ・バランスへの理解を深めるための「パパとママが描くみらい手帳」を作成し、普及啓発を実施しています。 	都	生活文化局

<p>◆「働き方の見直し」に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活とを両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、都が「東京ワークライフバランス認定企業」として認定し、広く公表しています。また、ワーク・ライフ・バランス等、「働き方の見直し」について社会的機運の醸成を図るため、関係機関の協力を得て「ワークライフバランスフェスタ東京」を開催し、認定企業の取組やノウハウを広く公開するとともに、参加企業等の交流の場を設け、中小企業の雇用環境整備の促進を図っています。 ・仕事と育児の両立など雇用環境の整備に取り組む中小企業に対し、専門家の派遣や助成金の支給等により、企業への支援を推進しています。 	都	産業労働局
--	---	-------

1-(2) 家庭教育への支援

就学前教育の充実	(実施主体)	(所管局)
<p>◆小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園、幼稚園及び保育施設と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図ります。このことにより、認定こども園、幼稚園及び保育施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との円滑な接続を推進します。 	都 区市町村	教育庁 (再掲P14)
<p>◆乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト</p> <p>子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施します。</p>	都 区市町村	教育庁 (再掲P14)
<p>◆私立幼稚園等への助成</p> <p>(1) 私立幼稚園経常費補助・私立幼稚園教育振興事業費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園の教育条件の維持向上、在学する園児に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助します。あわせて、地域の様々なニーズに応じた私立幼稚園の取組を促進します。 <p>(2) 私立幼稚園等施設型給付費負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い創設された施設型給付の一部を負担し、幼児期の学校教育や保育等の量の拡充、質の向上の推進を図ります。 <p>(3) 私立幼稚園等特色教育等推進補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新制度に移行する私立幼稚園に対し、特色ある幼児教育の推進を図るため、各園の取組に応じて補助します。 	都 区市町村	生活文化局
<p>◆私立幼稚園等における預かり保育の充実</p> <p>(1) 私立幼稚園預かり保育推進補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助します。 <p>(2) 私立幼稚園等一時預かり事業費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図ります。 	都 区市町村	生活文化局
<p>◆私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援 (私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助します。 	都 区市町村	生活文化局 (再掲P33)
<p>◆公立幼稚園における預かり保育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図ります。 	都 区市町村	教育庁

地域における家庭教育支援活動の促進	(実施主体)	(所管局)
<p>◆家庭教育支援活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村ごとに、様々な取組を行っています。 (1) 親の育ちを応援する学習プログラムの充実 (体験型ワークショップ、親同士の学び合いや仲間づくりなど) (2) 乳幼児期の子育て支援の充実 (幼稚園・保育所を活用した親の学び合い、先輩保護者との交流など) (3) 将来親になる中高生の子育て理解学習の推進 (乳幼児とのふれあい体験、子供を産み育てることの意義を学ぶ機会の提供など) 	区市町村	青少年・治安対策本部 教育庁
<p>◆地域の家庭教育支援活動の取組支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた乳幼児期からの家庭教育支援活動の促進を図るため、区市町村における支援人材の育成、地域の人材を生かした支援活動、家庭教育に関する学習機会の提供等の取組を支援します。 	都	教育庁
<p>◆広域的な家庭教育の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期からの子供の教育の重要性について、全ての保護者に対し、普及・啓発を図ります。(0歳児保護者向け資料、小学校入学前生活リズム教材、ウェブサイトによる情報提供) 	都	教育庁
家庭と学校との連携	(実施主体)	(所管局)
<p>◆「家庭と子供の支援員」の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる支援員(民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など)を小・中学校に配置します。 ・教員とともに家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行います。 	区市町村	教育庁
<p>◆「家庭と学校の連絡推進会議」の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に設置し、学校管理職や教職員、「家庭と子供の支援員」が構成員となり、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換や協議を行います。 	区市町村	教育庁
<p>◆「スーパーバイザー」の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー(弁護士、医師、臨床心理士など)が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言をします。 	区市町村	教育庁

2 家庭・地域と一体となった学校の活性化

学校が多様な要請に応えつつ、特色ある教育を推進していくためには、教育の様々な分野において、地域の多様な人材の参画による教育支援の取組を積極的に進めることが有効です。

【1 開かれた学校づくり】

- 都立学校では、保護者や地域住民等が学校運営に参加する学校運営連絡協議会を設置しています。教育活動をはじめとする学校運営の状況について評価を受け、その結果に基づいて学校運営の改善を図っています。また、評価結果や学校情報をホームページなどで公表するとともに、学校行事等を地域の人たちに開放するなど、開かれた学校づくりを推進しています。
- 地域教育推進ネットワーク東京都協議会を設置し、企業・大学・NPO等が有する専門的教育力を、学校教育をはじめ、地域における教育活動に効果的に導入し、学校や学校外の教育活動を活性化させる取組を推進しています。地域の専門人材やボランティア等を活用し、実践的な教育活動の充実を図ります。

【2 放課後の居場所づくり】

- 就労等で保護者が昼間家庭にいない子供が放課後に安心して過ごせる居場所として、学童クラブ（放課後児童クラブ）を設置しています。都が独自に補助を行い、開所時間を延長するなどサービスの充実を図っています。
- 全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、小学校の余裕教室などを活用して放課後子供教室を設置しています。放課後児童クラブと一体的に又は連携して実施することで、共働き家庭か否かを問わず、全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができます。
- また、学習、文化活動やスポーツ活動等、多様なプログラムを実施するため、地域の人材や資源を活用しています。

【3 地域における多様な活動の場の提供】

- 図書館は、地域の知の拠点として、子供や高齢者など、多様な利用者の学習活動を支えています。絵本の読み聞かせなどの活動は、乳幼児期の子供の情操の涵養にも資する取組です。
- 児童館は、あそびの提供などを通じて同年齢・異年齢の子供集団が交流する機会を提供しています。音楽スタジオや学習室を備えた児童館は、中・高生の居場所としても活用されています。
- 地域の身近な学習拠点である公民館は、多様な講座等を開設し、生涯学習の拠点となっているほか、地域の交流の場やコミュニティの形成の場としても活用されています。
- 町内会・自治会等は住民が加入を強制されるものではありませんが、防犯活動や環境美化などの活動を通じて、地域の安全・安心な環境づくりや住民相互の親睦を深める場となっています。
- こうした地域活動に子供が積極的に関わることで、地域社会の中で活躍する青年像をモデルとして、子供・若者の社会参加や地域貢献の精神が培われるとともに、世代を超えた交流が生まれ、地域が活性化していきます。

放課後子ども総合プラン

両事業を、一体的に又は連携して実施

学童クラブ

- ◆ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、授業終了後に遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図る《27年度より子ども・子育て支援新制度に位置づけ》

- ◎ 平成31年度末までに登録児童数12,000人増

《従うべき基準》

- ・放課後児童支援員を支援の単位ごとに2人以上配置(1人を除き補助員で代替可)

《参酌すべき基準》

- ・授業休業日は1日8時間以上・それ以外の日は1日3時間以上開所
- ・児童1人につき概ね1.65㎡以上確保
- ・ひとつの支援の単位を構成する児童の数は概ね40人以下

- ◆ 開所時間延長等のニーズに応えるため、都型学童クラブ事業を実施

放課後子供教室

- ◆ すべての子供を対象に、放課後や週末等に小学校等を活用して安全・安心な子供の居場所を設け、地域住民等の参画を得て、学習やスポーツ等の活動を行うことにより、地域社会で健やかに育まれる環境づくりを推進する

- ◎ 平成31年度までに全小学校区で実施

様々な居場所と活動の場(例)

図書館等

児童館

公民館

町内会・自治会

塾・習い事

スポーツ
クラブ

ファミリー
サポートセン
ター事業

親族宅

2 家庭・地域と一体となった学校の活性化に係る施策等一覧

2-（1）開かれた学校づくり

学校運営への保護者や地域の参加	(実施主体)	(所管局)
<p>◆学校運営連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立学校と地域社会とのパートナーシップを確立し、地域全体で教育活動の質的向上を支援していくことを目的に、学校運営に保護者や地域の方々の参加してもらい、意見交換を行っています。 ・学校運営協議会は、学校のマネジメント・サイクルでの「評価・改善」の機能を担い、都立学校の継続的改善に向けた支援を行っていくことが期待されています。 ・学校情報の提供、学校行事・授業等の見学などを行っています。 	都	教育庁
地域の社会資源等の活用	(実施主体)	(所管局)
<p>◆「学校支援ボランティア推進協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、家庭、地域が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「学校支援ボランティア推進協議会」の設置促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させ、区市町村を支援します。 	都	教育庁
<p>◆「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、企業・大学・NPO等が有する専門的な教育力の効果的な教育活動への導入を推進します。 	都	教育庁
<p>◆「教育庁人材バンク」事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における多種・多様な外部人材を広域的に確保し、専門のコーディネーターが学校ニーズに対応した人材を的確にマッチングします。 	都	教育庁
<p>◆企業等による体験型講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を対象とした体験型の「出前授業」を実施します。 ・教員等を対象とした「出前授業」参観及び情報交換を行っています。 <p>（社会や経済の仕組が学べる経済授業、先端技術を活用した理科実験、ICTを活用した授業、国際理解に関する授業など）</p>	都	教育庁

2-（2）放課後の居場所づくり

放課後の活動場所の確保	(実施主体)	(所管局)
<p>◆学童クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業等により保護者が昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図るために、遊び及び生活の場を提供しています。 ・都型学童クラブ事業においては、開所時間の延長や保育士等の有資格者の配置などにより、サービスの向上を図っています。 	区市町村	福祉保健局
<p>◆放課後子供教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を利用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流活動、様々な機会を提供しています。 ・子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する取組です。 	区市町村	教育庁

2-(3) 地域における多様な活動の場の提供

地域活動の充実	(実施主体)	(所管局)
<p>◆図書館等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館は、「地域の知の拠点」として、子供や高齢者など、多様な利用者の多様な学習活動を支えるほか、地域が抱える様々な課題解決の支援や地域の実情に応じた情報サービスの提供など、幅広い視点から社会貢献することが期待されます。 	都・区市町村	教育庁
<p>◆児童館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童館は、18歳未満の全ての子供を対象として、心身の健やかな育成を目的とする施設です。 ・子供たちに遊び場を提供し、遊びの指導や子供会などの活動の育成、地域における子育て家庭への支援などを行っています。 ・ダンススタジオや音楽スタジオ、学習室など、中高生の文化・芸術活動や学習に適したスペースを備えた児童館を整備し、中高生の放課後の活動を支援している区市町村もあります。 	区市町村	福祉保健局 (再掲P25)
<p>◆公民館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館は、地域住民の身近な生涯学習等の拠点であるだけでなく、交流の場や地域コミュニティの形成の場として重要な役割を果たしています。 ・住民の学習ニーズや地域の実情に応じた学級・講座の開設など様々な学習機会の提供を行っています。 	区市町村	教育庁
<p>◆町内会・自治会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町会・自治会は、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された自主的な組織です。その区域に住所を有する全ての世帯は、構成員となることができますが、加入を強制されるものではありません。 ・活動内容は、町会・自治会によって異なりますが、住民相互の親睦を深めることのほか、より良い地域づくりのために地域の様々な課題解決に向けた取り組みなどが行われています。 	区市町村	—

③ 子供・若者の育成環境の整備

子供は心身ともに未熟であるため、環境からの影響を受けやすい存在です。犯罪被害や非行などの背景にある有害環境の浄化は、子供の保護や健全育成を図る上で重要な課題です。

特に都市部においては、繁華街などが多く存在し、子供の性を売り物とする新たな形態の営業が次々と出現しているなど、子供を取り巻く社会環境は深刻な状況にあります。

また、歩行者や自転車が主役となる生活道路は、空間の確保が困難な幅員の狭い道路が多く、交通事故などの起きやすい場所が少なからず存在しています。

【1 地域における子供の安全対策】

- 近年、幼い子供が被害者となる犯罪が多発し、子供を取り巻く環境は厳しいものとなっています。子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりを推進します。
- 子供が保育所や学校等で安全に過ごすことができるよう、警視庁とボタン1つで結ぶ非常通報体制「学校110番」を設置してきました。また、学校安全ボランティア等を活用しつつ、登下校時におけるパトロールなど、学校・家庭・地域が一体となって子供の安全を見守る活動を実施しています。
- 地域の防犯対策を促進するため、町会・自治会などが独自に行う防犯カメラの設置やパトロールなど、見守り活動の実施を支援しています。
- 通学路における安全対策を強化するため公立小学校の通学路に区市町村が設置する防犯カメラの設置を支援するとともに、子供自身が通学路の安全を点検し、犯罪の起きやすい場所を地図に表わす安全マップづくりの活動を通じて子供自身の犯罪被害防止能力の向上を図ります。
- 大学生を中心とした若い世代の防犯ボランティア団体が、都内各地域で実施される防犯活動等に参加し、地域の安全対策に貢献しています。
- 小・中・高等学校等において発達段階に応じた段階的かつ体系的な参加、体験型の交通安全教育（自転車の安全利用を含む。）を実施します。

【2 社会環境の健全化の推進】

- 東京都青少年健全育成条例は、青少年の健全な育成環境を整備するため、保護者や事業者、行政の責務を明らかにするとともに、様々な取組を実施しています。
- インターネット利用に起因する子供の犯罪被害や非行が発生していることを踏まえ、青少年を有害情報から守り健全な育成を図るため、子供が安全・安心にインターネットを利用できるようにインターネット利用環境の整備を図っています。
- 小・中・高等学校で情報モラル教育を推進するとともに、携帯電話やスマートフォンの推奨制度等を活用し、フィルタリングの普及啓発に取り組みます。
- 青少年が性犯罪や児童ポルノの被害に遭わないよう、保護者の同意や正当な理由のない青少年夜間外出を制限したり、カラオケボックスやまんが喫茶、インターネットカフェなどの経営者に対しては、青少年を深夜に立ち入らせないように制限しています。
- また、青少年の健全な成長を阻害する恐れがある図書類やがん具類、刃物を指定し、青少年への販売等を制限しています。

【3 地域で推進する「こころの東京革命」】

- 次代を担う子供に対し、親と大人が責任をもって正義感や倫理観、思いやりの心を育み、自らが手本となりながら、人が生きていく上で当然の心得を伝えていく取組を推進しています。
- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を控え、「おもてなしのこころ」や「規範意識の醸成」など、これまで以上に「こころの東京革命」の普及啓発を進めていくためスポーツの力を活用した取組を推進しています。
- 家庭・地域・学校が互いに協力し合い、地域ぐるみで子供を育成する取組を「こころの東京革命推進モデル」として指定するなど、地域における活動の展開を推進しています。

3 子供・若者の育成環境の整備に係る施策等一覧

3-（1）地域における子供の安全対策

学校の防犯対策	(実施主体)	(所管局)
<p>◆「学校110番」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急かつ重大な事態の発生に備え、都内の公立・私立を問わず、幼稚園、小・中学校、特別支援学校、保育所等に、学校等と警視庁をボタン1つで結ぶ非常通報体制「学校110番」を設置しています。 	区市町村都	教育庁 警視庁
<p>◆セーフティ教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高等学校において、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を実施します。 	区市町村都	警視庁 (再掲P69)
<p>◆スクールガード、スクールガード・リーダー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校安全のためのボランティアであるスクールガードを養成しています。 ・防犯の専門家や退職警察官等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校敷地内及び通学路の巡回指導と評価を実施しています。 	区市町村	教育庁
<p>◆スクールサポーター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールサポーター制度は、警察官を退職した者等を警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣され、学校における児童の問題行動等への対応や巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う制度です。 	区市町村都	警視庁
<p>◆子供たちの見守り活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校安全のために、学校安全ボランティア等を活用しつつ、登下校時におけるパトロールなど、学校・家庭・地域が一体となり子供の安全を見守る活動を実施しています。 	区市町村	教育庁 警視庁
通学路の安全対策	(実施主体)	(所管局)
<p>◆通学路における児童の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路における児童・生徒の安全を確保するため、区市町村が小学校の通学路に防犯カメラを設置する経費の一部を補助しています。 ・また、交通安全対策として、道路交通実態に応じて、学校や教育委員会、道路管理者などの関係機関と連携し、信号機や横断歩道の整備などの対策を推進しています。 	区市町村都	教育庁 青少年・治安対策本部 警視庁
<p>◆「地域安全マップ」づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内の小学校や地域の取組として、子供たちが通学路等を点検し、誰もが「入りやすく」誰からも「見えにくい場所（犯罪が起こりやすい場所）」を地図に表す作業を通じて、子供自身の犯罪被害防止能力の向上を図っています。 	区市町村都	青少年・治安対策本部
地域の防犯活動	(実施主体)	(所管局)
<p>◆地域における見守り活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村が選定した「安全・安心まちづくり推進地区」内において、防犯カメラ等の防犯設備の整備や見守り活動に必要な装備品及び区市町村が青色回転灯等を装着した自動車により行う防犯パトロール活動の経費について区市町村を通じて補助しています。 	区市町村都	青少年・治安対策本部
<p>◆「子ども110番の家」活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体やPTA等が中心となり、子供が犯罪に遭ったり、声掛けやつきまといにより犯罪に遭うおそれがある場合に助けを求めたり、困りごとがあるときに安心して立ち寄れる民間協力の拠点を設置しています。 	区市町村	警視庁
<p>◆若い世代の防犯ボランティア「ピーポーズ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学生を中心とした若い世代の防犯ボランティア団体として、都内各地域で実施される防犯活動等に参加しています。 	都	警視庁
<p>◆防犯ボランティアリーダーの養成</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域での子供見守り等の防犯活動に取り組むボランティア活動のリーダーを養成し、地域の課題解決に向けての取組を促進します。 	都	青少年・治安対策本部

交通安全教育	(実施主体)	(所管局)
<p>◆交通安全教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生等を対象とした「歩行者教育システム」等を活用した参加・体験型の交通安全教育を実施します。 ・小学生用、幼児保護者用など、対象別に自転車安全利用に関するリーフレットを作成し配布するとともに、自転車シュミレータによる体験型の自転車安全教室を実施します。 	都	青少年・治安対策本部

3-(2) 社会環境の健全化の推進

インターネット利用環境の整備	(実施主体)	(所管局)
<p>◆インターネットを適切に活用する能力の習得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高等学校において、情報モラル教育を推進しています。 ・ファミリールール講座や出前講演会を実施し、家庭でのルールづくりや学校等での生徒自身による自主ルールづくりを支援しています。 	区市町村 都	教育庁 青少年・治安対策本部
<p>◆フィルタリングの普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィルタリングは、青少年の有害情報の閲覧機会を最小化するため、子供たちに見せたくない出会い系サイトやアダルトサイト等、有害情報が含まれるサイトを画面に表示しないように制限する機能です。 ・フィルタリングは万能ではないため、親子でフィルタリングの特徴や機能を正しく理解し、インターネットの利用ルールについて一緒に考えていくことが大切です。 ・パソコンなどのインターネット接続ができる機器を製造する事業者は、フィルタリングを利用しやすくして販売することとされています（条例第18条の7）。 	都	青少年・治安対策本部
<p>◆推奨携帯制度（九都県市連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の年齢に応じ、青少年の健全な育成に配慮した携帯電話端末や機能を推奨しています（条例第5条の2）。東京都が推奨した携帯電話端末等や機能を、東京都のほか、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の九都県市においても協働して推奨します。 ・新たにスマートフォンの推奨制度を開始します。 	都	青少年・治安対策本部
<p>◆東京子どもネット・ケータイヘルプデスク「こたエール」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットや携帯電話・スマートフォン等の普及に伴い、青少年が架空請求やネットいじめ、迷惑メール、有害サイト等のトラブルに巻き込まれ、青少年が被害者・加害者となるケースが増加していることから、青少年やその保護者、学校関係者などがインターネットや携帯電話に関する各種トラブルについて気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」を開設しています。 	都	青少年・治安対策本部
環境浄化活動の推進等	(実施主体)	(所管局)
<p>◆青少年の性被害等の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の性を取り巻く環境について、性行動の低年齢化やインターネット上の有害情報の氾濫などを踏まえ、青少年を健全に育成するための保護者等の責務（条例第18条の3）や出版・放送などのメディアの責務を規定しています（条例第18条の5）。 	都	青少年・治安対策本部
<p>◆児童ポルノの根絶と東京都青少年健全育成条例の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童ポルノを根絶するための環境整備に取り組むとともに、被害に遭った青少年に対し、その影響からの回復を支援します（条例第18条の6の2）。 ・青少年に対する反倫理的な性交等や使用済み下着等の買受け（条例第15条の2）、性風俗関連特殊営業に従事するよう勧誘することや接待飲食等の客となることを勧誘することを禁止（条例第15条の3）し、違反した場合には罰則を科しています。 ・保護者の同意や正当な理由のない青少年の深夜外出を制限するとともに（条例第15条の4）、カラオケボックスやまんが喫茶、インターネットカフェ、興業場（映画館など）、ボウリング場、スケート場、水泳施設を営業者が、青少年をこれらの施設に深夜立ち入らせることを禁止（条例第16条）しています。違反した場合は罰則（条例第26条）が科せられます。 	都	警視庁 青少年・治安対策本部
<p>◆不健全図書類等の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全な成長を阻害するおそれがある図書類やがん具類、刃物を指定（条例第8条）し、青少年への販売を禁止しています（条例第9条、第13条、第13条の2）。 	都	青少年・治安対策本部
<p>◆風俗営業等の規制及び業務の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、学校などの周辺や住宅地域における違法な性風俗関連特殊営業や、18歳未満の者に客の接待などをさせる違法な風俗営業などの取締りを積極的に実施しています。 	都	警視庁

3- (3) 地域で推進する「こころの東京革命」

「こころの東京革命」の普及啓発	(実施主体)	(所管局)
<p>◆こころの東京革命の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 『こころの東京革命行動プラン』をはじめとして、ポスターやリーフレット、映像等を活用し、都民一人一人へ「こころの東京革命」の理念が浸透するよう、普及啓発を図ります。 	都	青少年・治安対策本部
<p>◆「こころの東京革命アドバイザー」の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 「こころの東京革命」の趣旨を地域に伝える講演活動や、子育てに困っている人への相談活動の核となる「こころの東京革命アドバイザー」を育成し、地域での実践・普及を行います。 	都	青少年・治安対策本部
<p>◆スポーツ指導者向け講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツが青少年の健全育成に与える影響力に着目し、地域における青少年のスポーツ指導者を対象に「ルールや約束を守ることの大切さ」や「相手を思いやる心」等の啓発のための講習会を実施して、指導に生かしてもらうことで、青少年の規範意識の醸成を図ります。 	都	青少年・治安対策本部
<p>◆こころの東京塾</p> <ul style="list-style-type: none"> 区市町村保健所・保健センター等の母親学級や幼稚園、保育園などで、年代層（妊娠時、乳幼児期、小学生（低学年））に応じて、「こころの東京革命アドバイザー」による子育て（しつけ）講座を開催します。 	都 区市町村	青少年・治安対策本部 (再掲P92)
<p>◆出前講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域において青少年の健全育成や子育て支援活動などにかかわっている地区委員などを対象に、「こころの東京革命」について地域における具体的な取組を呼びかけ、その推進を図る講座を開催します。 	都 区市町村	青少年・治安対策本部
<p>◆小学校から保護者へ啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 都内全ての公立小学校において、新1年生の保護者に対し、「こころの東京革命行動プラン」の配付や校長等から「こころの東京革命」の理念等について説明を実施します。 	都 区市町村	青少年・治安対策本部
<p>◆ジュニアサッカーフェスティバル</p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツ（サッカー）を通じて、仲間とのコミュニケーションや親子とのふれあい、あいさつの大切さなどを保護者と子供と一緒に学ぶイベントを開催します。 	都【こころの東京革命協会】	青少年・治安対策本部
<p>◆こころのチャレンジプロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツを通じて子供に対し「努力することの大切さ」「相手を思いやることの大切さ」「ルールを守ることの大切さ」及び「あいさつの大切さ」等を教え伝えると同時に、大人に対し子供の「しつけ」への積極的な参加を訴えることを目的に開催します。 	都【こころの東京革命協会】	青少年・治安対策本部
<p>◆中学生の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> 都内の中学生が、日常を通じて考えていることや意見、希望等を発表することにより、中学生の自立心を育てる機会とするとともに、中学生の意識等に対する都民の理解と認識を深めます。 	都【こころの東京革命協会】	青少年・治安対策本部
<p>◆体験記事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 子供の体験の記録を募集することで、家族の大切さを考える機会を設定します。小学生を対象に「こころの東京革命」の趣旨に沿ったテーマで、様々な活動や体験についての絵を募集します。 	都【こころの東京革命協会】	青少年・治安対策本部
<p>◆親子の絆コンサート</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊娠期の母親や父親、乳幼児教育に関心を持つ人を対象として、次代を担う子供に「こころの東京革命」の趣旨を伝え、乳幼児教育の重要性を訴えるとともに、音楽によるリラックスタイムを提供します。 	都【こころの東京革命協会】	青少年・治安対策本部
<p>◆音楽劇「あいさつは魔法の力」</p> <ul style="list-style-type: none"> あいさつソング「あいさつは魔法の力」を題材とした音楽劇を通じて、子供、保護者、地域住民等に対して、「あいさつの大切さ」などについて考えてもらうことを目的に開催します。 	都【こころの東京革命協会】	青少年・治安対策本部
<p>◆家族ふれあいの日</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者等と連携し、18歳未満の子供を含む家族で利用すると割引等のサービスが受けられる協力店や施設を紹介し、家族のふれあいを促進します。 	都【こころの東京革命協会】	青少年・治安対策本部
<p>◆「こころの東京革命」普及啓発事業補助</p> <ul style="list-style-type: none"> 都では、「こころの東京革命」の理念である公德心や規範意識及び思いやりの心の高揚を図るため、区市町村が地域の実情に合わせて展開する事業に要する経費の一部を補助します。 	区市町村	青少年・治安対策本部

第4章 推進体制等の整備

都が、本計画に掲げた理念を実現し、全ての子供・若者が希望を持って生き生きと生活し、活躍できる社会を築いていくためには、教育、福祉、保健・医療、雇用、矯正・更生保護、青少年健全育成など、様々な分野で取り組んでいるそれぞれの施策や事業を総合的に推進していくことが欠かせません。特に、社会的自立に困難を抱えている子供・若者とその家族に対しては、相談体制を確保するとともに、社会的・職業的自立や地域社会での円滑な生活をきめ細かく支援していく必要があります。

これまで実施してきた子供・若者支援に関わる様々な分野の施策をより効果的に実施するため、全ての関係部局や関係団体等がこれまで以上に連携・協力し、計画的かつ着実に取り組んでいくことが求められます。

また、子供・若者が困難を抱えるに至った背景が複雑・多様化していることから、国や都、区市町村だけでなく、家庭、地域のNPO団体等や企業など、幅広い関係機関が機能的ネットワークを構築し、相互に連携・協力し、一体となって対応していくことが重要です。

1 都における計画の推進体制

(1) 東京都子供・若者問題対策会議

都は、青少年に係る問題について、各局の連携強化に資するよう情報を共有するとともに諸課題について検討し、政策の方向性を示すことを目的として、副知事を座長とする「東京都子供・若者問題対策会議」を設置・運営しています。

現在、「子供の安全対策」をはじめ、「非行少年の立ち直り支援」、「いじめ」、「ネット・ケータイ」など10項目の課題を設定し、課題ごとに局横断的な取組を検討・推進しています。

(2) 東京都青少年問題協議会

東京都青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法等に基づいて設置された知事の附属機関です。青少年問題に関する総合的施策の樹立に必要な事項を調査・審議し、関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、知事及び関係行政機関に対し、意見具申を行います。

本計画は、青少年問題協議会の諮問・答申を経て策定されました。

(3) 東京都青少年健全育成審議会

東京都青少年健全育成審議会は、東京都青少年の健全な育成に関する条例第19条に基づいて設置された知事の附属機関です。知事が優良図書類等の推奨や不健全図書類等の指定等を行う際に意見を具申します。

(4) 東京都子供・若者支援協議会

都は、子ども・若者育成支援推進法（以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、平成26年3月に東京都子供・若者支援協議会を設置しました。

本計画で掲げる理念を実現するため、関係部局等との連携・協力を密にし、総合的かつ着実な施策の推進を図ります。また、本計画の進捗状況を定期的に報告・点検し、様々な

立場の支援機関の意見等を聴くことで、計画を推進する上での課題等を再検討し、施策の一層の推進を図ります。

(5) 区市町村、民間団体等との連携

住民に最も身近な区市町村との連携を推進するとともに、地域のニーズに応じて、区市町村が子供・若者の育成支援施策を円滑に実施できるよう、子供・若者の育成支援に関わるNPOや民間団体の育成、人材等の確保・養成、資質の向上等に取り組んでいきます。

また、先駆的・モデル的事業に積極的に取り組み、蓄積した支援ノウハウを区市町村に提供するほか、区市町村で対応が困難な事例を共有するなど、区市町村が主体的に事業を実施できるよう支援していきます。

(6) 社会全体で取り組むための啓発

困難を抱える子供・若者を社会全体で支援していくことの重要性を普及啓発することにより、子供・若者の育成支援に携わる関係機関相互の連携・協力を強化し、地域における支援のネットワーク整備を推進します。

2 区市町村の役割

(1) 地域の実情に応じた子供・若者支援施策の着実な推進

区市町村は、子供・子育て支援施策の実施主体であり、小・中学校の設置者でもあることから、子供・若者の発達段階に応じた支援を切れ目なく実施する上で重要な役割を担っています。

このため、区市町村には、住民に身近な自治体として、その区域内における子供・若者の状況に応じて、必要となる支援の仕組みを構築していくことが求められます。

都は、区市町村が、地域の子供・若者の支援ニーズの実態や、活用可能な社会資源等を適切に把握し、多様な分野の関係機関等と連携しながら、必要な施策を円滑に推進していくことができるよう支援していきます。

(2) 区市町村子供・若者計画の策定

区市町村は、国の「子ども・若者ビジョン」及び「東京都子供・若者計画」を勘案し、当該区市町村の区域内における子供・若者の育成支援についての計画（以下「区市町村子供・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとされています（法第9条第2項）。

都は、全ての区市町村で、地域の実情に応じた区市町村子供・若者計画が策定されるよう推進していきます。

(3) 地域における子供・若者育成支援ネットワーク（子供・若者支援地域協議会）の設置

区市町村は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、単独で、又は共同して、関係機関等により構成される子供・若者支援地域協議会を設置するよう努めるものとされています（法第19条第1項）。

都は、社会的自立に様々な課題を抱える子供・若者や、社会生活を営む上で困難を抱える子供・若者が、より身近な区市町村において適切な支援が受けられるよう、区市町村におけ

る子供・若者支援地域協議会の設置を推進していきます。

3 子供・若者支援地域協議会の仕組み

(1) 協議会を設置する趣旨

近年、児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫など、子供・若者をめぐる環境が悪化しています。また、ニートやひきこもり、不登校など、子供・若者の抱える問題も深刻化・複雑化しています。

子供・若者の抱える課題が、個別の支援体制における関係機関だけで対応することが困難な場合には、様々な機関が相互にネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かして支援していくことが効果的です。また、今後、変容する社会情勢の中で、予想しがたい新たな困難が生じてきた場合においても、協議会のネットワークを活用して支援していくことが求められます。

法により地方公共団体が設置する協議会には、困難を抱えた子供・若者を含め、全ての子供・若者の自立を支援するセーフティネットとしての役割が期待されています。

(2) 協議会の基本的な構成等

① 対象となる子供・若者

協議会における支援の対象となる子供・若者とは、就学及び就業のいずれもしていない子供・若者その他の子供・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するもの（法第15条第1項本文）です。

したがって、ひきこもりや若年無業者だけではなく、不登校など様々な困難を有する子供・若者を幅広く含みます。一方、福祉、雇用といった個別の分野におけるそれぞれの担当機関や他のネットワークによる支援も充実してきていることから、他のネットワーク等だけで十分に対応可能な場合は、適切な支援機関へつなぐことが必要です。協議会においては、関係機関が密接に連携して総合的に対応する必要のあるものを対象とします。

ここにおける「子供・若者」の対象年齢は30歳代までを想定しています。

② 設置主体

協議会の設置主体は、地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体であり、都道府県、区市町村のほか、地方公共団体の組合（一部事務組合や広域連合）も含まれます。

なお、複数の区市町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することもできます。

③ 協議会の名称

協議会の名称は、設置要綱等において法に基づく協議会であることを示し、位置付けを明確にしていれば、必ずしも「子供・若者支援地域協議会」という文字を用いる必要はありません。協議会の名称は、内閣府令で定めるところにより公示すべき事項の一つとなっています。

④ 構成員

協議会の対象となる困難を有する子供・若者への対応は、例えば、①電話相談、個別家族支援、家族療法、家族会の紹介、緊急対応などの家族相談、②カウンセリング、心理治療、精神科治療、訪問支援などの本人へのアプローチ、③集団療法、デイケア、居場所作りなどの集団適応支援、④就業支援、就学・復学支援など、様々な社会資源の活用や、多様なアプ

ローチが考えられます。

このため、協議会の構成員としては、国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、NPO法人その他の団体並びに学識経験者等であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子供・若者育成支援に関連する分野に従事するものが想定されます（法第15条第1項本文）。

ただし、法律上想定されている全ての分野の団体・個人を必ず含めなければならないものではなく、地域の実情に応じて、ある程度限定したり、逆に幅広くしたりすることも可能です。

（子供・若者支援地域協議会を構成する関係機関の具体例）

分野	団体	個人
教育	教育委員会、教育相談センター、 学校（大学を含む。）	校長その他の教員、 スクールソーシャルワーカー、 スクールカウンセラー、 特別支援教育コーディネーター
福祉	福祉事務所（家庭児童相談室を含む。）、 子供家庭支援センター 社会福祉施設、児童相談所、 発達障害者支援センター、 ひきこもり地域支援センター	保育士、家庭相談員、 民生委員・児童委員、 社会福祉士
保健・医療	精神保健福祉センター、保健所、 市町村保健センター、 病院、診療所、心理相談所	医師、看護師、保健師、 心理職、 精神保健福祉士
矯正、更生 保護等	保護観察所、少年鑑別所、 少年センター	保護司
雇用	地域若者サポートステーション事業・合 宿型自立支援プログラムを運営してい るNPO等の法人・団体、 ハローワーク、職業訓練機関、ジョブカ フェ	キャリア・コンサルタント
総合相談 等	子供・若者総合センター*、 子供・若者の支援に携わるNPO等	少年補導員

※「少年補導センター」、「少年センター」等を含む。

⑤ 運営方法

協議会は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図ることを目的としています。まずはそれぞれの機関が一堂に集まり、お互いに「顔」の見える関係を築くことから始める必要があります。

協議会の運営方法は、設置主体や地域の状況により規模等が異なるため一律に考える必要はありません。例えば、①構成機関の代表者によって組織される代表者会議、②実務者によって組織し、進行管理等を担う実務者会議、③個別のケースを担当者レベルで適宜検討する個別ケース検討会議の三層構造とすることも考えられます。

⑥ 調整機関（法第21条）

調整機関は、多くの関係機関等から構成される協議会が効果的に機能するために協議会の事務局機能を果たし、運営の中核として支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて他の関係機関等との連絡調整を行うことをその役割とします。

⑦ 指定支援機関（法第 22 条）

指定支援機関は、公的機関と連携して、困難を有する子供・若者に対し法第 15 条第 1 項各号に規定する支援を担うことをその役割とする民間団体です。指定支援機関は、協議会を設置した地方公共団体の長が、構成機関等のうちから、1 つの団体を指定することになります。

指定支援機関は、①支援に関する実践的・専門的な情報の提供、②調整機関と協力しつつ、協議会の円滑な運営のための潤滑油的な機能といった、協議会の支援全般の主導的役割を果たすことが期待されます。

⑧ 子ども・若者総合相談センター（法第 13 条）

地方公共団体は、子供・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとされています。

その場合、新たに相談窓口や関係施設を設ける場合のほか、既存の相談機関が法の「子ども・若者総合相談センター」の機能を併せ持つことも可能です。

4 関係機関との連携の強化、人材の養成

(1) 既存の協議会、ネットワーク等との連携

社会的自立に向けて困難を有する子供・若者への支援を実施するに当たっては、多様な関係機関が連携していくことが必要になります。また、既に地域において様々な支援を行っている既存の協議会やネットワーク等の中には、子供・若者育成支援ネットワークと支援の対象者が一部重複したり、目的等が重なり合うものがあります。

このため、区市町村の実情に応じ、既存のネットワークと連携して、子供・若者育成支援ネットワークの活動を充実させたり、あるいは、必ずしも新たな仕組みを立ち上げなくても、既存の仕組みの中で活用可能なものを子供・若者支援地域協議会として機能させていくことも考えられます。

既存の協議会及びネットワークには、例えば以下のようなものがあります。

名 称 等	概 要
要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第 25 条の 2）	要保護児童等の早期発見や適切な保護を図ることを目的とし、児童相談所や学校、保健所などの関係機関が、必要な情報交換や支援内容の協議などを行うネットワーク
生活困窮者自立支援制度の支援調整会議等の地域ネットワーク	支援調整会議など、生活困窮者を早期に発見し包括的な支援を行うための地域ネットワーク
地域若者サポートステーション事業のネットワーク	ニート状態にある若者等の職業的自立支援を目的とした地域の若者支援機関等からなるネットワーク
児童生徒の不登校・いじめ	不登校やいじめ等児童生徒の問題行動等への対応を目的とし

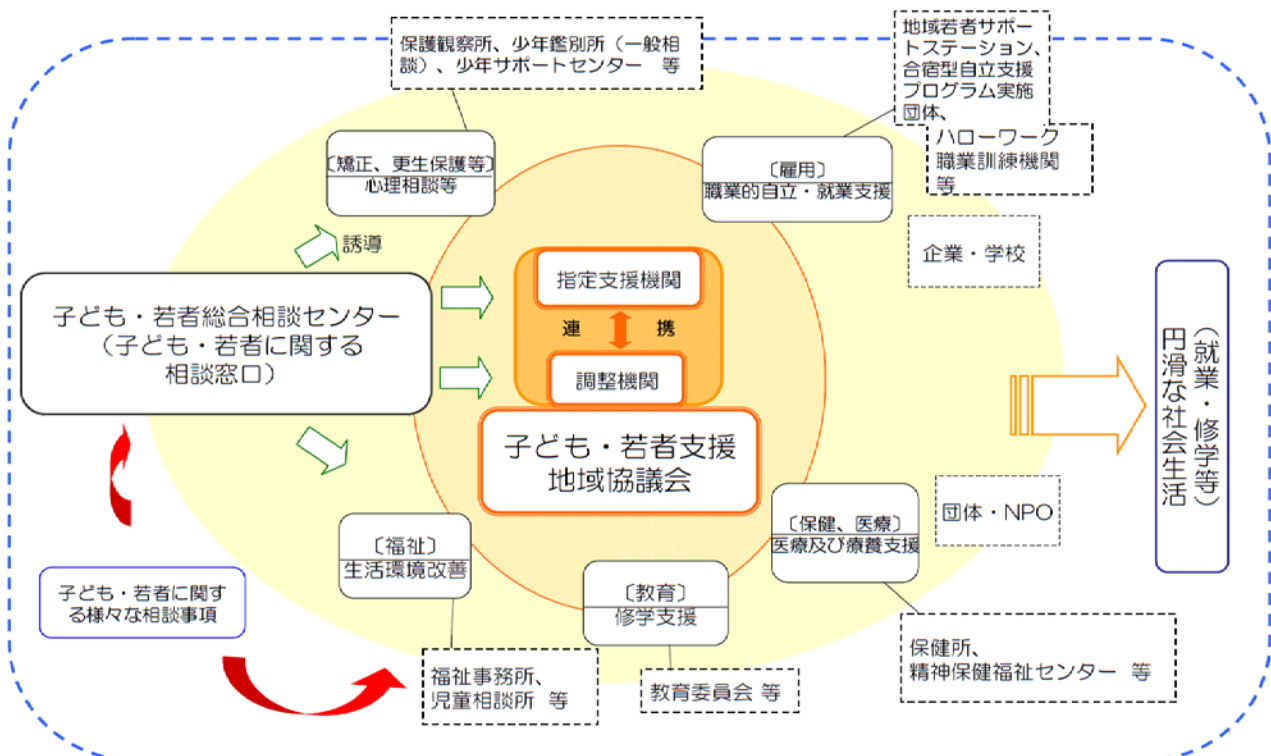
等に対応するためのネットワーク	た、教育委員会、学校、教育支援センター（適応指導教室）等の関係機関によるサポートのためのネットワーク
特別支援教育を総合的に支援するためのネットワーク	発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒に対し、学校における特別支援教育を総合的に推進するための、教育、医療、保健、福祉、雇用等の関係機関等によるネットワーク
ひきこもり地域支援センターのネットワーク	ひきこもり地域支援センターは、ひきこもりについて専門的見地から相談機能を担うものであり、相談内容に応じた適切な支援をするために医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関が情報交換等を行うネットワーク
少年非行対策ネットワーク	少年非行の防止や立ち直りを支援するためのネットワーク

(2) 人材の養成

子供・若者の育成支援は、社会のあらゆる分野における全ての構成員がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組む必要があります。

都及び区市町村は、子供・若者の育成の課題を具体的に共有し、それぞれの協議会の円滑な運営を図るため、関係部局や関係機関等と連携しながら、研修等を通じて人材の養成や資質の向上に努めていきます。

地域における子ども・若者育成支援ネットワーク(イメージ)



※ H22 内閣府資料